

やらいでか！鳴門

なると環境プラン 2004

- 鳴門市環境基本計画 -



5つの環が光る

環光のまち

美しい鳴門

に向けて



目次



- 「なると環境プラン 2004」策定にあたって
鳴門市長 亀井俊明

- 第1章 環境基本計画とは
- 第2章 環境の現状と課題
- 第3章 鳴門市の望ましい環境像
- 第4章 取り組み方針
- 第5章 重点実施事業
- 第6章 地域別の取り組み方針
- 第7章 計画推進の考え方

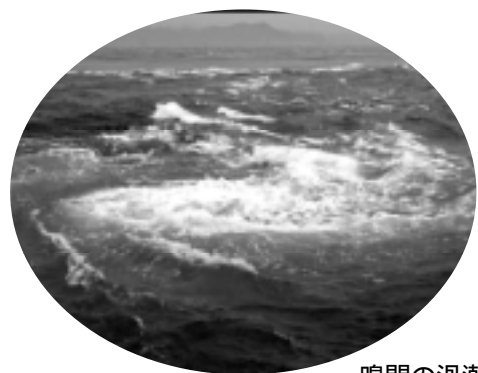
参考資料

目次

第1章	環境基本計画とは	1
1	計画の目的	2
2	基本理念	2
3	計画の位置づけ	3
4	計画の期間	4
5	計画の対象地域	5
6	対象とする環境の範囲	5
7	計画策定の経緯等	6
第2章	環境の現状と課題	9
第1節	環境問題の現状と動向	10
1	「環境」とは？	10
2	「環境問題」とは？	10
3	国及び世界をめぐる動き	13
4	徳島県をめぐる動き	15
5	鳴門市の環境に係わる取り組み	16
第2節	鳴門市の環境の現状	17
1	位置	17
2	地形・地質	18
3	気候	19
4	人口	19
5	土地利用等	21
6	指定区域等	22
7	産業	23
8	交通	25
9	上下水道	27
10	廃棄物	28
11	エネルギー	29
12	公害苦情	29
13	歴史文化	30
14	学校教育・生涯学習	30
15	大気環境	31
16	河川等の水辺環境	33
17	海辺の環境	35
18	山の環境	40
19	自然環境基礎調査	41
第3節	鳴門市の環境の課題	46

第3章	鳴門市の望ましい環境像	51
1	環境像の基本的な考え方	52
2	望ましい環境像	53
3	計画の構成	54
第4章	取り組み方針	57
1	個別目標ごとの取り組み方針	58
	(図 個別目標ごとの施策の体系)	
	基本方針1 まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める	61
	個別目標1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう	62
	個別目標2 環境教育・環境学習を進めよう	64
	個別目標3 参加・協働による環境づくりを進めよう	67
	基本方針2 生存基盤としての自然を守り、活かす	71
	個別目標4 豊かな海を守り育てよう	72
	個別目標5 身近な水環境を再生しよう	74
	個別目標6 ふるさとの山を守ろう	77
	個別目標7 農環境を持続的に守り、活用していこう	79
	個別目標8 野生の生き物の生息環境を守り、共存をはかろう	82
	個別目標9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう	86
	基本方針3 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める	89
	個別目標10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう	90
	個別目標11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう	95
	個別目標12 エネルギーを大切にしよう	99
	個別目標13 きれいで安全な環境を守ろう	101
	個別目標14 化学物質による環境汚染を防止しよう	106
	個別目標15 地域から地球環境保全に取り組もう	108
第5章	重点実施事業	111
	プロジェクト1 フクロウと子どもたちの森プロジェクト	113
	プロジェクト2 鳴門“ほどよい生活”プロジェクト	116
	プロジェクト3 なると環境学舎プロジェクト	117
	(平成23年度を目標年次とする施策とプロジェクトとの対応)	120)

第6章	地域別の取り組み方針	125
	撫養町	127
	里浦町	130
	鳴門町	133
	瀬戸町	136
	大津町	139
	北灘町	142
	大麻町	145
第7章	計画推進の考え方	149
1	計画推進における各主体の役割とパートナーシップ	150
2	計画推進のための体制	155
3	計画推進のための仕組み	157
参考資料		
1	鳴門市環境基本条例	160
2	計画策定の経緯	163
3	答申	165
4	名簿	166



鳴門の渦潮

「なると環境プラン 2004」策定にあたって

環境の世紀と言われる 21 世紀、環境問題は日々多様化、広域化、複雑化しています。我々ひとりひとりが原因者であり、被害者でもある現在の環境問題を解決するためには、一人ひとりが自らの問題として取り組んでいく必要があります。

本市では、21 世紀半ば、50 年先という長期的な展望のもと、環境施策を総合的、計画的に進めるためのよりどころとして、「なると環境プラン 2004 - 鳴門市環境基本計画」を策定いたしました。

鳴門らしさを活かし、多くの市民の方々の参加を得、実効につながる計画とすること、を視点に検討を進め、50 年先の将来を見通した望ましい環境像「5つの環(わ)が光る 環光のまち・美しい鳴門～豊かな海・山・歴史・温かな心に出会えるまち、みんなで育み・伝える美しきふるさと」を掲げています。また、とくに重点実施事業として「フクロウと子どもたちの森プロジェクト」「鳴門“ほどよい生活”プロジェクト」「なると環境学舎プロジェクト」の3つのプロジェクトの推進をはかっていきます。



人と自然の環、人と人の環、その環がキラリと光る時、鳴門は美しく姿を変えていきます。

美しく恵み豊かな鳴門を将来世代に引き継いでいくためにも、そして我々自身も豊かな自然の恵みを享受し、心豊かに暮らしていくためにも、ともに鳴門の環境の将来のために取り組んでいきませんか？そんな呼びかけの気持ちをこめて、本計画では『やらいでか！鳴門』をスローガンとして掲げています。

今後は、本計画を本市の環境に係わる施策の基本とし、地域の環境づくり、また地球環境の保全に向けた諸施策を推進しながら、循環型社会の構築を図り、自然や環境にやさしいまちづくりを推進してまいりたいと考えております。皆様方におきましても、より一層のご協力、ご支援をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定におきましては、環境審議会、なると環境市民会議、環境ワークショップ、市民環境アンケート、環境シンポジウムなどを通じて多くの市民や学識者、事業者の方々にご意見、ご参加、ご協力いただきました。心から感謝申し上げます。

平成16年3月

鳴門市長 亀井俊明

第1章 環境基本計画とは



フクロウのひな

第1章 環境基本計画とは

1 計画の目的

環境基本計画とは、「環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画」(環境基本法より)です。

本市の環境の現状と課題や市民等の声を踏まえた上で、鳴門市環境基本条例の基本理念に基づき、より良い環境の実現をはかるための基本的な考え方や目指すべき望ましい環境像、具体的な取り組み施策、達成目標を設定し、着実な環境づくりを進めていくための指針となる計画づくりを行います。

2 基本理念

環境の保全及び創造の基本的な理念について、鳴門市環境基本条例では以下のように定めています。

『鳴門市環境基本条例』(平成13年4月1日施行)

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

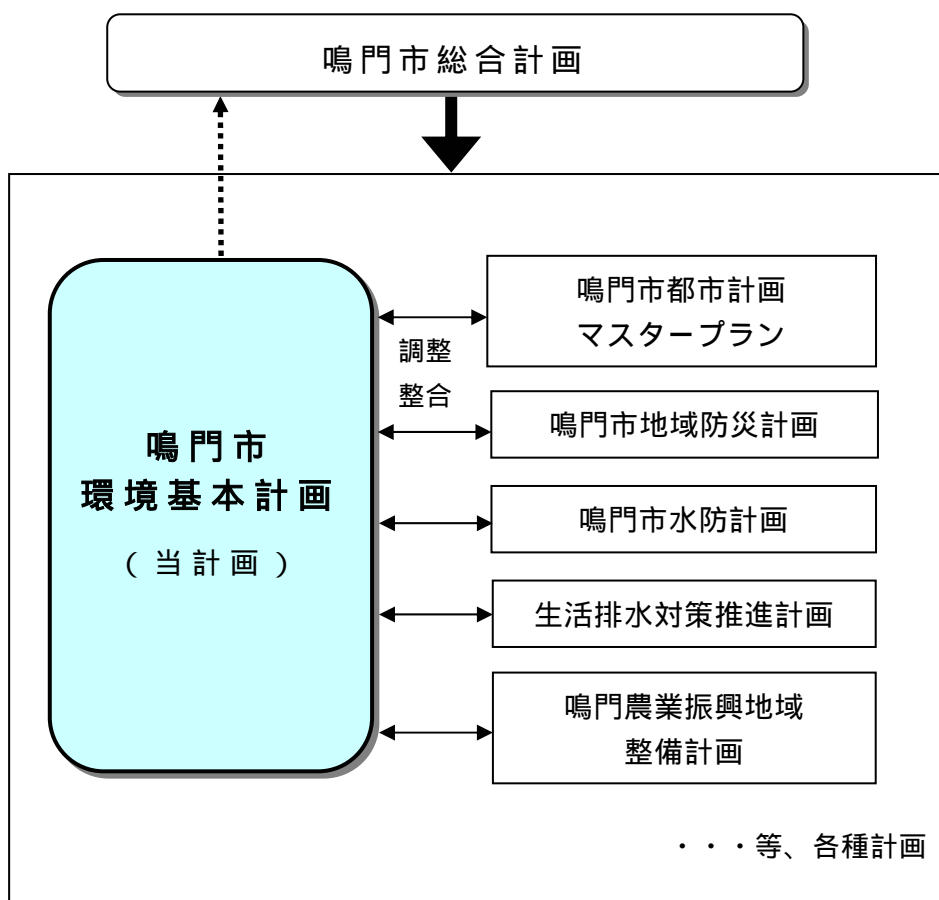
2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。

3 計画の位置付け

環境基本計画は、本市の計画の中で下記のように位置付けられます。

環境基本計画は、環境に関する総合的な計画として、上位計画である鳴門市総合計画、ならびに市の各種計画との整合をはかる必要があります。



5 計画の対象地域

計画の対象地域は、鳴門市全域とします。

なお、環境には市町村界、都道府県界、国境はないことから、市域を越えた広域的な考え方や協力体制についても、対象としていくものとします。

6 対象とする環境の範囲

環境問題は、私たちの生活のありとあらゆる側面と関連があり、その対象とすべき範囲は非常に広いものです。

計画で扱う環境は、大きく「自然環境」と「社会環境」とに分けられます。

それぞれに含まれるさまざまな要素と、それらの相互関係とがおりなす複雑多岐にわたる環境をかんがみながら、計画で取り上げていく取り組み内容を検討していくものとします。

自然環境 とは

人間を含む生きものが生きていくうえでの基盤となる環境。

土壌、水、大気、太陽エネルギー、森や川・海等のバイオームや自然生態系やそれらの相互的なかかわり、仕組み。

社会環境 とは

人間活動に関係する環境。

生活環境、歴史環境、文化環境、教育環境、都市環境、国際環境等。

7 計画策定の経緯等

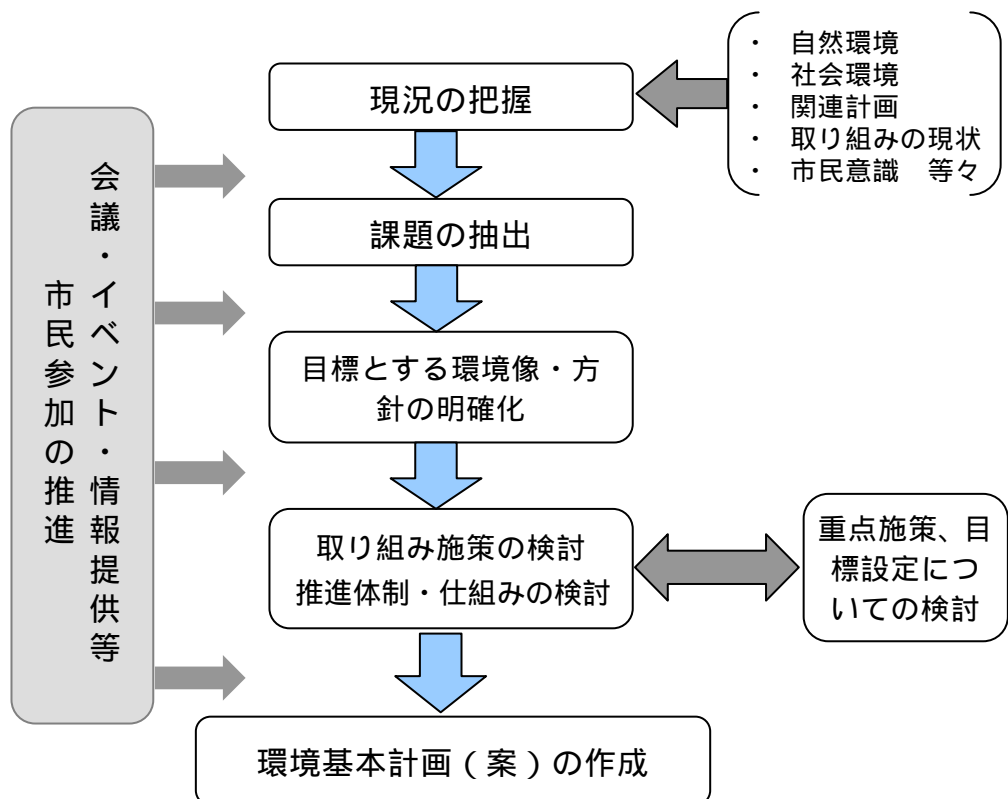
(1) 計画策定の考え方

計画策定においては、下記を基本的な考え方として検討を進めました。

- 21世紀半ばを見通した長期的な視点をもった計画づくり
- 鳴門市らしさを感じられる計画づくり
- 鳴門市の中の地域特性を活かした環境づくり
- 市民をはじめとする、あらゆる主体の参加による計画づくり・環境づくり
- 計画策定後の実効性を担保する仕組み・体制づくり

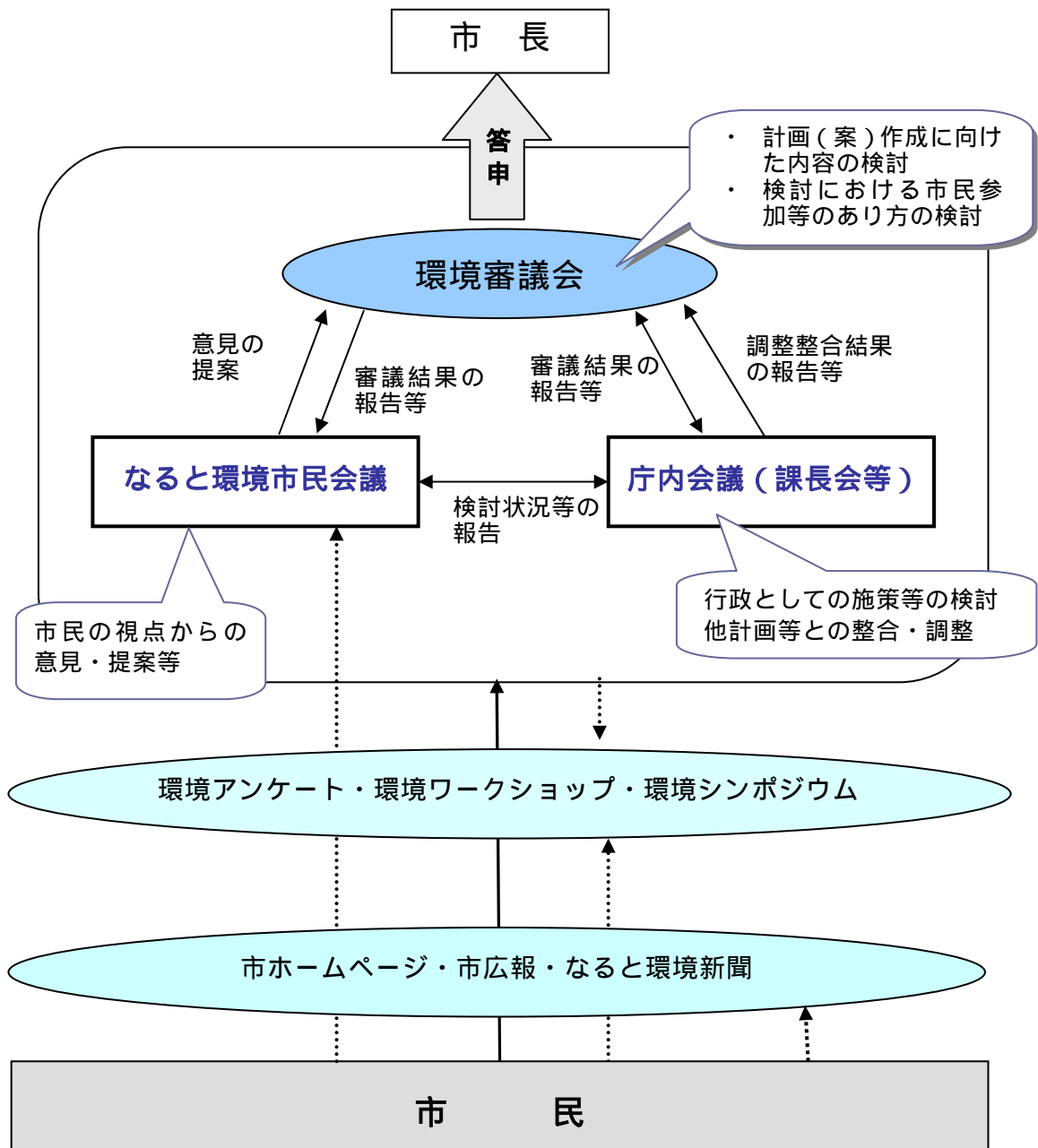
(2) 計画策定の流れ

計画策定の流れを下図に示します。



(3) 計画策定の体制

下図のような検討によって計画策定に向けた検討等が行われました。



——→ 情報の動き(意見、情報)
→ 人の動き(参加)

第2章 環境の現状と課題



ハマボウ(市の花)

第2章 環境の現状と課題

第1節 環境問題の現状と動向

1 「環境」とは？

一般に「環境」とは、“自分を取り巻くすべてのもの”と定義されますが、環境問題を考える場合、それだけではよく分かりません。もう少し具体的に言えば、右図のように「大気」「水」「土壌」「太陽光」を土台として「生物」が存在し、これら5つの要素が互いにかかわり合うことで成り立っている仕組みのこと、です。

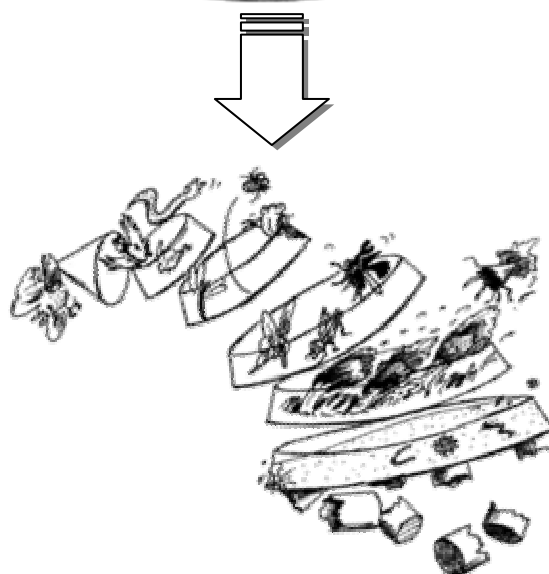
私たちの生活や社会経済システムは、こうした土壌、水、空気、地下資源や動植物といった自然環境からの恵みを活用し、活用したものを再び自然環境に排出することによって成り立っているのです。



2 「環境問題」とは？

「環境問題」とは、私たちの暮らしや社会がこれら「大気」「水」「土壌」「太陽光」「生物」の5つの要素を破壊したり、大量に消費したり、大きな負荷をかけることで、全体のバランスが崩れたことによって発生するさまざまな問題のことです。

私たち人間も5つの要素のバランスの中に組み込まれて生きていますが、高度経済成長期以降の大量生産・大量消費・大量廃棄型への社会システムの移行によって、人類の生存基盤である自然環境のバランスが崩れると…



生存基盤である自然環境のバランスが崩れると…

る自然環境が次々に破壊・消費され、さらにさまざまな排出負荷がかかるようになったことで、物質循環のバランスが崩れ、その結果、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等、産業活動に伴う公害問題が顕在化しました。

そして現在、法律の整備や公害対策の進捗により、公害問題は一応の沈静化をみていますが、一方でダイオキシンや環境ホルモン、地球温暖化、生物多様性の消失、そして途上国における公害問題の深刻化等、非常に多様で特定の原因者を持たない、地球規模での複雑な環境問題が顕在化してきています。これらすべての環境問題も、突き詰めると、生存基盤である自然環境の破壊と、自然環境へのさまざまな排出物（固形廃棄物・大気汚染物質・水質汚濁負荷・廃熱等々の広義のごみ）の増大とに整理できます。（下図参照）

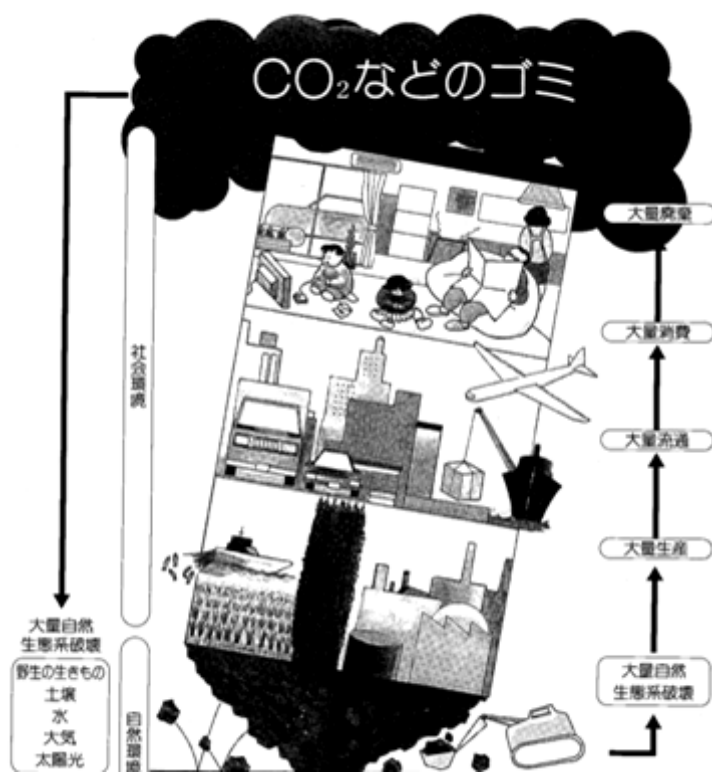
「環境の世紀」と言われる21世紀にあって、将来世代に未来ある環境を引き継いでいくためにも、生存基盤である自然環境を保全・再生し、物質的豊かさや利便性だけにとらわれない低負荷なライフスタイルを見直し、持続可能な地域づくりを進めていくことが全世界的な命題となっています。

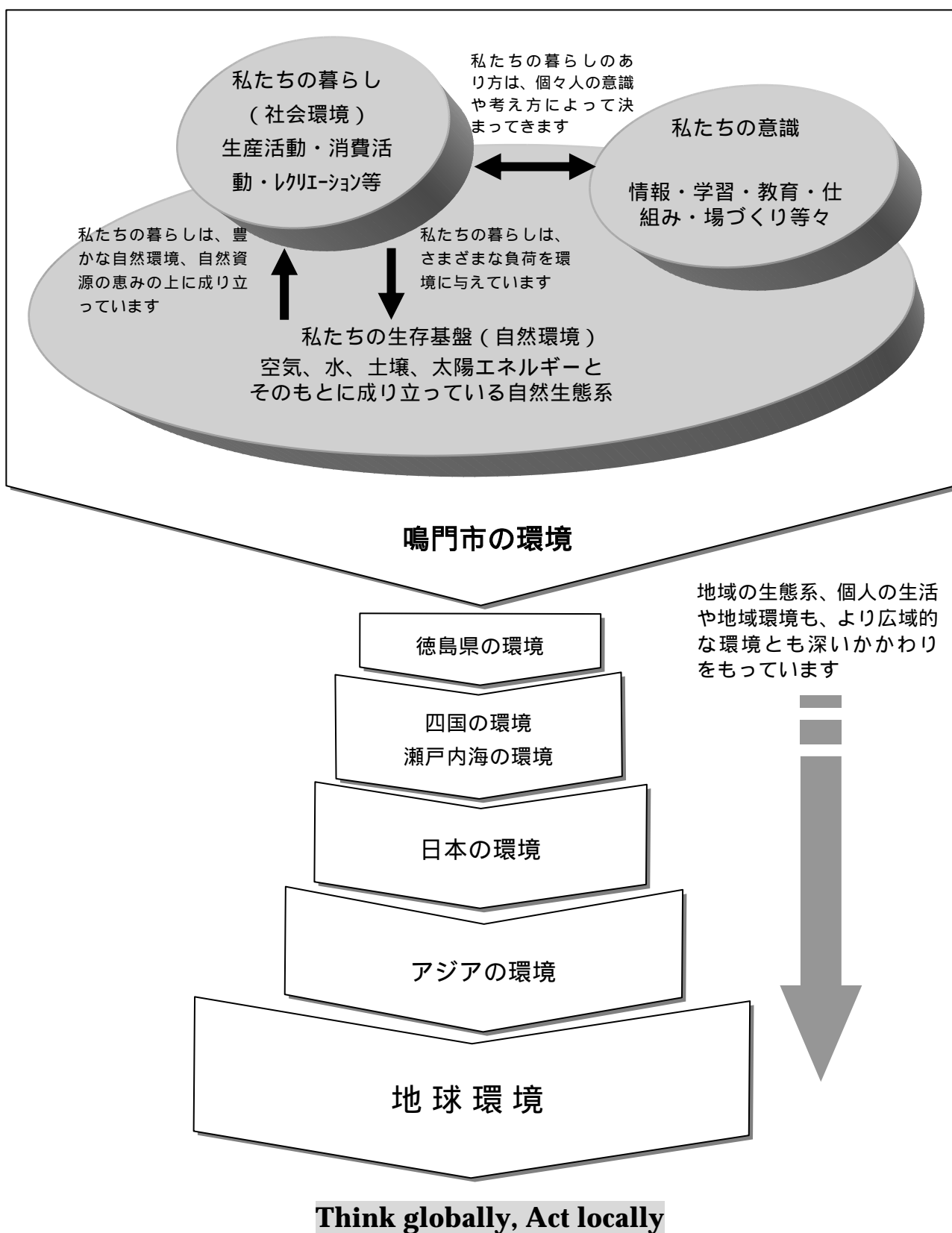
鳴門市の環境は、鳴門市だけの問題、資源ではありません。徳島県、四国、日本、アジア・・・と確実に地球規模の環境とつながっています。

したがって本市においても、われわれにとって「良い環境」「悪い環境」とは何かを再認識し、将来世代に向けてどのような環境を引き継いでいくのかを真剣に考え、実行に移していく必要があります。

図 2-1-1 大量消費社会と環境問題 - グラグラの社会 -

自然生態系を壊し、生物資源や地下資源を大量に消費し、モノを大量に生産、消費、廃棄した結果、排出された固形廃棄物や排ガス、排水等のゴミ（広義）がさらに自然生態系を破壊するという悪循環が起きている。土台である自然生態系が危うい私たちの社会は、「グラグラの社会」と言える。





Think globally, Act locally

図 2-1-2 鳴門市をめぐる環境

3 国及び世界をめぐる動き

平成4年(1992年)にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで地球サミット(環境と開発に関する国連会議)が開催されて以降、国際社会における環境問題に関する動きにはめまぐるしいものがありますが、地球環境の改善は思うように進展していないのが現状です。

人口増加や国間における貧富の差の拡大は依然として解消されることはなく、そうした問題を背景としてさらにテロや武力紛争が頻発する等、一国で解決することが難しい複雑で根深い地球規模での問題が生じています。

そんな中、日本では、環境基本法の制定(平成5年)以降、非常に多くの環境に係る法律の制定・改定、計画の策定が進められてきています。

そして近年、地方分権や市町村合併による自治体統合が進むなか、経済的な発展や人口規模の拡大を目標としない、持続可能な地域づくりが注目を集めるようになってきました。



図 2-1-3 地球規模での所得と経済の不均衡
(出典: UNDP = 国連開発計画、1992年)

図 2-1-4 世界の二酸化炭素排出量(年間)
(資料: 米国オクリッジ国立研究所二酸化炭素情報解析センター、1999年)

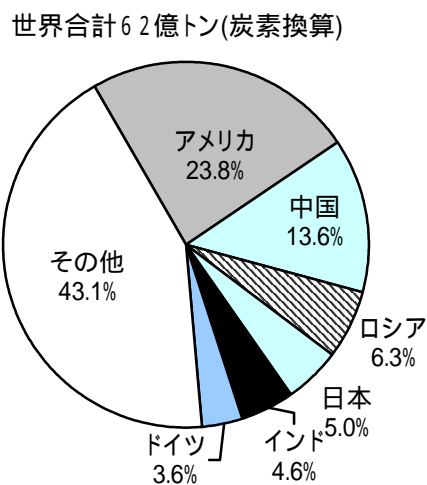


表 2-1-1 環境政策をめぐる動き

	環境に関わる出来事	世の中の動き	
(物の豊かさの追及) 高度経済成長期	昭和30 イタイイタイ病(富山県・神通川流域)発生	昭和28 テレビ放送開始	
	昭和31 水俣病発生(熊本)	昭和31 経済白書「もはや戦後ではない」	
	昭和35 四日市公害深刻化(ぜんそく等)	昭和35 国民所得倍増計画スタート	
	昭和37 レイチェル・カーソン「沈黙の春」	昭和37 全国総合開発計画	
	昭和40 第二水俣病発生(新潟県・阿賀野川流域)	昭和39 東海道新幹線開通	
	昭和42 公害対策基本法の成立	昭和39 東京オリンピック開催	
	昭和42 新潟水俣病訴訟、四日市公害訴訟	昭和41 日本の人口が1億人を突破	
	昭和45 第64回国会(公害国会)で14の公害関連法案可決	昭和44 人類初の月面着陸	
	昭和46 環境庁発足	昭和45 大阪万国博覧会開催	
	昭和47 ローマクラブ「成長の限界」	昭和47 日本列島改造論発表	
	昭和47 国連人間環境会議(ストックホルム会議)「かけがえのない地球 The only one earth」をスローガンに人間環境宣言を採択	昭和48 第4次中東戦争(第1次石油危機)	
	昭和54 省エネルギー法制定	昭和54 第2次石油危機発生	
		昭和59 平均寿命が男女とも世界一に	
	グローバル化 (地球環境問題の顕在化)	昭和60 オゾン層保護のためのウィーン条約採択	昭和61～H3 バブル景気
		昭和61 チェルノブイリ原発事故発生	
昭和62 モントリオール議定書採択 (オゾン層破壊物質の生産の規制等)			
昭和63 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)設立			
平成4 地球サミット「国連環境開発会議」開催 『環境と開発に関するリオ宣言』、「アジェンダ21」採択		平成1 消費税(3%)導入	
生物多様性条約採択		平成3 牛肉・オレンジ輸入自由化	
平成5 環境基本法制定		平成5 コンビニが4万店を越す	
平成6 環境基本計画を策定			
平成9 京都議定書を採択(COP3)			
環境影響評価法制定			
河川法改正(環境保全を目的に追加)			
平成10 地球温暖化対策推進法		平成10 GNP世界2位に	
平成11 PRTR法(化学物質排出把握管理促進法)制定			
ダイオキシン類対策特別措置法制定			
平成12 循環型社会形成推進基本法制定 第二次環境基本計画閣議決定		平成12 世界人口60億人突破	
平成13 内閣総理大臣主催「21世紀『環の国』づくり会議」開催 (大量生産・大量消費・大量廃棄社会から持続可能な社会への転換と地球との共生)			
平成14 ヨハネスブルグサミット (持続可能な開発に関する世界首脳会議)			
京都議定書を批准			
新・生物多様性国家戦略決定			
自然再生推進法制定			
平成15 環境の保全に関する意欲の増進及び環境教育の推進に関する法制定			
循環型社会形成推進基本計画策定			

(平成15年版「環境白書」環境省編より作成)

4 徳島県をめぐる環境の動き

県では、地球サミットの開催、国の環境基本法の制定、環境基本計画の策定等の国内外の動向をふまえ、平成7年に「徳島環境プラン」を策定しました。さらに、平成11年に「環境基本条例」を制定し、人と自然との共生、持続的発展が可能な社会の構築、地球環境保全に向けた地域の取り組み、という3つの基本理念を示し、そのもとで「人と自然が共生する住みやすい徳島」の実現を目指し、プランの推進をはかってきています。

平成15年度末には、基本条例の理念をふまえ、環境の将来像やその実現に向けた目標や方策を明らかにした「徳島県環境基本計画」を策定し、「環境首都とくしま憲章」を策定しています。

表 2-1-2 徳島県の環境政策に係る主な事項

年 月	主な事項
昭和 32 年 10 月	瀬戸内海国立公園計画の決定
昭和 33 年 7 月	県立自然公園条例 制定
昭和 42 年 12 月	徳島県公害防止条例 公布
昭和 47 年 10 月	徳島県自然環境保全条例 制定
昭和 63 年 3 月	徳島県空き缶等の散乱の防止に関する条例 公布
平成 2 年 3 月	徳島県地域環境保全基金（4億円）設置、同条例を公布、施行
平成 5 年 2 月	徳島県環境影響評価要綱 施行
平成 5 年 3 月	徳島県地域開発環境配慮ガイドライン 策定
平成 7 年 6 月	徳島環境プラン 策定
平成 8 年 9 月	エコオフィスとくしま・県率先行動計画 策定
平成 10 年	徳島県公共工事環境配慮指針 策定
平成 11 年 3 月	徳島県環境基本条例 施行
6 月	徳島県ダイオキシン類対策推進指針 策定
平成 12 年 1 月	とくしま環境県民会議設立、とくしま環境宣言採択
3 月	徳島県環境影響評価条例 公布
	徳島県地球温暖化対策地域推進計画 策定
12 月	徳島 21 世紀環境創造拠点将来構想 - 21 世紀における環境の保全及び創造の拠点のあり方について
平成 13 年 3 月	徳島県地球環境保全行動計画 策定 徳島県の絶滅のおそれのある野生生物 発刊
平成 14 年 3 月	とくしまビオトープ・プラン 策定
平成 16 年 3 月	徳島県環境基本計画 策定 環境首都とくしま憲章 策定

（出典：徳島県環境プラン、徳島県環境白書ほか）

5 鳴門市の環境に係わる取り組み

平成13年に「鳴門市環境基本条例」を制定し、本市における環境づくりの基本理念を示しています。また、同時期に「鳴門市地球温暖化対策実行計画」を策定し、庁舎内における地球温暖化防止（省エネルギー、省資源、ごみ減量等）にむけた取り組みを開始しています。

特に近年、ごみ焼却場の老朽化や埋立処分場の使用完了に伴うごみ処理問題の解決が大きな課題となっており、市民・事業者への協力を呼びかけた“ごみ減量”のためのさまざまな取り組みを進めています。

また、廃棄物の不法投棄も河川敷や山間域を中心に増加傾向にあり、平成15年には「ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自動車の適正な処理に関する条例」を施行しています。

表 2-1-3 鳴門市の環境政策に係わる主な事項

年 月	主な事項
昭和25年 5月	瀬戸内海国立公園鳴門地区の指定
昭和45年 4月	鳴門市文化財保護条例 施行
昭和46年 3月	鳴門市公害防止条例 制定
昭和49年 3月	鳴門市土採取規制条例 制定
平成 2年 3月	鳴門市地域住宅計画（HOPE計画）策定
平成 2年 3月	生涯学習の村整備計画 策定
平成 3年 3月	撫養川・新池川水辺居住整備計画 策定
平成 4年 3月	鳴門市都市景観形成ガイドライン（高島地区）策定
平成 5年 3月	鳴門市HOPE計画景観形成基本計画 策定
平成 5年 3月	生活排水対策推進計画 策定
平成 6年 10月	鳴門市安全なまちづくりに関する条例 制定
平成 9年 3月	鳴門市総合計画 策定
平成11年 3月	鳴門市都市計画マスタープラン 策定
平成12年 3月	鳴門市中心市街地活性化基本計画 策定
平成13年 3月	鳴門市地球温暖化対策実行計画 策定
平成13年 3月	鳴門パートナーシッププラン 策定
平成13年 5月	子どものまち鳴門プラン 策定
平成13年 4月	鳴門市環境基本条例 施行
平成13年 4月	鳴門農業振興地域整備計画書 策定
平成14年 5月	生ごみ減量3カ年計画 策定
平成15年 4月	鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自動車の適正な処理に関する条例 施行
平成15年 11月	ごみ処理基本計画 策定

第2節 鳴門市の環境の現状

1 位置

本市は、東西 19.25km、南北 13.52km、総面積 135.45km²、四国東部、徳島県の東北端に位置し、北は瀬戸内海の播磨灘にのぞみ、東は鳴門海峡を隔てて兵庫県淡路島と接し、南東部には紀伊水道が開け、西は香川県東かがわ市とも接しています。

明石海峡大橋、大鳴門橋によって神戸・大阪等の関西圏と連絡し、徳島空港からも車で 15 分ほどと、周辺地域からのアクセスが容易な交通の利便性の高い地域です。

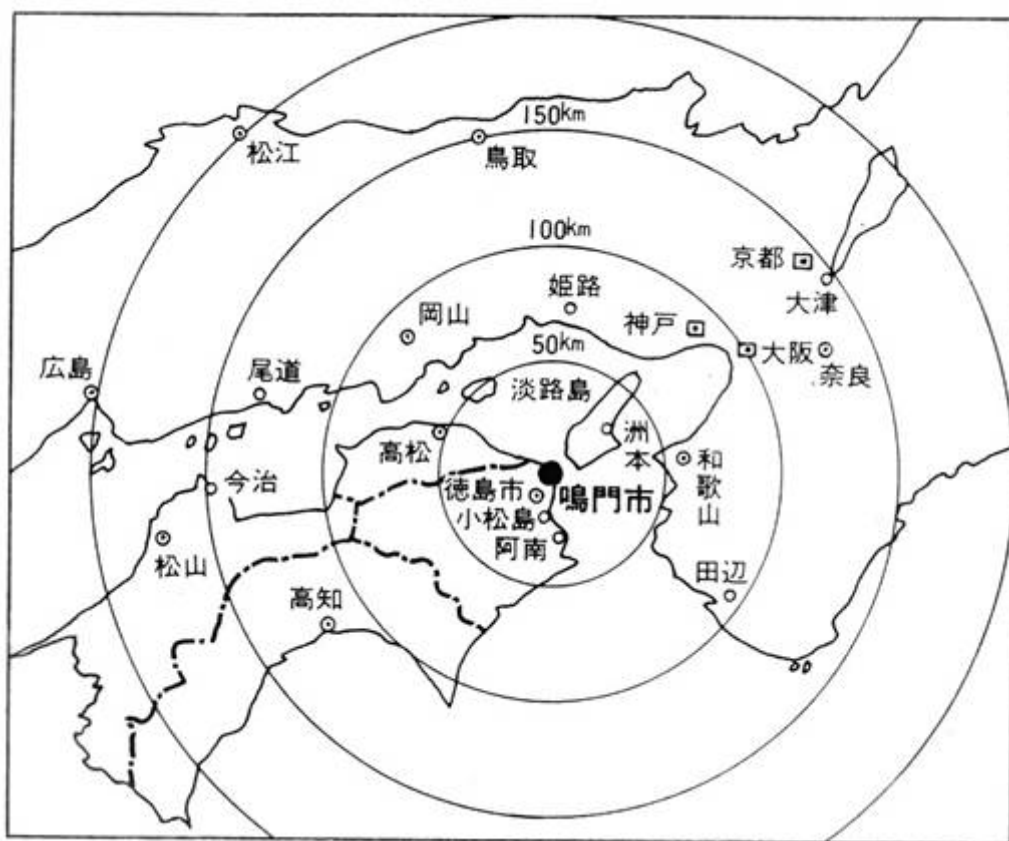


図 2-2-1 鳴門市の位置

2 地形・地質

本市は、全面積の約6割が山地、約4割が低地です。山地は、市の北部に位置し、阿讃山脈の東端部にあたります。また、東北端は島田島、高島、大毛島の島嶼が続いています。最高峰は大麻山の538mで、山地は上部白亜系の和泉層群で構成されています。

阿讃山脈を境に北流する河川は播磨灘に、南流する河川は旧吉野川等の平地の河川に流れ込んでいます。市域南側は、吉野川平野の一部をなす沖積低地となっています。阿讃山脈の南麓、ほぼ吉野川に沿う形で西日本最大の活断層である中央構造線が東西に走っています。

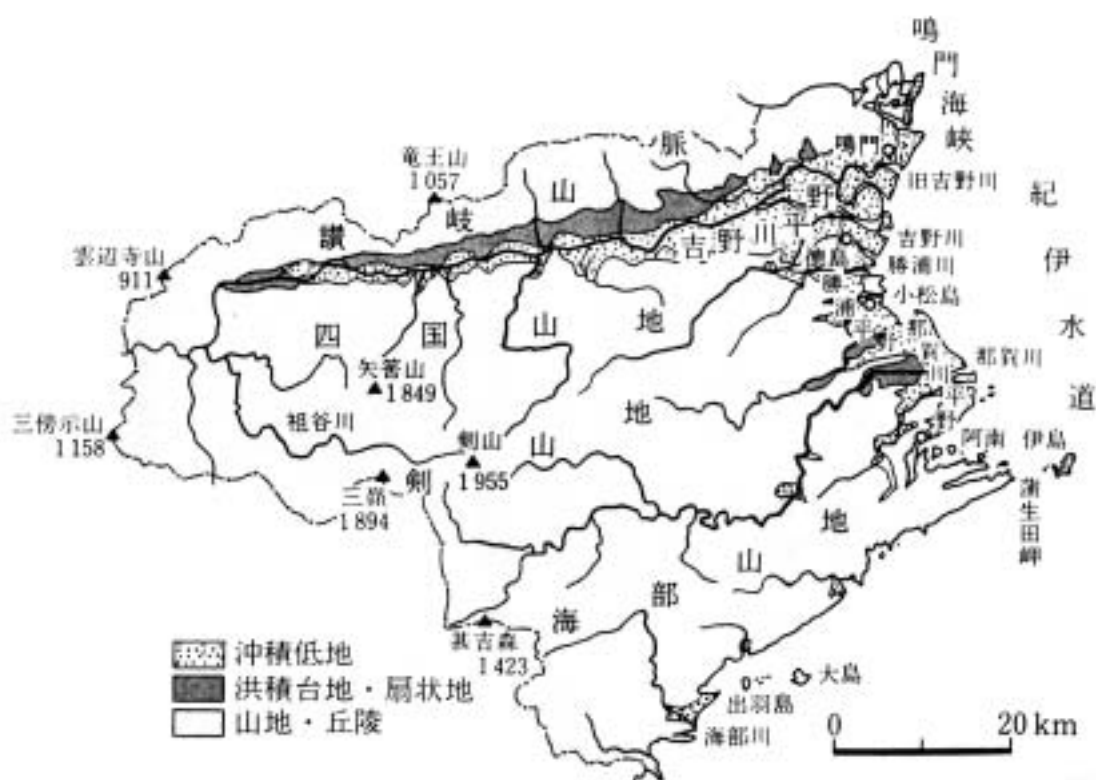


図 2-2-2 地形区分

(原図：寺戸・町田、1965、日本地誌研究所編、日本地誌第18巻、二宮書店)

3 気候

本市の気候は、温暖で雨の少ない瀬戸内海型です。とくに、冬季は乾燥した晴天の日が続く傾向にあります。徳島地方気象台の平成9年から平成14年の観測結果によると、平均年間総降水量は1,490mm、年平均気温は16.8℃となっています。

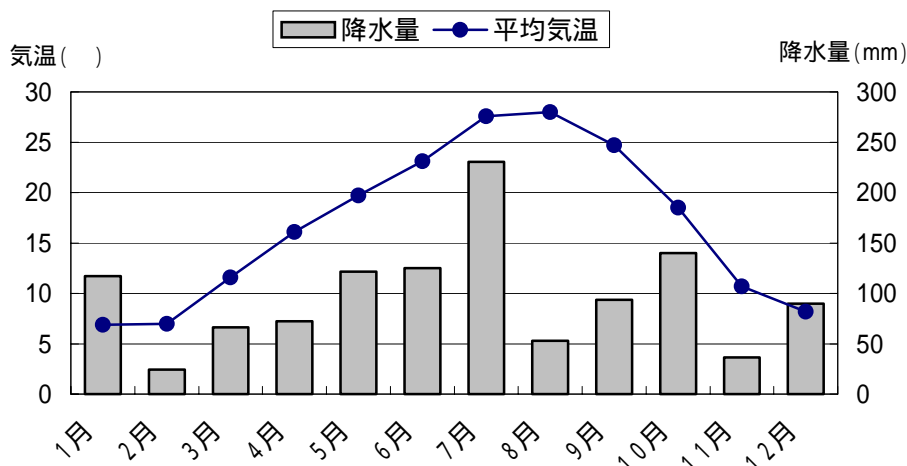


図 2-2-3 鳴門市の平均気温と降水量（平成14年度）

4 人口

昭和22年の4カ町村合併以降、20年ほど減少傾向にありましたが、その後微増、近年20年ほどは大きな人口の変動はなく、6万5千人弱で推移しています。一方で世帯数は増加傾向が続いており、核家族化の進行が伺えます。また、特に近年著しい高齢化傾向にあります。

人口集中地区は撫養町を中心とした平地部に集中しています。

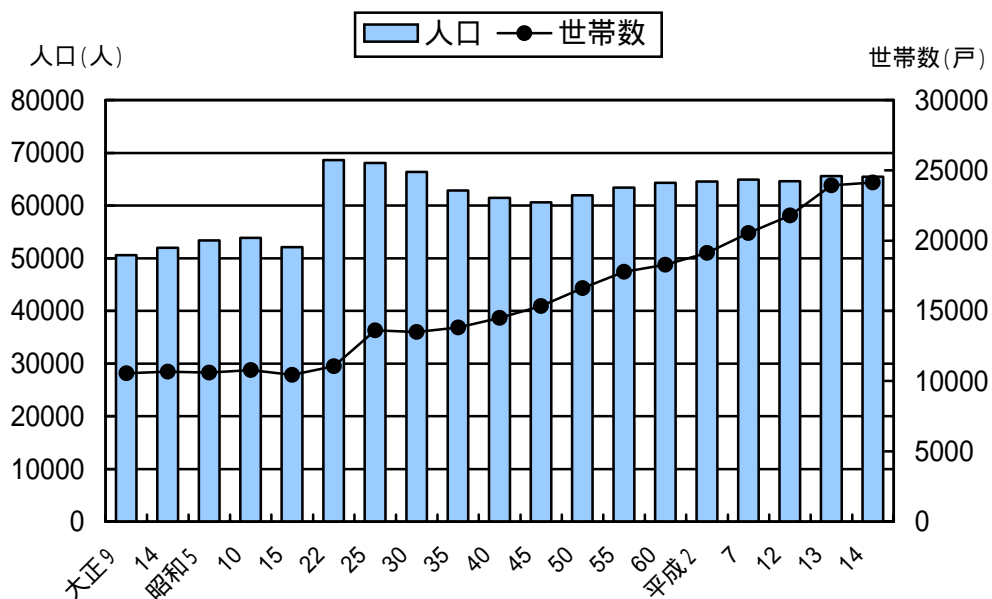


図 2-2-4 総人口（合併前旧町村含む）と世帯数の推移

（出典：国勢調査データ 10/1 現在、H13 以降は各年 3/31 住民基本台帳より）

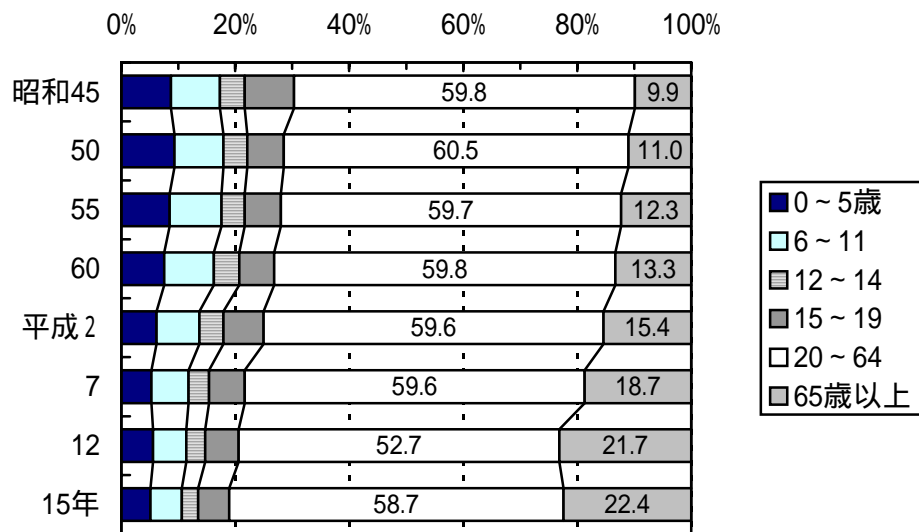
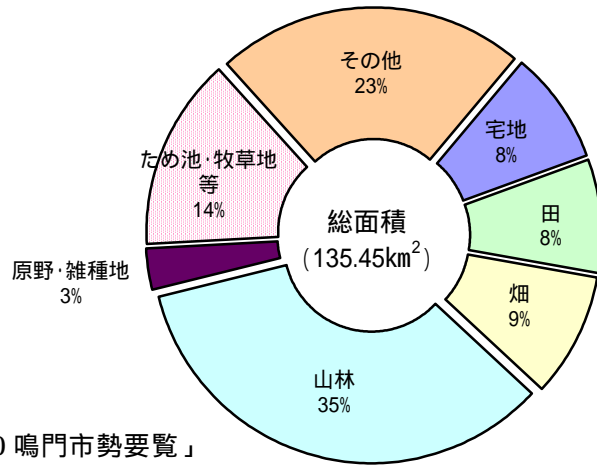


図 2-2-5 年齢階層別人口の推移
 (出典：平成15年は住民登録人口による3/31データ、それ以外は国勢調査)

5 土地利用等

全面積の約6割が山地、4割が低地であり、宅地、農地（田畑）、工場、公共施設等の土地利用は山麓から低地部に集中しています。



(出典:「2000 鳴門市勢要覧」)

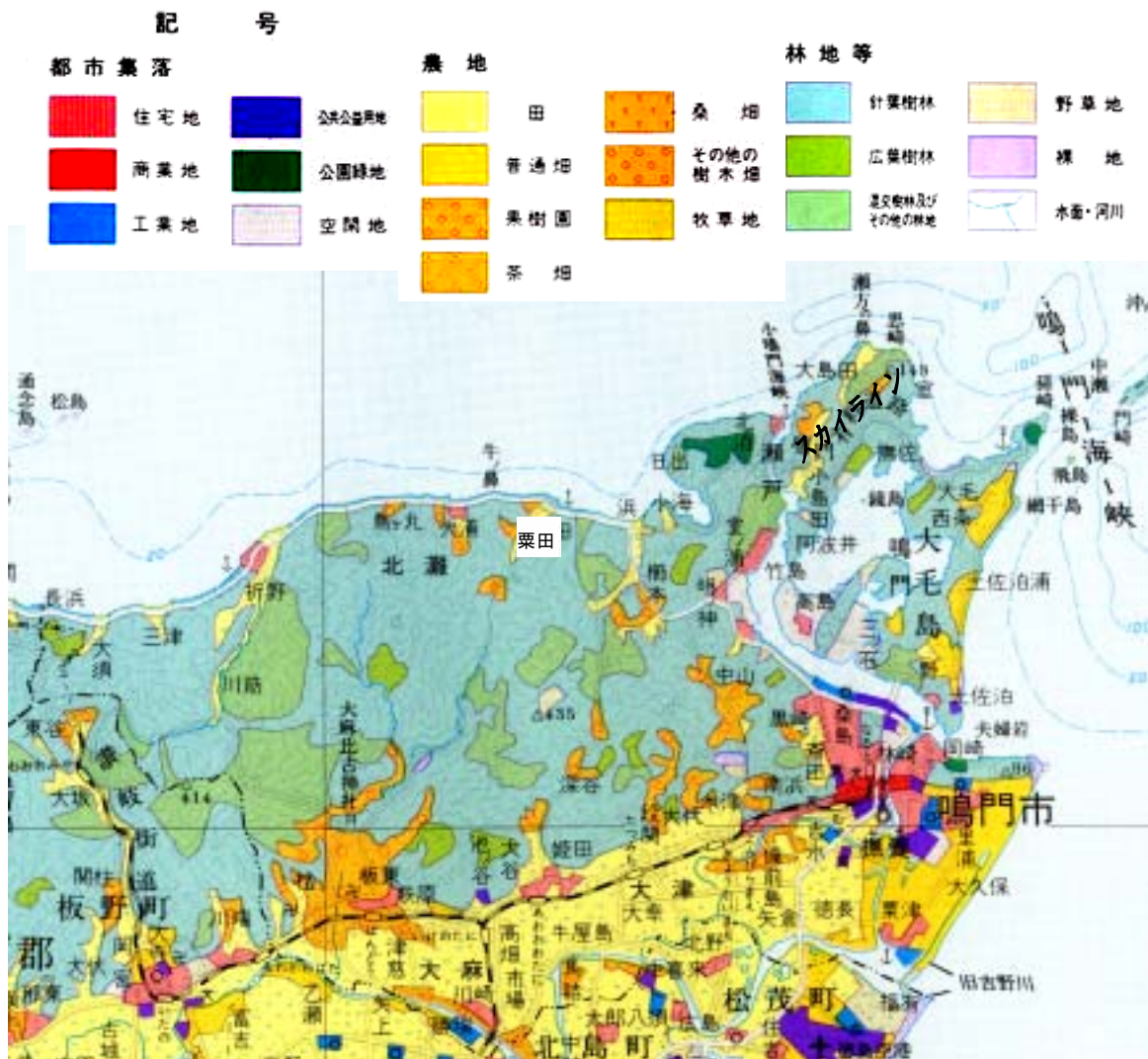


図 2-2-6 鳴門市の土地利用（国土地理院 1/5 万土地利用図より）

6 指定区域等

総面積 13,545ha のうち、北灘地区を除く 10,474ha (総面積の約 77%) が都市計画区域、都市計画区域のうち、市街化区域 1,323ha (約 13%)、市街化調整区域 9,151ha (約 87%) となっています。

近年の大規模開発(市街化区域 0.5ha 以上、市街化調整区域 1 ha 以上)は、ほとんどが市街化区域や都市計画区域外の山間部に集中し、市域面積の 9.8% にあたる区域に全市人口の 60% 以上が居住、都市的な機能も集中しています。また、土地区画整理事業区域の面積(439.7ha)は、市街化区域の 33.2% に相当します。

表 2-2-1 法適用の現況

地域・地区名称	指定年月日		面積 (ha)	根拠
	当初	最終		
地域森林計画対象民有林	S26.6.26		7,751	森林法
農業振興地農用地	S49.3.22	H4.12.	1,587	農業振興地域の整備に関する法律
瀬戸内海国立公園	S25.5.18		1,101	自然公園法
大麻山県立自然公園	S42.1.1		1,260	自然公園法
鳥獣特別保護地区	S38.6.14	H4.10.30	442	鳥獣保護及び狩猟に関する法律
砂防指定地	S58.3.26	H4.3.27	195	砂防法
市街化区域	S48.12.21	H8.3.29	1,323	都市計画法

(出典：「鳴門市都市計画マスタープラン」)

また、延長 85.4 km の海岸線のうち 59.8 km が海岸保全区域に指定されており、高潮、波浪、海岸侵食等の災害を受けやすい地域において防護施設が整備されています。これらの施設は昭和 30 年代に整備されたもので、老朽化が進んでいます。

都市公園は市街化区域を中心に整備されており、一人あたりの公園面積は 9.47 m² となっています。

表 2-2-2 都市公園整備面積 (H15.3.31 現在)

基幹公園					特殊公園 風致	緩衝 緑地	都市 緑地	合計
住区			都市					
住区	近隣	地区	総合	運動				
6.36 (31)	7.67 (4)	0 (0)	10.61 (1)	25.6 (1)	3.44 (1)	1.01 (1)	5.90 (7)	60.59 (46)

(単位：ha、()内は箇所数)

7 産業

本市では、広大な農地における農業や、豊富な水産資源に支えられた水産業、製塩業等から発展してきた化学工業が、主要な産業として本市を支えてきましたが、近年では、農林水産業等の第一次産業就業人口は減少し、第三次産業就業人口が増加する傾向が続いています。

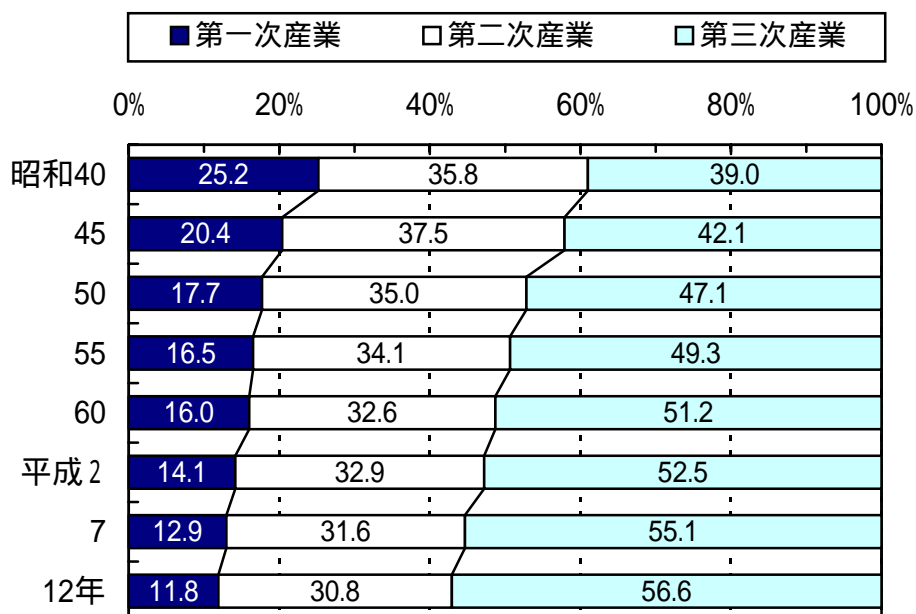


図 2-2-7 産業別人口の推移（出典：鳴門市統計年報 2003）

(1) 農業

全国的ブランドであるかんしょ（なると金時）やれんこん、だいこん、日本梨、らっきょうを中心に、米や畜産、柑橘類等、多様な農産物の供給地となっています。平成 10 年の明石海峡大橋開通で陸上交通によって京阪神地域とつながったことで、こうした地域の都市近郊型農業としての発展が期待され、経営の集約化による圃場整備、用排水路整備が進められています。農業粗生産額、1戸あたりの耕地面積や大規模経営農家は増加傾向にありますが、経営耕地面積、農業戸数は減少しています。

(2) 林業

市内の山林面積は 46.35 km²、市総面積の約 34.2%と大きな割合を占めています。しかしながら、地質は上部白亜系和泉砂岩層、年平均気温は約 17℃、年平均降水量は約 1,490mm 程度と、森林の育成に余り適した環境になく、さらには慢性的な労働力不足、外材輸入の増加による木材価格の低迷等、林業経営は多くの課題を抱え、経営意欲は低くなっているのが現状です。

(3) 水産業

港湾法にもとづく徳島県管理の地方港湾（折野港、亀浦港、撫養港、粟津港）と12の中小漁港（粟田、瀬戸、粟津、碁ノ浦、大浦、櫛木、日出、室、撫佐、亀浦、土佐泊、三津）があり、沿岸漁業基地の役割を担っています。

播磨灘、小鳴門海峡及び紀伊水道の3漁場を中心に、養殖漁業、一本釣り漁業、小型底曳網漁業、定置網漁業等多様な漁業経営が行われ、鳴門ワカメや鳴門鯛等の特産品は全国的にも知られています。近年、漁業従事者の減少、高齢化が進んでいるとともに、海域汚染等の漁場環境の悪化、水産資源の枯渇による漁獲高の減少等、抱える課題は少なくありません。

(4) 製造業

本市では、製塩産業から発展した医薬品等の化学工業や、足袋工業から発達した繊維製造業を中心に、多様な業種があります。しかし、市内に立地する事業所の多くが小規模事業所となっています。

昭和39年新産業都市建設促進法による徳島地区新産業都市、平成元年頭脳立地法による特定事業の集積促進地区の指定を受け、平成3年には鳴門市企業立地奨励条例を改正、なるとソフトノミックスパークや鳴門複合産業団地も整備され、企業誘致が進められています。

(5) 商業

大道・本町商店街から鳴門駅周辺地区にかけてが、市の商業の中心地でしたが、近年では郊外型の大型スーパー等の立地によって、空き店舗も目立つようになり、中心市街地は衰退傾向にあります。

(6) 観光

鳴門の渦潮で全国的に知られ、瀬戸内海国立公園「鳴門」を中心とする雄大な自然や四国霊場、ドイツ館、阿波踊り等、観光資源に恵まれた本市において、観光は重要な産業となっています。神戸淡路鳴門自動車道や高松自動車道の全線開通等、四国島内の高速交通網の整備に伴い、時間距離が短縮されたことにより、関西方面から本市に入ってくる車の台数は飛躍的に増加しました。しかし、その反面では、通過点となってしまう恐れもあり、今後は広域での観光客誘致の推進が急がれています。

表 2-2-3 観光施設への入込み数（1～12月）の推移（H15.1.16 現在）

	平成7年	8	9	10	11	12	13	14
大鳴門橋 架橋記念館	39,360	47,115	5,545 ^(*)	79,858	52,553	62,276	59,993	57,480
渦の道	-	-	-	-	-	742,317	803,651	711,762
鳥居記念 博物館	6,352	8,546	5,885	-	5,381	4,461	5,061	3,889
ドイツ館	70,859	66,633	55,651	80,775	49,523	46,477	48,728	43,777

(*) 明石海峡大橋開通にあわせた改装工事に伴う閉館期間があるため。

8 交通

平成10年4月5日明石海峡大橋の開通、平成14年7月の神戸淡路鳴門自動車道と高松自動車道の連絡開通により、関西圏及び本州へのアクセスが容易になるなど、本市をめぐる交通事情は大きく変化しました。

これらの道路整備は、市民にとって大阪・神戸方面への利便性の向上という恩恵をもたらしていますが、交通量の増大による騒音・振動・大気汚染等の公害問題、土砂採掘の増加、消費の流出等、マイナス面での影響も大きいと推測されます。

市内の交通としては、JR線やバス路線等がありますが、地形的な特徴と広大な市域面積により、自家用自動車が市民の日常的な足となっています。そんな中、小鳴門海峡を挟む地域では現在でも渡船が残っており、市民の足として利用されています。

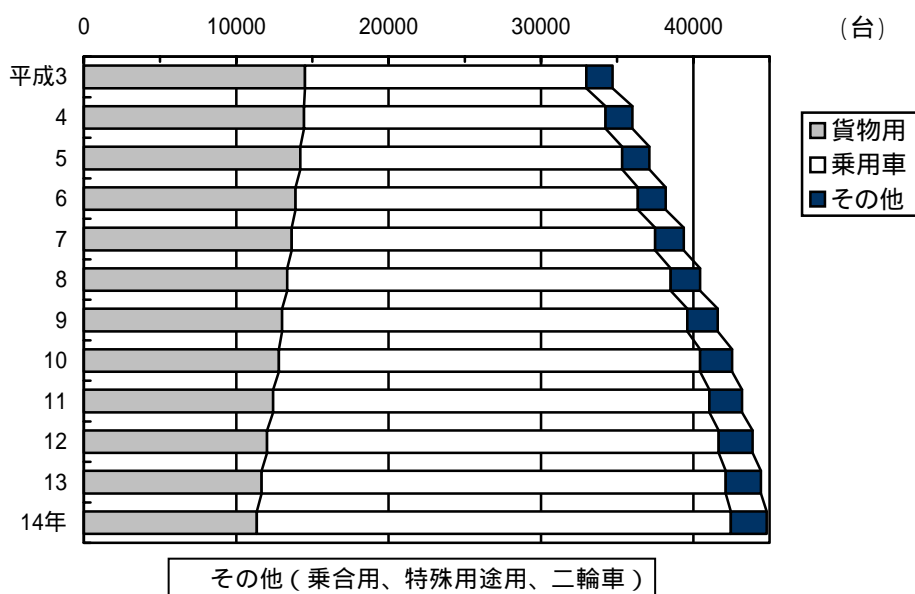


図 2-2-8 自動車保有台数の推移（出典：鳴門市統計年報 2003）

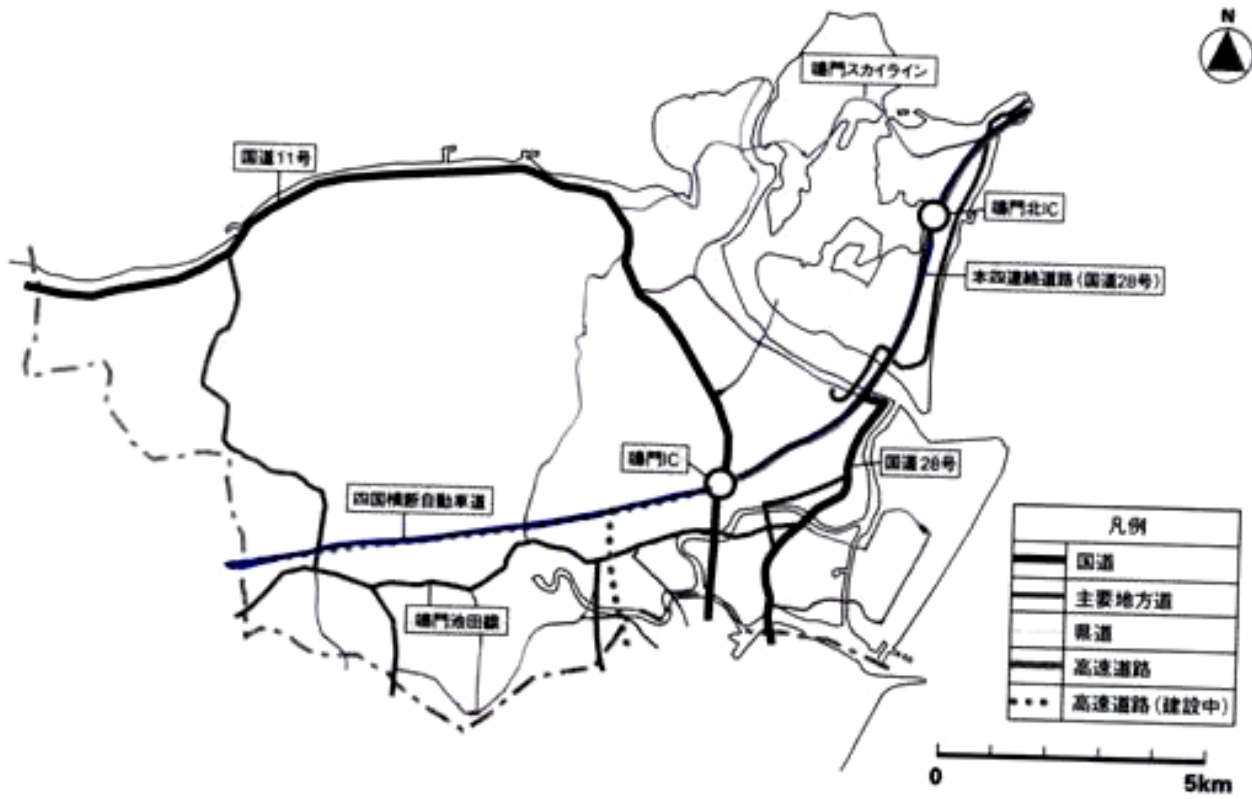


図 2-2-9 鳴門市の道路網

9 上下水道

(1) 上水道

本市の上水道普及率は99.9%となっています。水需要は若干の増減はあるものの、近年は横ばい傾向となっています。

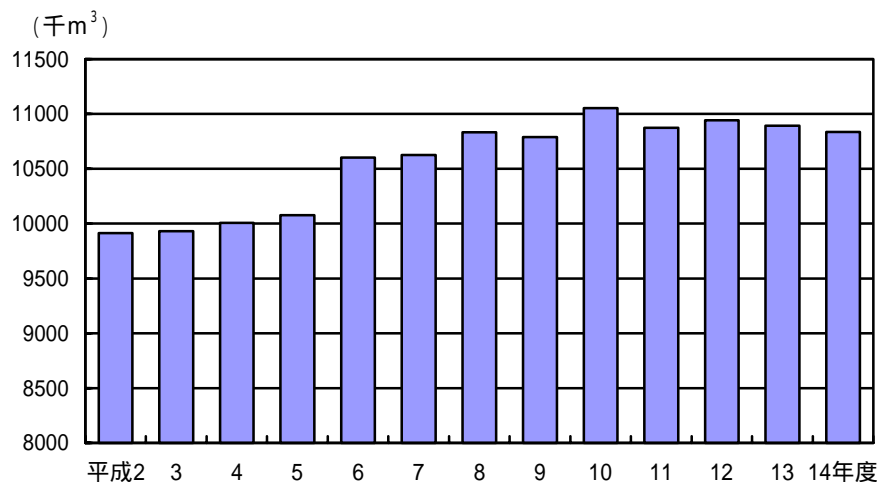


図 2-2-10 上水使用水量の推移

(出典：水道部資料)

(2) 下水道

本市においては、現在、公共下水道は未整備であり、生活排水は各家庭や施設に設置された浄化槽によるものと、し尿収集によって処理に対応しています。浄化槽の設置世帯数は、平成10年度末で約18,000世帯、浄化槽設置率は8割程度に達していると推測されますが、家庭排水、工場排水等の流入で河川や海域の水質汚濁が進んでいます。

現在、公共下水道整備のために、2市4町による旧吉野川流域下水道整備事業が進められています。(計画目標年次：平成30年、計画処理区域：1,664ha、計画処理人口：59,800人/平成16年3月現在)

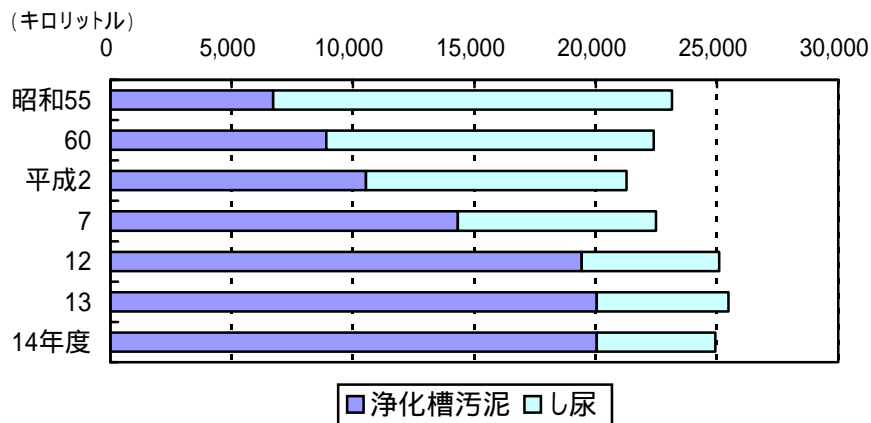


図 2-2-11 し尿処理量の推移 (出典：衛生センター資料)

1.0 廃棄物

(1) 廃棄物の処理・処分等

本市では、年間約 16,700 トン（平成 14 年度）の廃棄物（可燃ごみ）を市衛生センターで焼却処理を行っています。しかし、衛生センターは昭和 56 年に稼動してから 22 年が経過しており、設備・装置の老朽化が進行、新しい処理場の早急な整備が求められています。

収集及び直接搬入した不燃物、焼却施設からの焼却残さ、資源選別後の残さは埋立処分していましたが、既設の最終処分場が平成 12 年 6 月で埋立完了となったため、以降、県外搬出し、埋立処分を委託しています。

平成 11 年 7 月 15 日に「ゴミ非常事態宣言」をし、ごみの減量、リサイクルを市の重点的な施策として取り組んでいます。平成 14 年 5 月からは「生ゴミ減量 3 年計画」をスタートさせ、生ゴミの 5.0% 減量をめざし、補助制度として生ごみ処理機器の購入を補助する等、対策を進めています。

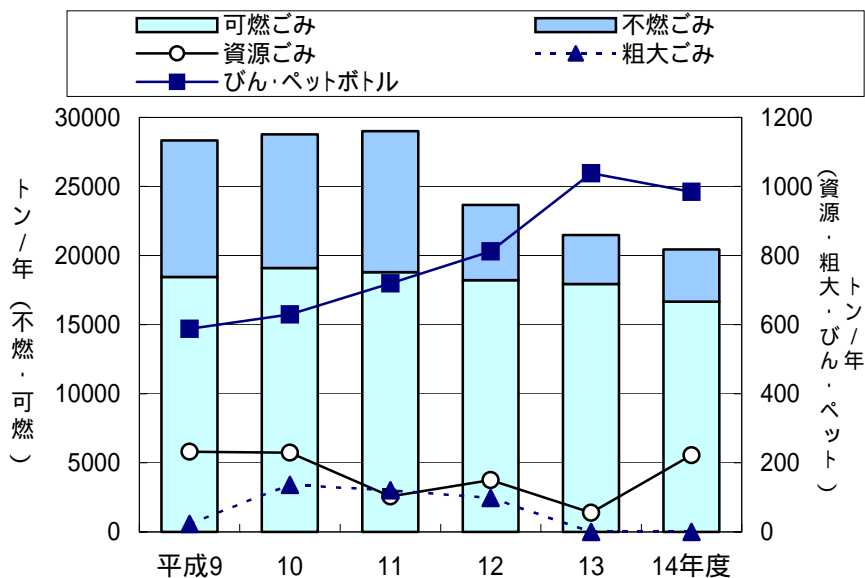


図 2-2-12 ごみの年間排出量

(2) 不法投棄等

(社)徳島県産業廃棄物処理協会が実施した不法投棄の実態調査（平成 14 年度）によると、県内全域で確認された不法投棄件数は 85 件、中でも本市や徳島市を含む徳島保健所管内において、県内の 50% にあたる不法投棄件数が確認されています。

また、不法投棄された場所としては、山林が圧倒的に多く、続いて河川敷、道路等、人目につきにくい場所に集中しています。

不法投棄廃棄物としては、産業廃棄物では木くず、廃プラ類、がれき類、廃タイヤが、一般廃棄物では、家庭ごみ、廃家電、粗大ゴミ、廃車の投棄量が例年多く確認されています。

1.1 エネルギー

本市の総使用電力量は、多少の増減はあるものの、年々増加する傾向にあります。

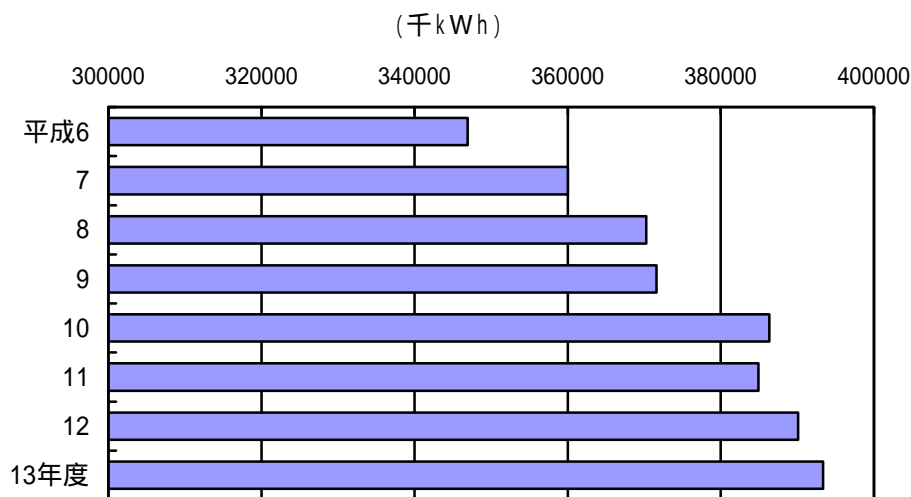


図 2-2-13 総使用電力量の推移

(出典：四国電力(株)鳴門営業所データ・鳴門市統計年報 2003)

1.2 公害苦情

騒音・振動・悪臭等に関する苦情の内容やその件数は、年による変動が大きく一定の傾向は見られません。しかし、長期的にみると総件数は増加しており、中でも大気、悪臭に関する苦情が多く寄せられています。

表 2-2-4 公害苦情件数

区分 年	大気	水質	土壌	騒音	振動	悪臭	その他	計
平成4年	3	4	0	4	0	0	1	12
5年	0	3	0	4	0	2	5	14
6年	4	3	0	3	0	3	1	14
7年	2	5	0	2	0	1	1	11
8年	7	7	0	8	0	10	9	41
9年	10	15	0	7	1	8	4	45
10年	13	2	0	2	2	3	0	22
11年	8	4	0	2	0	2	0	16
12年	30	6	0	11	2	17	1	67
13年	42	12	0	5	0	3	3	65
14年	11	6	1	1	0	35	1	55

1.3 歴史文化

古くからの交通の要衝であった本市は、本市の岡崎海岸から三好町へと続く撫養街道の基点であり、また、街道沿いには四国霊場第一番札所霊山寺、第二番札所極楽寺があるほか、多くの社寺も立地しており、歴史をたどる道ともなっています。

また、板東地区にはかつてドイツ兵俘虜収容所があり、俘虜収容所としては珍しく地域住民との人的、文化的交流があったことや、日本ではじめてベートーヴェンの「第九交響曲」が演奏された場所であることなどから、ドイツ文化との由来の深さは、本市のひとつの特徴であり資源となっています。現在ではドイツ連邦共和国のリューネブルク市と姉妹都市となって交流を図っています。

1.4 学校教育・生涯学習

本市内には、小学校 18 校、中学校 6 校、高校 4 校（県立 2 校、市立 1 校、私立 1 校）合計 28 の学校が立地しています。また、教育に関する専門的な研究機関である鳴門教育大学が立地しています。

平成 14 年度からの本格的な総合的学習の時間の導入に伴い、環境教育への取り組みがますます重要になってきています。本市の小中学校においても、徳島県の環境教育推進事業の研究指定校として取り組んでいる学校、ホームページ開設により環境に関する学習成果を発信している学校、地域の団体や行政と連携した清掃活動等を実施している学校等、それぞれの地域特性を生かした環境教育への多様な取り組みが進められています。

本市では、地域で子どもを育てるといふ地域社会づくりを目指して、平成 13 年 5 月に「子どものまち宣言」をしました。そして、宣言をさらに具体化するために「子どものまち鳴門プラン」を策定しました。プランの中では、家庭、学校、行政、地域の連携による取り組み、子どものまちづくりへの参画、体験活動の充実等がうたわれています。

生涯学習としては、平成 11 年度に「生涯学習まちづくり出前講座」の事業を開始しており、市民に多様なテーマによる講座を提供し、活発に利用されています。

1.5 大気環境

(1) 大気汚染物質の傾向

本市には、県の設置した一般環境大気測定局が鳴門合同庁舎（撫養町立岩）にあり、二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、風向・風速の測定をしています。

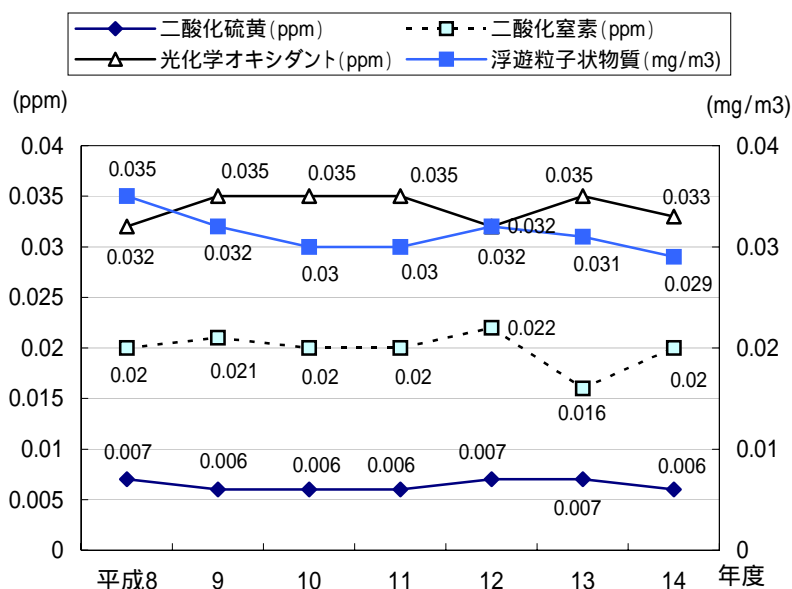


図 2-2-14 鳴門局における大気環境測定結果

注) 光化学オキシダントは昼間の1時間値の年平均値、それ以外は年平均値

二酸化硫黄

石油、石炭等の化石燃料に含まれる硫黄分の燃焼、酸化によって二酸化硫黄が発生します。

本市内での測定結果は、経年的に横ばい傾向にあり、短期的評価及び長期的評価において環境基準(1時間値の一日平均値が0.04ppm以下かつ1時間値が0.1ppm以下)を達成しています。平成13年度の県内24箇所の測定結果と比較すると、本市の0.007ppmは、川内・小松島・山口の各測定局と並んで県内では最も高い値でした。

二酸化窒素

大気中の窒素酸化物の発生源は、工場・事業場のばい煙発生施設及び自動車等があり、主として物の燃焼に伴って発生します。

本市内での平成13年度の測定結果は、これまで0.02ppm前後で推移してきた傾向と比較すると低い値を示しました。環境基準(1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmの間あるいはそれ以下)は例年達成しています。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素類が強い紫外線を受けて化学反応を

起こすことによって二次的に生成される酸化性物質を総称して光化学オキシダントと呼びます。その大気中の濃度は、汚染物質の量だけでなく、気温、風速、日射等の気象条件によって大きく左右されます。

本市内における測定結果は、環境基準（1時間値が0.06ppm以下）を達成しました。また、大気汚染防止法及び「徳島県大気汚染緊急時対策措置要綱」に基づくオキシダントに係る緊急時報の本市内における近年10年間の状況は、平成10年に一度注意報が発令されただけとなっています。

浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径10μm(マイクロメートル)以下の大気中に浮遊する粒子状物質のことをいい、工場等のばい煙や自動車の排ガス等の人工的な原因によるものと、土ぼこり等の自然要因によるもの等があります。

本市内の平成13年度の測定結果は、年平均値は0.031mg/m³と長期的に見た環境基準（1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下）を達成していますが、1時間値の最高値が0.309mg/m³と短期的に見た環境基準（1時間値が0.20mg/m³以下）を上回っています。

μm: マイクロメートル
 (micrometre)
 0.001mm、10⁻⁶m

(2) 酸性雨

一般に、石油や石炭等の化石燃料の燃焼によって排出される硫酸化物や窒素酸化物等の大気汚染物質が、硫酸や硝酸になり、それが雨等に溶けこんでpH5.6以下を示すものを酸性雨と呼んでいます。

本市内では酸性雨についての調査は行われていませんが、県が実施する酸性雨調査によると、一番近い徳島市の測定局の測定結果では、調査を昭和59年度に開始してから、平成13年度まで継続的に酸性雨が観測されています。

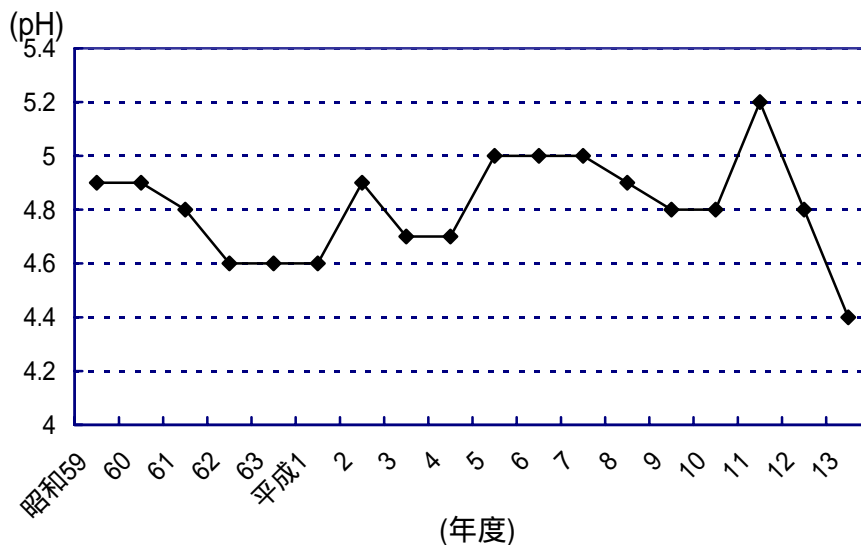


図 2-2-15 酸性雨調査結果（徳島市）の推移
 （出典：徳島県ホームページ）

1.6 河川等の水辺環境

市内には、新池川や旧吉野川に代表される低地をゆったりと流れる川、山間部に源流を發し南側の新池川や旧吉野川あるいは北側の瀬戸内海に注ぐ溪流である板東谷川、樋殿谷川、櫛木川、折野川等、多くの川が流れています。また、低地部では、農地を潤す農業用水路が縦横に走っています。

市内を流れる河川の水質調査の結果によると、旧吉野川及び撫養川においてはほぼ環境基準を満たしています。本市内を東流している新池川においては環境基準の設定はありませんが、水質は悪く改善は進んでいません。

山地と平地の境界付近では溜池が発達し、大池（撫養町齊田）や中池（大麻町姫田）のオニバスは市の天然記念物に指定されています。平地の農地周辺では、水田やハス田の水路でオニバスやミズアオイ、タコノアシ等の水草や湿地性の希少な植物が確認されています。

山から流れ出す溪流にはゲンジボタルが生息し、大谷川では市の天然記念物に指定されています。平地の河川や水路では、メダカやエビ・カニ類等も生息していますが、一方で、外来のオオクチバスやブルーギルが増えており、在来の水生生物の生息を脅かしています。



図 2-2-16 鳴門市の河川

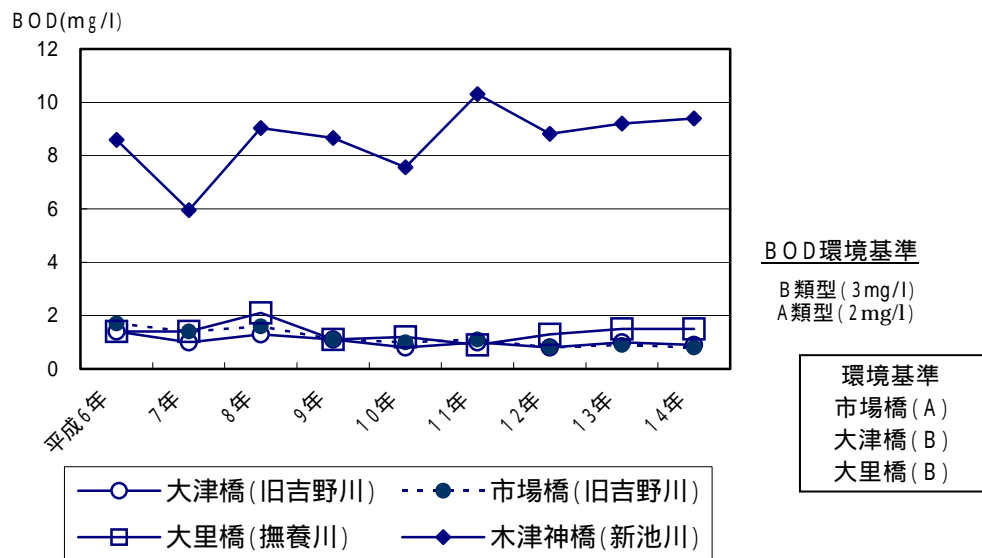


図 2-2-17 市内河川の B O D 平均値の経年変化

1.7 海辺の環境

紀伊水道に面した大毛島や里浦町の海岸は砂浜の海岸、北灘町から島田島に至る瀬戸内側は山地が海岸に迫る岩石海岸となっています。市の北東部と兵庫県淡路島の南西部との間の鳴門海峡は、潮の流れが速く、地形や潮の満ち引きの差によってできる渦潮は全国的に知られている一方、島田島・大毛島・高島で囲まれたウチノ海は、浅く波の穏やかな内湾となっています。沿岸の浅い海にはアマモ等の海草類が生育し、藻場を形成して水生動物の産卵・生育の場所となっています。干潟はほとんど残っていませんが、わずかに干出する場所ではカニ類やトビハゼ等が生息しています。これら市域の多様な沿岸環境は多種多様な生きものを育み、変化に富んだ美しい景観から、沿岸域の多くが瀬戸内海国立公園区域に指定されています。

しかし、沿岸域の埋立や、防災的な側面から多くの沿岸域で防波堤の整備が行われる等、人為的な改変による自然海岸の消失が進んでいます。

海域の水質については、観測地（県北沿岸海域4地点：北灘、島田島沖、ウチノ海、鳴門町西沖）における化学的酸素要求量（COD）の値は、環境基準（3地点はA類型：2 mg/l）を達成しており、水質は全般的に良好ですが、北灘北部海域では年によって赤潮が発生し、ハマチ養殖に大きな被害を与えることもあります。

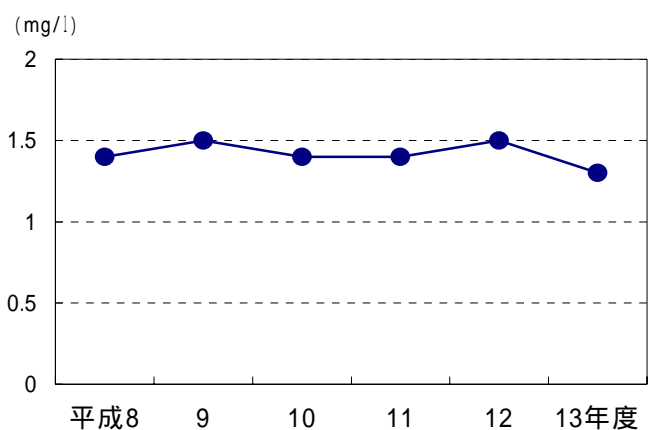


図 2-2-18 COD年平均值の経年変化
(県北沿岸海域4地点平均)

図 2-2-19 鳴門市の河川環境

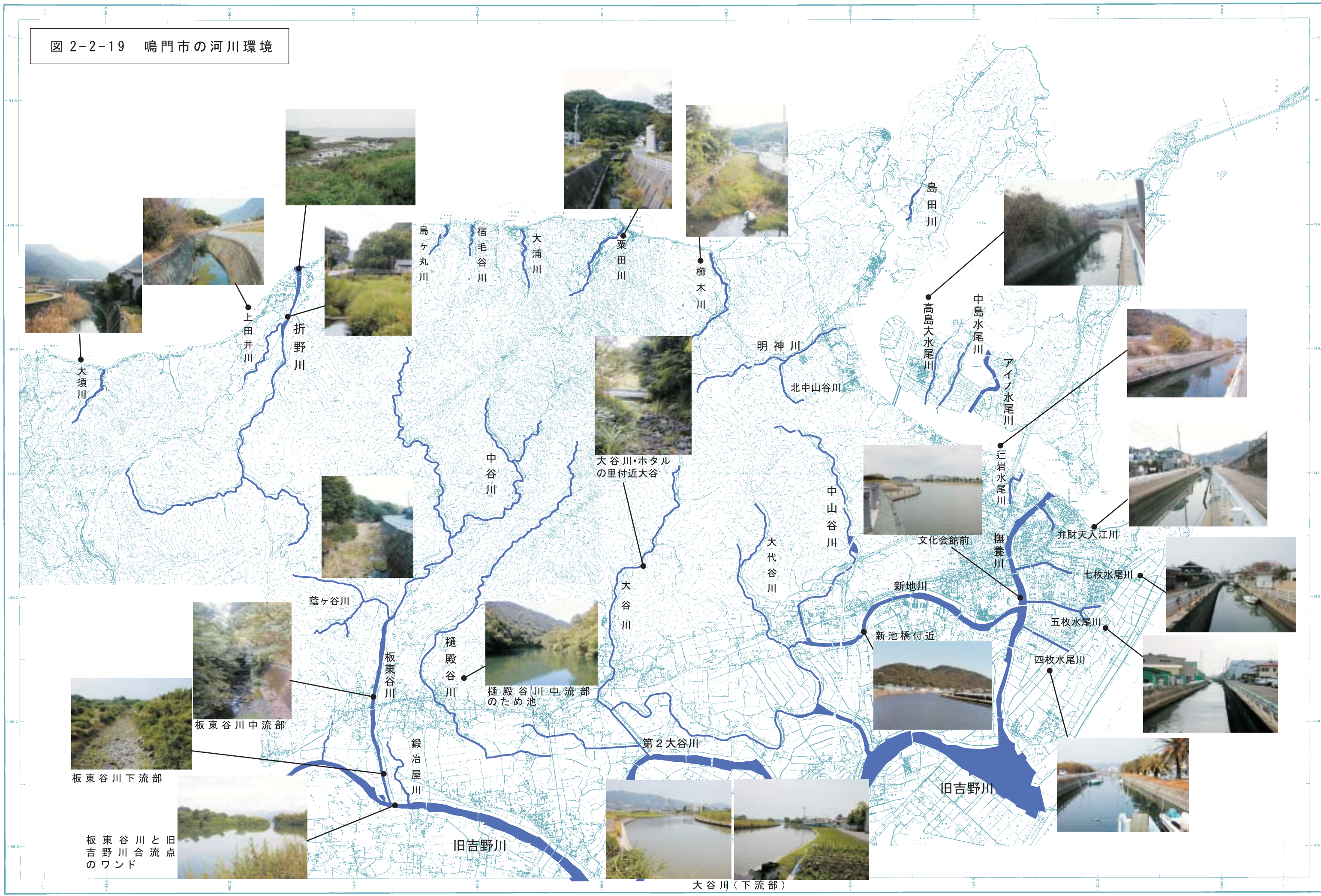
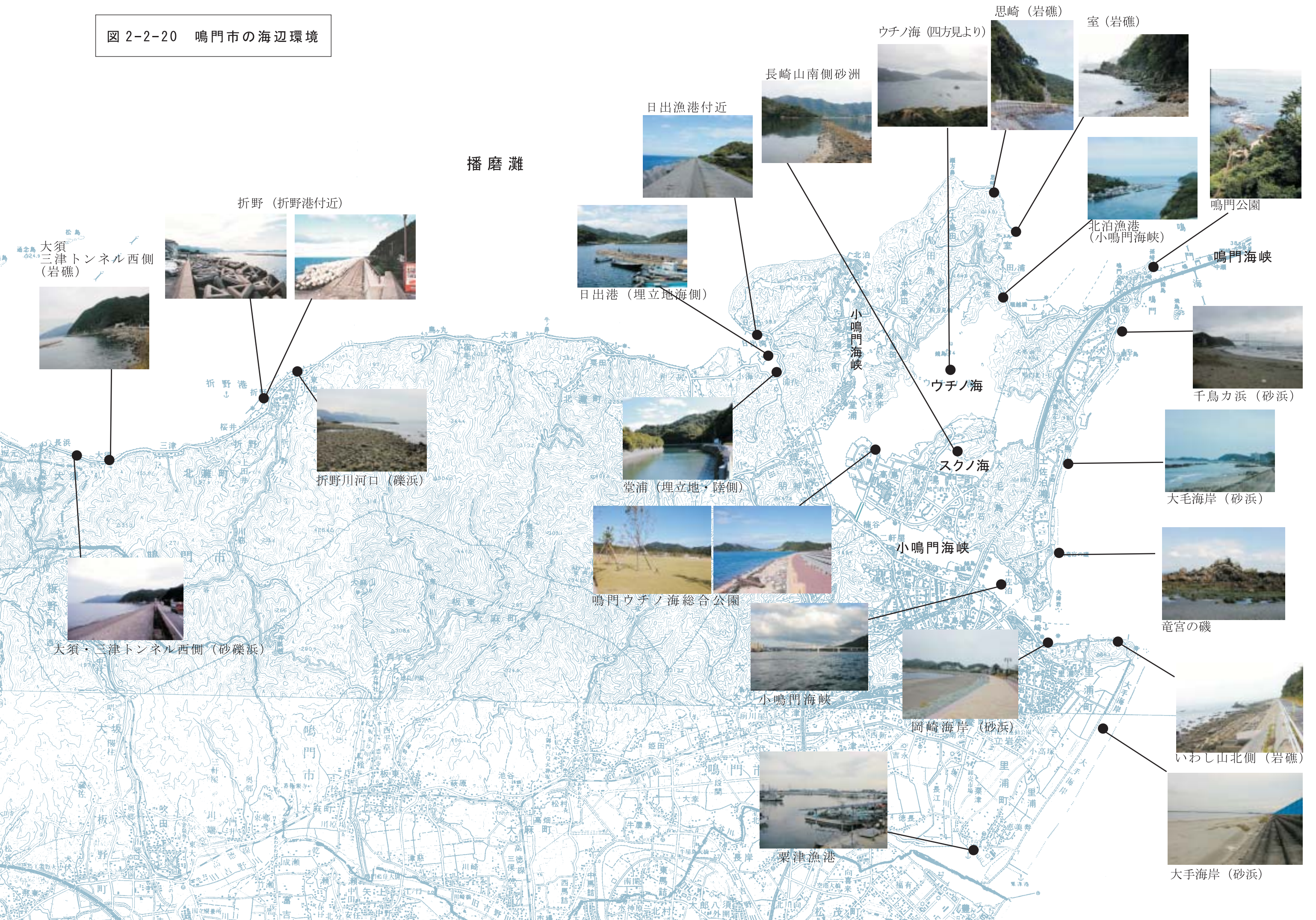


図 2-2-20 鳴門市の海辺環境



1 8 山の環境

本市の総面積の約6割を占める山間地域は、瀬戸内海国立公園や大麻山県立自然公園に指定されており、自然環境に恵まれています。愛媛県・香川県と続く阿讃山脈は、緑の回廊として、生き物の生活空間として、平野部から見た山並みとして重要な役割を果たしており、また、山から流れる川や川が流れつく海的环境とも深いかわりをもっています。

本市は、植物地理学上暖帯植物区に含まれ、山地における潜在自然植生は、クスノキ、シイ、カシ等ですが、現在、原生的な森林はほとんど見られず、多くは人の手が入った二次林となっています。二次林を形成するアカマツについても、マツクイムシの被害等により立ち枯れが目立ちます。

しかしながら、土砂採掘による山の崩壊、ゴルフ場の造成等による開発、谷間の残土による埋立や、山間地域への不法投棄の増大等、多くの環境問題を抱えているのも山間地域の現状となっています。

大麻山を中心とする山間地域には、ニホンザルやムササビ、イノシシ等が生息しています。比較的良好な自然がかたまりで残る地域でしたが、土砂採掘等の開発が進められ自然が破壊されたために、山麓の畑地等では、ニホンザル及びイノシシにより農作物が荒らされる等の被害も起きています。特に最近では増える傾向にあり、有害鳥獣駆除等も行われていますが、抜本的な対策が求められています。

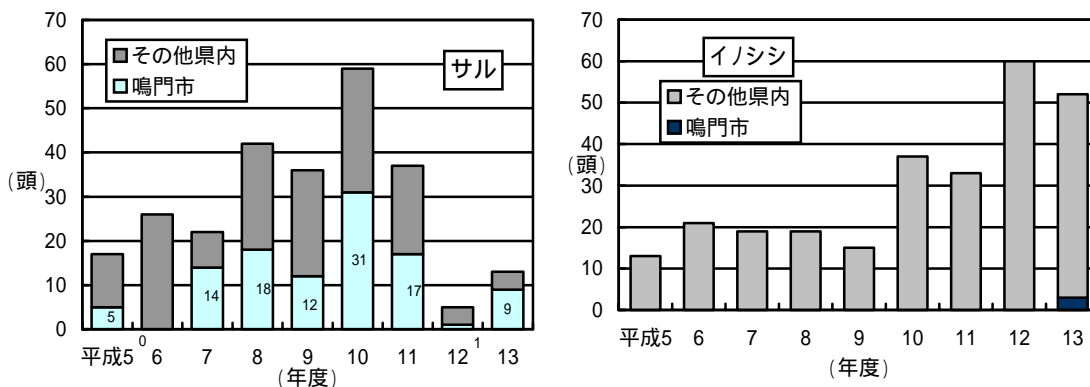


図 2-2-21 有害鳥獣駆除の推移 (市資料より作成)

また、山間の道路では、野生動物の交通事故死(ロードキル)も発生しています。元々野生動物の生息空間や移動経路であったところに自動車道路が整備されることで移動経路が分断され、交通事故という形になって現れています。

鳴門海峡周辺は、タカ類の渡りの中継地となっており、海峡を渡ったタカ類は、阿讃山脈を山沿いに西へ渡っていくことが知られており、本市の森林や農地が、その休息や採餌の場として重要な役割を果たしていると考えられます。毎年秋や春の渡りの時期には数千羽のサシバ、ノスリ等の渡りが観察されていますが、近年その数は全国的に減少傾向にあると言われています。

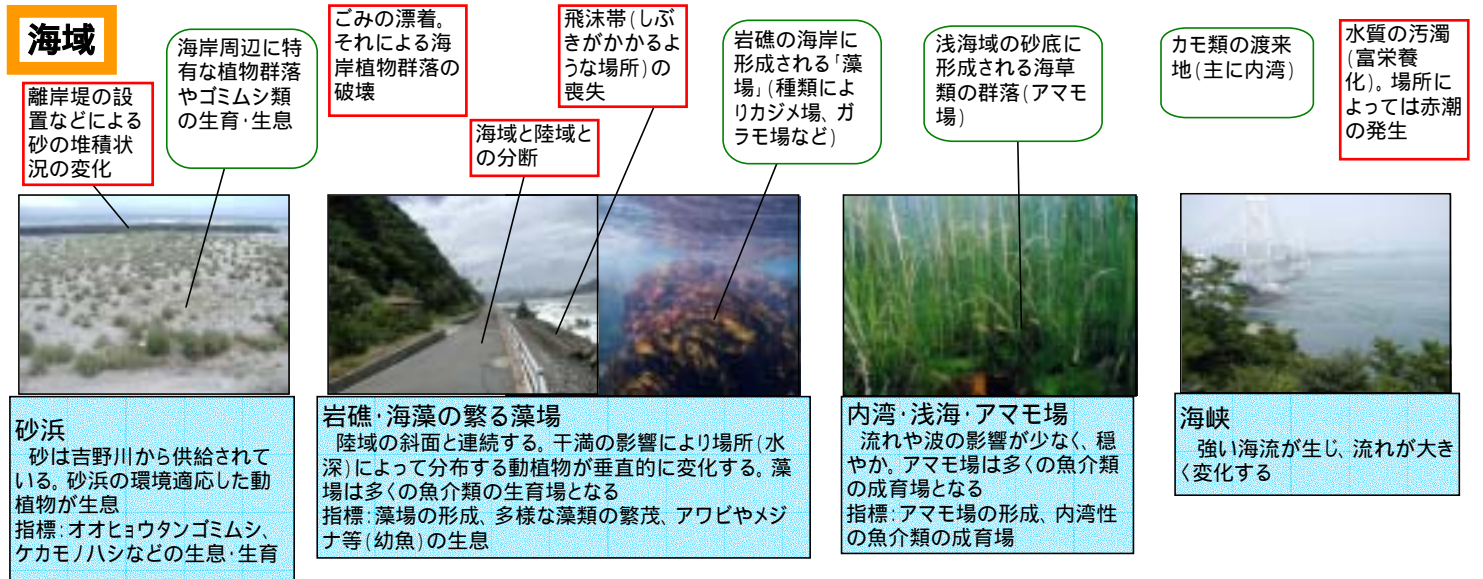
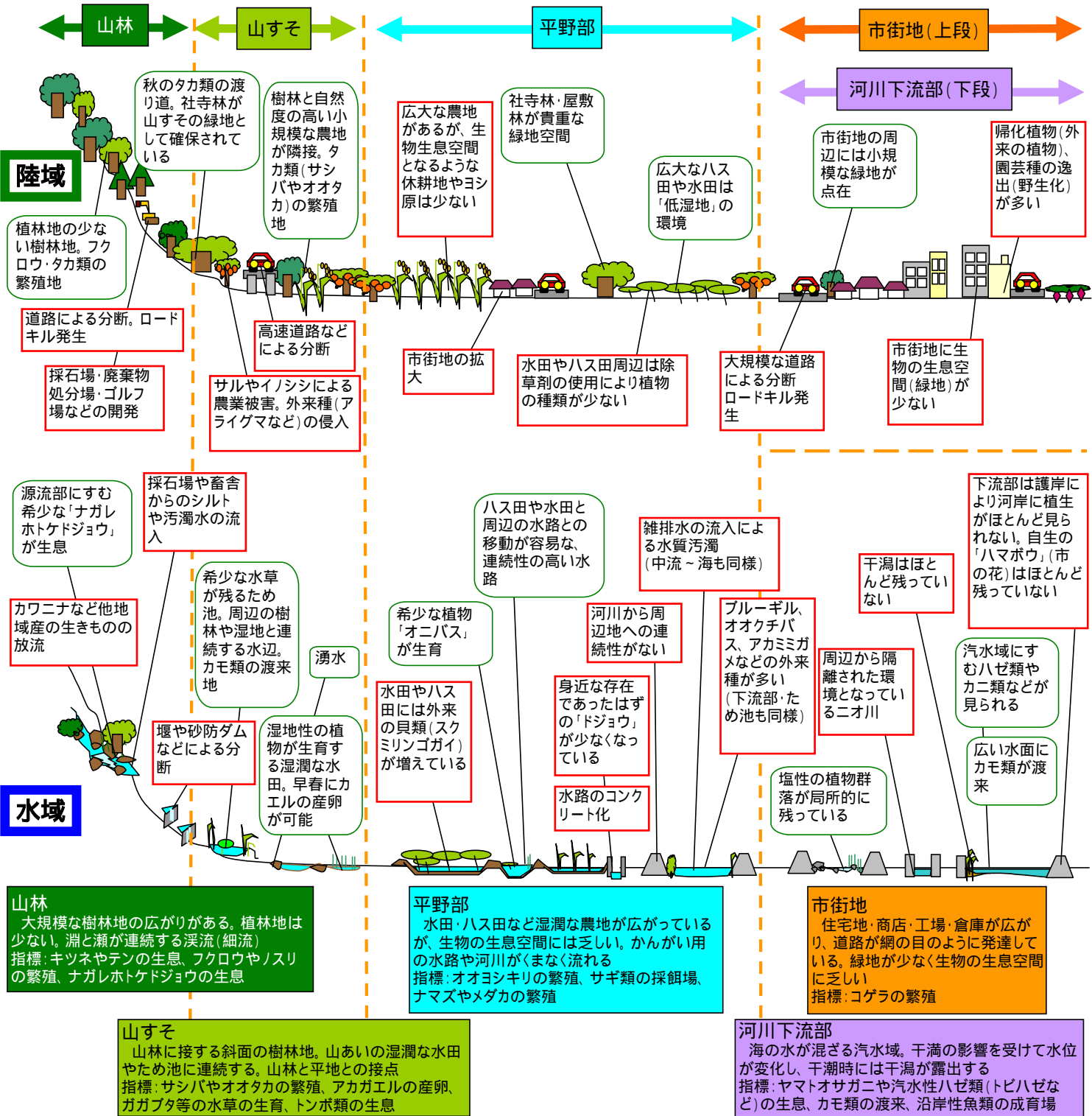
1.9 自然環境基礎調査

環境基本計画の策定に際し、市内の自然環境の現状を把握するため、市内自然環境を以下の6つの環境タイプに分類し、それぞれの環境の特徴、動植物の現状について調査を行いました。その結果の概要を図 2-2-22、図 2-2-23 に示します。

- **山林**（山地の森林、河川上流域）
- **山すそ**（平地に接する斜面の林、ため池、山あいの水田、社寺林、柑橘類の果樹園等）
- **平野部**（水田・ハス田、農業水路、畑地、河川中流域、平地の中の社寺林等）
- **河川下流域**（潮の満ち引きの影響を受ける河川、海岸沿いの湿地・山林）
- **海域**（岩礁帯、砂浜、内湾）
- **市街地**（商業地・住宅地、市街地の中に点在する緑地）

今回の調査で確認されたレッドデータブック掲載種（希少種）は、哺乳類 1 種、鳥類 11 種、爬虫類 3 種、両生類 1 種、魚類 13 種、甲殻類 6 種、貝類 4 種、昆虫類 3 種、植物 15 種でした。動物・植物とも平地から沿岸にかけての水辺に生育・生息する種類が多く確認されました。

本市内にはまだ多様なビオトープ（生物生息空間）が残されていますが、水質汚濁、不法投棄やごみの散乱、残土埋立、開発による自然環境の分断・消失等、それぞれ多くの課題を抱えています。



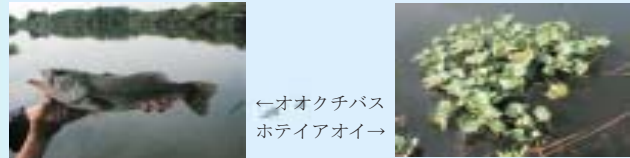
凡例 □ : 大切にしたい自然 □ : 改善したい点

図2-2-22 環境タイプごとの現状と課題

外来種の侵入防止・駆除

- ・ペットを自然界に放さない。他地域産の生きものを放さない
- ・侵略的外来種の現状把握調査、管理計画の立案（ため池では急售）
- ・在来種への影響の大きいアライグマ、オオクチバス、ブルーギル、アメリカザリガニ、ウシガエル、アカミミガメ、スクミリンゴガイ、ホテイアオイ、オオフサモなどの駆除

指標：在来の小魚、エビ類、トンボ類、水草類の生息・生育



絶滅危惧種とその生息環境の保全

- ・市内全域を対象にした自然環境調査の実施
- ・絶滅危惧種ごとの現状把握調査・保護対策の検討・実施



水質汚濁防止対策

- ・合併浄化槽の推進、下水道の整備等
- ・各家庭・事業所からの排水の汚濁負荷の低減

岩礁域の保全

- ・海岸から陸域への連続性の確保（堤防や道路のセットバック（陸側にずらす））
- ・海岸沿いの森林の保全育成

指標：藻場の形成、クロサギの採食場、タワヤモリの生息



海に生息する水生生物のつながり
(太平洋・黒潮、紀伊水道、瀬戸内海)



里地環境の拠点
大島田地区の農地と斜面林

海岸の拠点
鳴門公園の海岸植生・渦潮
タカの渡りの拠点



浅海域およびその沿岸の再生

- ・アマモ場の保全・復元
- ・埋め立ての禁止
- ・人工的な護岸の撤去

指標：アマモ群落、海岸植物群落



海域の拠点 竜宮の磯

山すその拠点
黒崎池と上流の湿地・斜面林



山すその拠点 斎田大池

市街地の中の自然地を増やす

- ・野生生物の生息空間としての緑地を復元
- ・周辺の樹林とつなげる
- ・ニオ川の自然復元



東アジアに誇るタカの渡りルートの自然回復

- ・高速道路開通で破壊された場所の復元、影響の最小化
- ・山林から平野部にかけての生きものの回廊確保

指標：サシバ・ハチクマの利用

干潟・ヨシ原の復元

- ・堤防をセットバック（陸側にずらす）
- ・自然地としての面積確保
- ・コンクリート護岸の撤去

指標：トビハゼ、シギ・チドリ類の採食場



河川の上下流
海から山までのつながり

砂浜の保全

- ・吉野川の土砂供給に関する関係市町村との連携・監視
- ・海岸植物の残る地区の保護措置（利用・立ち入り制限）
- ・地形の保存（砂浜～防風林）とクロマツ林の再生

指標：海岸植物群落、砂地性昆虫類、砂浜の幅



かたまりとして残す

- ・原生的な植生（照葉樹林）をめざす
- ・採石場などモザイク的な開発の抑制
- ・道路など自然を分断する構造物の改善
- ・在来種の植栽による自然の修復

指標：中型ほ乳類の生息・フクロウの繁殖



山林の拠点 阿讃山脈

溪流・細流の保全

- ・開発地からのシルトの流出防止
- ・畜産排水の浄化（浄化施設の設置）

指標：ナガレホトケドジョウの生息



社寺林・山あいの農地・ため池など里山環境の保全

- ・野生生物生息地の視点からの管理（市民参加・アドプト制度による管理）
- ・魚類等の移動を分断・阻害する人工的な段差の解消

指標：オオタカ・サシバの繁殖、サンコウチョウの繁殖、ニホンアカガエルの生息、回遊魚の遡上



山林～山すそ～平野部の相互の引き込み
(山林から市街地への自然の引き込み)

自然と共生した農業の実施

- ・農地の中に野生生物のすみか（ヨシ原等）を確保する（休耕の実施地をまとめて自然地とする等）
- ・農薬・化学肥料を極力使わない。流出の防止
- ・コンクリート護岸の廃止、埋め立て・盛土の禁止
- ・河川から農地にかけての水域の分断（段差）の解消

指標：ヒクイナ・タマンギの繁殖、ドジョウ・水生昆虫の生息

平野部の拠点
吉野川平野（低湿地としてのひろがり）



阿讃山脈としての山林のつながり

上空を旋回するサシバ



図 2-2-23
鳴門市の自然環境の現状と課題
～ビオトープネットワーク構築に向けて～



第3節 鳴門市の環境の課題

本市の環境の現況においては、多様な、そして多くの資源があり、また課題がありますが、特に本市において緊急あるいは重要な環境上の資源・課題として、また、50年先によりよい鳴門市の環境を引き継ぐための資源・課題として、「ごみ」、「海」、「山」、「川」、「農」、「まち」、そして「教育」が重要であると考えられます。

ごみ

焼却場建設問題、山間部や道路沿いへの不法投棄の増大、海辺のごみの山積等、現在の本市にとって、「ごみ」は、最大の関心事であると同時に、緊急かつ重大な課題でもあります。

アンケート結果でも、市民のごみ問題に対する関心、危機感是非常に高いものがあります。これは、焼却場の建設問題の拡大による危機感の浸透や、それともなう市の積極的なごみ問題への取り組みの推進による効果等による影響が大きいと推測されます。

したがって、この機にごみ問題を前向きにとらえ、ごみに対する市民意識のさらなる向上を図り、ごみ問題に関する積極的な姿勢が本市全体の日常となるよう、取り組みを進めていく必要があります。

海

本市と海とは切っても切り離せない関係にあります。豊かな自然環境をささえる空間であり、新鮮な魚介類をもたらす場であり、鳴門の渦や美観によって観光資源にもなっており、そして市民にとって心の原風景のひとつでもあり、身近に親しめる自然環境としても重要です。

しかし、近年では、水質汚濁、埋め立てによる自然海岸や浅海域の喪失、海辺へのごみの漂着等、多くの課題を抱えています。これらの課題を解決し、さらに魅力ある海的环境づくりへのさまざまな側面からの取り組みが必要であると考えられます。さらに、鳴門ウチノ海総合公園等を拠点とした、本市本来の内湾に面した海辺の自然環境の再生や環境教育・学習の推進等、環境面からの積極的な位置付けを行っていくことも必要です。

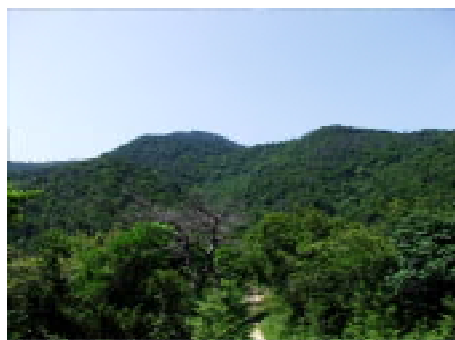


山

山間地域は鳴門市域の半分以上を占め、阿讃山脈として香川県へと連なる緑の回廊となっています。まとまった自然環境が残っている山間地域は、本市にとっても四国全体としても、そして本州も含めた周辺域にとっても、重要な環境であり資源です。

しかしながら近年、明石海峡大橋の開通等による本州方面からの利便性の向上にともなう土砂採掘の増加による山の破壊、幹線道路の整備にともなう山間地域の分断やため池等の消失、山あいの谷間の残土等による埋め立て、山の管理がされなくなってきたこと等、山あいの自然環境は大きく変容しており、その影響は、見た目の景観の変化、山から流れ出る川の環境の変化、生息生物の減少、イノシシやサル等、本来山で暮らす生き物たちが人里まで降りてくるといった形で現れてきています。また、本市の北側や島嶼域においては、川の源流である山から海までの距離が近く、山の環境の変化は海にも水質、生き物、土砂の流入減少等、さまざまな影響として現れているものと推測されます。

こうした状況を改善し、本市の貴重な資源である豊かな自然環境を将来に引き継いでいくためにも、人の暮らしとの調和の中で、山の環境の保全・再生・活用の方向性を検討していく必要があると考えられます。



川

新池川、旧吉野川等の平野部を流れる川、櫛木川、板東谷川をはじめとする山間部から低地部や海へと流れ込む溪流等、本市には多くの川が流れています。また、低地部では農業用水路が縦横に走り、山間部と低地部との間には用水確保のための‘ため池’が多く見られます。これらの多様な水辺環境は、海辺とはまた違った、日常生活とのかかわりが深い、より身近な水辺として親しまれてきました。

しかし近年では、山麓部の開発によるため池の消失、砂防工事等による自然豊かな溪流の消失、生活排水等の流入による水質の悪化、河川や農業用水路の護岸のコンクリート化による生息生物の減少・単調化等、水辺の環境は大きく変化しました。このことによって、近くにあるはずのこれらの水辺環境は、実質的には市民の日常生活から遠く離れた存在となってしまっています。

市民の身近な水辺環境であり、身近な生き物の重要な生息環境であり、山、海、農地、まち等の環境をつなぐはたらきを持つ川や用水路、ため池等の水辺環境の保全・再生をはかる必要があると考えられます。



農

本市の特産物であるかんしょ（なると金時）、れんこん等をはじめ、果樹や米等を栽培する農地は、人の暮らしを支える生産の場であり、人の暮らしと自然が調和する場であり、広大に広がる農の風景は、市民にとっての原風景でもあります。

近年では、国（農水省）も環境保全型農業や農業空間における自然再生等を推進する方針を打ち出しており、今後、持続可能な農業経営をはかるためにも、特産物としての価値に環境へのやさしさ、人へのやさしさを付加価値とした農業の推進が必要となってくるものと考えられます。また、生ごみやスーパー等で発生する野菜ごみ等を有効活用した堆肥化、その堆肥を活用した野菜等の生産、生産物の市民による消費といった、地産地消の推進、「農」をベースとした地域循環の推進も、地域農業の活性化も含めた観点から重要であると考えられます。

さらには、農地は比較的宅地と隣接して立地していることから、農の環境を活かした身近な自然の保全・再生もあわせて推進することが可能です。



まち

本市の市街地は、新池川沿いから撫養川にかけての低地に主に立地しています。市街地においても、周囲に海や山があり、水や緑豊かな環境に暮らしているという印象があります。実際、市内には豊かな自然環境はまだ残されています。しかし、市街地内における身近な自然環境は失われつつあるのが現状です。アンケート結果でも、身近な自然環境が減少してきていると回答している市民は7割近くにのぼっています。

特に小中学生の子どもたちにとっては、行動範囲にある身近な自然環境は、自然を体験し、感性を磨き、生きる力を育む重要な空間です。したがって、まち中の社寺林や防風林、用水路、ため池、屋敷林、河川等、小規模でも身近な自然環境を保全・再生していく必要があります。また、こうした身近な自然環境と撫養街道や妙見山、ドイツ館等、地域の歴史文化が調和したまちの環境づくりをはかることは、市民が愛着と誇りを持てる環境づくりになるとともに、観光資源としての魅力づくりにもつながると考えられます。

人々が多く暮らす‘まち’では、環境に与える負荷も大きくなります。資源消費による負荷、生活や事業活動、移動や輸送等によるごみや廃熱、排ガス等の負荷、宅地や施設を整備するための開発圧等、多くの負担が環境にかかっています。近年では、リサイクルや省エネルギー等の重要性が認識されつつありますが、快適な生活を支える電気機器が増え、核家族化が進んだ現代においては、より一層、効率的な資源活用や、環境に負荷をかけない土地の利用や暮らしに取り組むことが必要であると考えられます。



教育

将来世代に鳴門の環境を引き継いでいくためには、‘教育’は欠かせない要素であり、また、人と人のつながり、コミュニティの醸成も重要です。

しかし近年では、市街地の拡大、商店街の衰退、核家族化や単身世帯の増加等によって、地域コミュニティにおける人のつながりが希薄になりつつあるのも現状です。

本市には、学校教育においては環境教育に積極的に取り組んでいる学校も多く、生涯学習としても、地域での学級や出前講座等の取り組みを行っているほか、教育を学ぶ場である“鳴門教育大学”があります。さらに、「子どものまち鳴門プラン」も策定しており、“子どもたちの歓声が響くまち鳴門”を目指しています。

したがって、こうしたプランを踏まえながら、鳴門教育大学を核とした環境教育・学習における取り組みの推進、インターネット等を活用しての先進的な取り組みの情報発信等、“教育”をキーワードとした環境づくりの輪を広げ、子どもたちが生き生きと遊び、学ぶことのできる鳴門市づくりが可能であると考えられます。また、鳴門市の一番の資源である“人”を活かし、自治会や市民グループ、子ども会等、さまざまな主体の連携、地域コミュニティの活性化とネットワークによる、市民の一人ひとりが地域で生きる仕組みづくり、場づくりも重要であり、大人たちも生き生きと生きがいを持って暮らせる環境づくりが必要です。



第3章 鳴門市の望ましい環境像



サワガニ

第3章 鳴門市の望ましい環境像

私たちには、将来世代からの借り物である環境を、将来世代に引き継いでいく責任があります。本市の現状における環境の課題を解決し、利便性や物の豊かさだけに価値を求めるのではなく、生活の基盤であり豊かな恵みの源である自然環境を守るとともに、自然と調和した暮らしと歴史文化を伝承し、豊かな心を育み、未来に輝く環境づくりを進めていく必要があります。

そのためには、5年、10年という短い期間で変化し続ける社会状況、人々の価値観、経済状況、科学技術等に振り回されることなく、50年先、100年先を視野に入れ、我々が本当に目指すべき鳴門市の環境、将来にわたって住みつづけたいと思える鳴門、持続可能なまちを、妥協することなく追究していく必要があります。

1 環境像の基本的な考え方

望ましい環境像を掲げるうえでの基本的な理念として、次の『5つの環(わ)』を掲げます。

「5つの環(ネットワーク、結びつけ)」

- **自然の環(生態系)**・・・われわれの生存基盤である鳴門の自然生態系の保全・再生
- **人と自然の環(調和)**・・・基盤である自然と、歴史と風土に培われた暮らしの調和
- **人と人の環(和)**・・・教育・学習・参加・実践・協働による地域力の育成、交流と協創、コミュニケーションの充実
- **ものの環(物質循環)**・・・ほどよい生活の実践による、有限資源の保全、CO₂等排出負荷の低減、持続可能な社会の実現
- **観光の環**・・・鳴門にとって外すことのできない観光という視点から、環境資源・人的資源・産業等、地域資源を結びつけていきます。

自然の環、人と自然の環、人と人の環、ものの環づくりを進めると同時に、鳴門の社会的な位置づけとして環境と切り離せない観光という側面を活かした結びつけ、ネットワークをはかることによって、さらに大きな環(持続可能性)の実現、キラリと光る鳴門の環境を目指します。

2 望ましい環境像

「5つの環」の考え方にもとづき、条例の基本理念を踏まえた鳴門市が目指す望ましい環境像として、

5つの^わ環が光る

かんこう
環光のまち・美しい鳴門

～豊かな海・山・歴史・温かな心に出会えるまち、
みんなで育み・伝える美しきふるさと～

を掲げます。

「環光のまち」とは、鳴門の多様で繊細な自然環境、自然をベースとして長い歴史の中で育まれてきた文化や暮らし、産業、人、もてなしの心といった多彩な環境資源を保全・再生・創出するとともに、観光や地域コミュニティ活動、教育等を通じて結びつけられたまち、を意味します。

望ましい環境像を実現するため、『なると環境プラン 2004(鳴門市環境基本計画)』にもとづく、市民、事業者、民間団体、行政の協創による施策の推進をはかります。



3 計画の構成

望ましい環境像の考え方にもとづき、3つの【基本方針】と、それに基づく15の【個別目標】をたて、50年後の実現にむけた取り組みを推進していきます。

また、重点実施事業として3つのプロジェクトを重点的に進めることで、環境施策全体の推進力としていきます。

望ましい環境像にもとづく、計画の施策体系は、次図に示すような構成になります。

50年先の望ましい環境像実現にむけた 施策体系

平成23年度(2011年度)に向けて進める取り組み

望ましい環境像

5つの環が光る 環光のまち・美しい鳴門

豊かな海・山・歴史・温かな心に出会い、美しく暮らすまち

みんなで育み・伝える、美しく暮らすまち

基本方針 1

まち全体を考え、
全員参加による
環境づくりを進める

環境づくりを実際の土地利用や都市計画の中においても具現化するとともに、環境づくりを進める人づくり、地域づくりを進めていきます。

基本方針 2

生存基盤としての
自然を
守り、活かす

人の生存基盤であり、鳴門市の貴重な財産である自然環境や生物多様性を保全し、自然と調和したまち、自然と調和した産業の実現を目指します。

基本方針 3

環境と人にやさしい
暮らし方、
持続可能なまちづく
りを進める

環境を守るために必要な意識やライフスタイル、社会システムの転換をはかります。また、人々が快適に暮らし、自らのふるさとに誇りを持って暮らし続けられる環境づくりを地球環境をも視野に入れながら進めます。

個別目標 1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

個別目標 2 環境教育・環境学習を進めよう

個別目標 3 参加・協働による環境づくりを進めよう

個別目標 4 豊かな海を守り育てよう

個別目標 5 身近な水環境を再生しよう

個別目標 6 ふるさとの山を守ろう

個別目標 7 農環境を持続的に守り、活用していこう

個別目標 8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう

個別目標 9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

個別目標 10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう

個別目標 11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

個別目標 12 エネルギーを大切にしよう

個別目標 13 きれいで安全な環境を守ろう

個別目標 14 化学物質による環境汚染を防止しよう

個別目標 15 地域から地球環境保全に取り組もう

個別目標ごとの取り組み施策

重点実施事業

フクロウと子どもたちの森プロジェクト

鳴門“ほどよい生活”プロジェクト

なんと環境学舎プロジェクト

地域別の取り組み方針

撫養町
「水辺と街道によって心と緑をつなげる、歴史文化が薫るまち」

里浦町
「農の風景を守り、身近に季節を感じるまち」

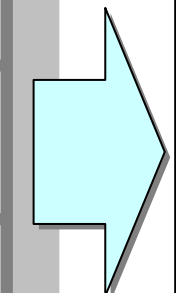
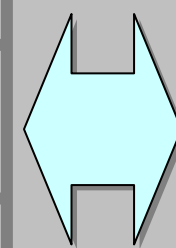
鳴門町
「美しい自然景観を守り活かす、環境と観光が調和するまち」

瀬戸町
「青く澄んだ海と空を近くに感じるまち」

大津町
「農と水が暮らしの中に生きるまち」

北灘町
「山と海を育み、ゆっくり豊かに流れる時間のあるまち」

大麻町
「豊かな自然環境と農の風景の中に異国情緒を感じるまち」



第4章 取り組み方針



ニホンアカガエル

第4章 取り組み方針

1 個別目標ごとの取り組み方針

3つの【基本方針】に基づく15の【個別目標】ごとに、50年先の望ましい環境像実現に向けた【取り組み方針】、およそ8年後を目指して推進する【取り組み施策】、そして市民、事業者、民間団体等の取り組みの例をそれぞれ掲げます。

各個別目標ごとの施策は、図に示すような構成になります。

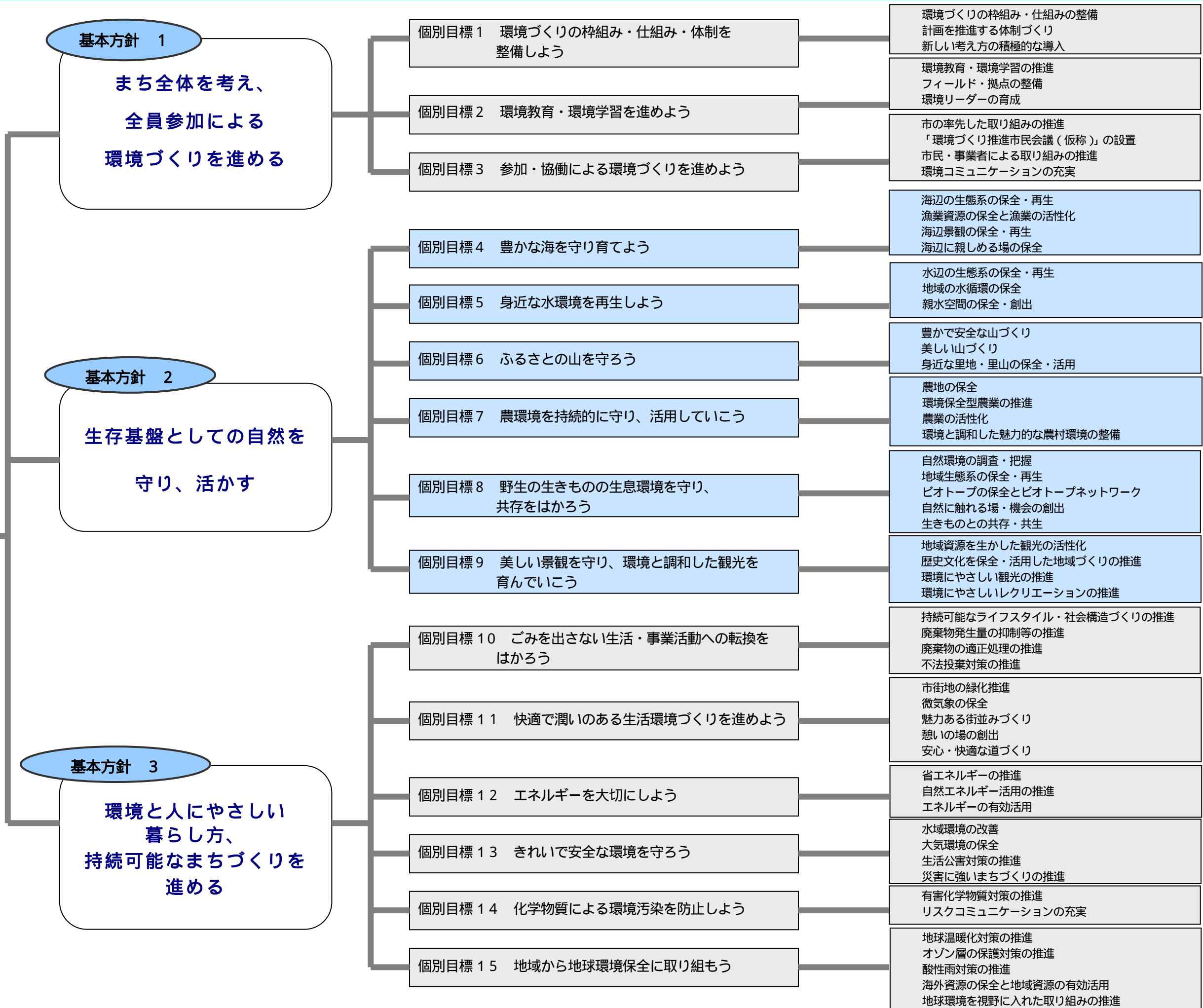
個別目標ごとの施策の体系

望ましい環境像

5つの環が光る

環光のまち・美しい鳴門

豊かな海・山・歴史・温かな心に出会えるまち、みんなで育み・伝える、美しきふるさと



基本方針 1

まち全体を考え、 全員参加による環境づくりを進める

計画を総合的、効果的に推進していくための大きな枠組みとなる指針や条例等の制度や仕組みづくり、そして、環境教育・環境学習の推進、参加・協働による取り組みを進めるための仕組みづくりや地域づくりの3点を個別目標として掲げます。

この3つの個別目標は、基本方針2及び基本方針3で掲げるすべての個別目標の実現にも関わるものです。

個別目標1 環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

個別目標2 環境教育・環境学習を進めよう

個別目標3 参加・協働による環境づくりを進めよう



個別目標 1

環境づくりの枠組み・仕組み・体制を整備しよう

取り組みの方針

本市の地域資源を活かした持続可能な環境づくり、まちづくりを行うための土地利用や美しい景観を視点とした計画、指針や制度、条例等、本市が行政としての取り組みを、庁内各部課間、各担当間の連携をはかりながら総合的、計画的かつ柔軟に進めていくための枠組みや制度の整備、体制づくりを進めていきます。

(1) 環境づくりの枠組み・仕組みの整備

美しい景観を保全し、自然と暮らしが調和した環境づくり、まちづくりを「鳴門市環境基本条例」や本計画をよりどころとして進めていくため、土地利用、都市計画、環境配慮・環境容量等、総合的な視点からみた枠組みづくり、及び開発・再開発を行う際の環境づくり、まちづくりのための指針の整備を進めます。また、そうした取り組みの姿勢を市民や他自治体に対して積極的にアピールしていきます。

- ・ 環境都市宣言等、市としての取り組みの姿勢を市民や他自治体に表明するための方策について検討します。
- ・ 適正な土地利用にもとづく環境づくりを進めるため、土地利用の現況の把握を行います。
- ・ 景観、自然環境、生活環境等の面からの土地利用の具体的な方針、ゾーニングの設定にもとづく環境づくりを進めるための仕組みづくりについて検討します。
- ・ 緑の基本計画作成を検討します。
- ・ 「鳴門市都市計画マスタープラン」(H11.3策定、目標年度:H28年度)の見直し(「基本構想」の改訂、「整備、開発又は保全の方針」の変更等)における、環境基本計画との整合・連携をはかります。

(2) 計画を推進する体制づくり

総合計画、土地利用指針、鳴門市地域住宅計画(「H O P E 計画」平成2年3月策定)、都市計画マスタープラン等、上位計画、まちづくり・環境づくりに関わる計画・施策等との調整・整合・連携をはかり、市全体での横断的、総合的な取り組みを進めるための体制づくりを行います。

- ・ 全庁的な組織として、(仮称)庁内環境会議を設置し、環境基本計画及び「鳴門市地球温暖化対策実行計画」を推進していきます。

鳴門市地球温暖化対策実行計画

平成10年制定の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、鳴門市自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等、地球温暖化防止に率先して取り組むものための計画。2001年策定。

徳島県公共事業環境配慮指針

地域の環境との調和をはかり、環境への負荷の少ない公共工事の普及に努めるため、公共工事における環境配慮の具体化を支援するための技術的な手引書として作成されたもの。

(3) 新しい考え方の積極的な導入

国や県、四国各市町村、さらには諸外国における新しい考え方にもとづく環境づくりの情報や事例の把握に努めるとともに、基準となる指針の活用を進めます。

- ・ 県の公共事業環境配慮指針に基づく公共事業の実施をはかります。
- ・ 諸外国における環境づくりに関する新しい考え方、先進的な事例の把握に努めます。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
全庁的な組織として、（仮称）庁内環境会議を設置し、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を推進していきます。	環境政策課 財政課 全庁
景観、自然環境、生活環境等の面からの土地利用の具体的な方針、ゾーニングの設定にもとづく環境づくりを進めるための仕組みづくりについて検討します。	政策調整課 管理課 都市計画課 農林水産課 商工観光課
特に自然環境の保全が必要な地域を抽出するとともに、保全に向けた対策を検討していきます。	環境政策課
都市計画マスタープランの見直しを行います。	都市計画課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- まちの計画づくり、仕組みづくりにおける住民意見募集（市広報や市ホームページで周知）に意見を出す等、鳴門市づくりに積極的に参加します。
- 鳴門市や周辺市町村等が作成している環境、まちづくりに関する政策や仕組みに関心を持ち、理解を深めます。
- 鳴門市が将来どんなまちになったらいいかを考えます。

個別目標 2

環境教育・環境学習を進めよう

取り組みの方針

環境問題は今やすべての人の問題です。一部の
人だけでなく、あらゆる主体が協力して取り組ん
でいくためには、一人ひとりが身近な環境に関心
をもち、意識の転換をはかり、環境や環境づくりに
必要な取り組みに対する理解や認識を広げて
いく必要があります。

したがって、小さな子どもから高齢者まで、遊
びや体験を通じて、楽しみながら、環境について
関心を持ち、認識を深め、知識を身につけ、実際の行動に結び付けていくために、多様
で多くの環境教育・環境学習の場や機会の創出と、そのための仕掛けづくりを進めてい
きます。



(1) 環境教育・環境学習の推進

学校教育や社会教育等、あらゆる場面における環境教育・環境学習を推進
していきます。

環境問題への認識の浸透と意識改革

- 一人ひとりが自分の問題として危機感を持って環境問題をとらえ、今
のままではだめだという意識の転換をはかることができるよう、環境問
題の現状や世界的な動向等について、周知をはかります。

環境教育・環境学習の推進指針の作成

- 環境教育・環境学習を効果的・総合的に推進していくため、実際に取
り組む際の手引きとなる指針の作成を検討します。

学校教育における環境教育の推進

- 教職員を対象とした研修や講座の開催を検討します。
- すべての教科に環境の視点からの学習内容を盛り込んでいきます。
- 環境学習における地域人材の積極的な活用をはかり、地域と連携した
学校教育への取り組みを進めます。

社会教育における環境教育の推進

- 図書館や公民館等の社会教育施設における環境学習の機会の提供に努
めます。
- 図書館における環境関連図書の充実に努めます。
- 生涯学習まちづくり講座の周知と充実に努めます。

- ・ 地域における環境学習の推進（コミュニティ、家庭、個人、サークル等）を進めます。
世代間交流の推進
- ・ 世代間の交流をはかり、鳴門の自然環境の変化や暮らしの中の技や知恵を子どもたちに伝えます。
環境に関する教材の充実
- ・ 環境教育・環境学習の教材として、鳴門の環境問題や自然環境についてまとめた副読本の作成や、図書館における書籍、資料等の充実をはかります。

（２）フィールド・拠点の整備

環境教育・環境学習の中の重要な要素である「体験」や「活動」を推進する場として、市民が自然に触れ、憩い、学ぶことのできる多様なフィールドの保全・創出や、活動の拠点の整備を進めます。

- ・ 学校においては、その敷地内あるいは隣接地の学校林、学校ビオトープの創出による生きた学びの場の創出をはかります。
- ・ 市の公共施設敷地や公園・水辺等において、ビオトープの創出・活用を進めます。
- ・ 山間地、低地、海辺等、鳴門の多様な自然環境にあわせた環境学習フィールドの整備に努めます。
- ・ 鳴門ウチノ海総合公園は、環境学習のひとつの拠点となるよう、学習フィールドや施設の整備について、県に要請していきます。
- ・ ごみ焼却場の建設に際しては、環境学習の拠点としてのフィールドや施設の整備について検討します。
- ・ 地域の集会所、学校の余裕教室や空き店舗等を活用し、地域の環境づくりに関わる人や情報が集まる場として、環境広場（仮称）の整備を検討します。
- ・ 「こどもの水辺再発見プロジェクト」（国土交通省他）「田んぼの学校」（農林水産省）等、国や県の推進するプロジェクトの紹介や実施の支援等に努めます。

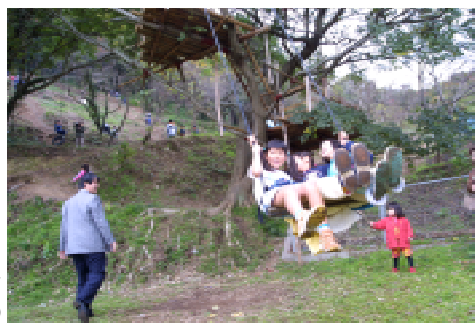
子どもの水辺再発見プロジェクト

文部科学省、国土交通省、環境省連携による、子どもたちの水辺での環境学習・自然体験活動を支援するための取り組み。その他、「水辺の楽校プロジェクト」、子どもの水辺連絡会、子どもの水辺サポートセンター等の取り組みがある。

田んぼの学校

水田等を積極的に活用した環境教育「田んぼの学校」を推進することにより、農業農村整備事業で整備した農地や土地改良施設への理解を深めることを目的に実施されている。

冒険遊び場
（ドイツ村公園）



(3) 環境リーダーの育成

環境教育・環境学習や、環境に関する取り組みを推進する上で、リーダー的な役割を担う人材の育成、発掘と活用の仕組みづくりを推進していきます。

- ・ 環境教育・環境学習を総合的にコーディネートできる人材育成を進めます。
- ・ 鳴門の歴史文化、環境、産業、暮らしの知恵等、知識・技能を持つ人材を登録し、地域の環境づくりで活躍してもらおう（仮称）鳴門環境バンク（人材部門）の設置と活用を検討します。
- ・ 環境づくりに関わる研修の実施等、行政のさまざまな場面において市の環境づくりをリードする市職員の育成を進めます。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
環境学習における地域人材の積極的な活用をはかり、地域と連携した学校教育への取り組みを進めます。	生涯学習課 学校教育課
市立の各小中高校全校に学校ビオトープ、学校林の創出あるいは指定を行います。	学校教育課 生涯学習課
環境に関わる取り組みにおいて主導的に動ける人材、環境教育・環境学習を総合的にコーディネートできる人材の発掘・育成を進めます。	環境政策課
（仮称）鳴門環境バンク（人材部門）について検討を進めます。	環境政策課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 家族や友達、地域の人々と、環境について話してみます。
- 新聞を読む時やテレビのニュースを見る時に、環境問題に注意し世界や日本の動向を把握します。
- 身近な環境に関心を持ち、観察会や講演会等の活動やイベントに参加します。
- 環境問題は我々一人ひとりの問題であり、環境は将来世代からの借り物である、という認識と危機感を持ちます。

個別目標3

参加・協働による環境づくりを進めよう

取り組みの方針

阿波の国の玄関口に位置し、豊かな自然環境と温暖な気候等の風土にはぐくまれたもてなしの心と風習、穏やかで温かな心・人は鳴門の大切な宝物です。この宝物である“心”、“人”を将来世代に引き継いでいく必要があります。そのためにも、市民一人ひとりがまちづくりの主役としての自意識を持ち、それぞれの役割を担っていくとともに、市と市民、事業者、民間団体の協働（パートナーシップ）による取り組みを進めていきます。



(1) 市の率先した取り組みの推進

市は、市民や事業者等に環境行動を促していくためにも、環境に配慮した行動に率先して取り組んでいきます。

庁内における取り組みの推進

- ・ 市が率先行動を進める計画「鳴門市地球温暖化対策実行計画」を推進するとともに、その取り組み状況の把握と公表に努めます。
- ・ 事業系ごみ減量の率先取り組みとして、庁内リサイクル推進委員会を中心とした取り組みを進めます。

公共施設・公共用地・公共事業における取り組みの推進

- ・ 公共施設においては、太陽光発電や生ごみ処理機等、環境負荷を低減するための施設整備に努めます。
- ・ 公共用地においては、舗装は最低限にとどめ、郷土種による緑化を推進します。
- ・ 公共事業においては、自然との共生や低負荷等、環境基本計画にもとづく環境に配慮した事業を推進します。
- ・ 公共事業の実施に際しては、「徳島県公共事業環境配慮指針」にもとづく実施に努めます。

市職員の意識の向上

率先行動の取り組みの一環として、市及び関連機関職員の市内環境や環境問題の現状、環境基本計画や市の率先した取り組みに関する認識の浸透をはかります。

- ・ 市職員を対象とした環境に関する研修や勉強会の実施、環境に関わる

講座やイベントへの参加の奨励等、環境づくりを担う人材としての市職員の育成を進めます。

- ・ 市職員への環境に関わる情報の周知等、環境意識の向上に努めます。

(2) 「環境づくり推進市民会議(仮称)」の設置

環境基本計画を推進していくための継続的な市民参加の場として、「環境づくり推進市民会議(仮称)」を設置します。会議では、計画の進捗状況、市の環境施策等を市民の視点から意見・提案を行うとともに、市民、市、事業者、民間団体が、それぞれ自立しつつ相互に連携・協力する関係づくりに努めます。

(3) 市民・事業者による取り組みの推進

行政がかかわって進める環境への取り組みには限界があり、最終的には一人ひとり、地域コミュニティや市民グループ、事業者等が、それぞれの立場で環境をよくするために何が必要か、何をすべきかを考え、行動していく必要があります。

従って、市民・事業者・民間団体等による自主的、活発な環境活動・環境行動を推進していくための支援制度や仕組みづくりを推進していきます。

市民・事業者活動の支援・推進

- ・ NPO等、民間団体、市民団体との連携による環境づくりの実施について検討します。
- ・ ボランティア団体、コミュニティ団体、NPO等の活動の場としての遊休地の活用制度を検討します。
- ・ アドプトプログラムの導入等、市民等のボランティアによる環境保全や改善、維持管理活動等を奨励、推進していきます。

地域コミュニティの充実

- ・ 地域ごとに独自に環境への取り組みを進めることができる自治機能を持ったコミュニティづくりの推進、自治振興会や各種市民団体による環境活動の支援に努めます。

環境にやさしい市民・事業者活動指針の策定

- ・ 市民・事業者・民間団体等の環境行動を推進するための「(仮称)なると市民・事業者環境行動指針」の作成を検討します。

(4) 環境コミュニケーションの充実

市、市民、事業者、民間団体等のパートナーシップによる環境づくり、持続可能な社会づくりを進めていくため、市民の環境意識の向上をはかり、環境負荷や環境保全活動等に関する情報の十分な提供・交流をはかるとともに、一方的な提供にとどまらない双方向的な情報交換・意見交換を行い、相互理解を深めながら取り組みを進めていきます。

アドプトプログラム
アドプトとは「養子縁組」のこと。道路、河川敷、公園等の決まった区間等と、企業・団体・学校等が養子縁組を結び、その団体が受け持ち区間をボランティアで清掃する制度。アメリカのテキサス州ではじめられた取り組みで、日本では徳島県神山町ではじめて取り組まれた。

環境コミュニケーション
持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間団体等各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聞き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。

まちづくりへの住民参加の推進

- ・ 環境づくり、まちづくりのさまざまな場面における市民参加の機会づくりを進めます。
- ・ 公共サービスとしての市の仕事の一部をNPO法人等の市民団体に委託する等、まちづくりをともに担う仕組みづくりや取り組みを進めます。
- ・ 計画策定や公園等の公共事業を進める際の意見募集等、まちづくりにおける住民参加の機会の創出と充実に努めます。

環境情報の収集・蓄積・提供

- ・ 市内の環境に関する調査の実施と結果の公表に努めます。
- ・ 地理情報システムの導入による環境情報の地図情報としての蓄積を検討します。
- ・ 近隣及び先進事例自治体との環境に関する情報交流に努めます。
- ・ 姉妹都市（国内外）との環境に関する情報交流に努めます。

環境活動情報の収集・蓄積・提供

- ・ 市内及び市域を含む活動フィールドを持つ市民グループ、民間団体等の情報の収集と提供を進めます。

情報提供手段の充実

多様な受け手のニーズを想定しながら、多様な手段による環境情報の提供とその充実をはかります。

- ・ 本市の環境の現状や課題、環境基本計画の進捗状況について取りまとめた「鳴門市環境報告書（仮称）」をとりまとめ、公表していきます。
- ・ 市ホームページにおける環境のページの充実と定期更新を行います。
- ・ 市広報の有効活用と「なると環境新聞」の定期発行による環境情報の提供をはかります。
- ・ 自治会の回覧板や公共施設の掲示板の活用等、公共的な手段による情報提供のほか、市内のスーパーマーケットや銀行、病院等の協力による、より多くの人への情報提供に努めます。

コミュニケーションの場と機会の創出

市や市民・民間団体・事業者による環境に関する取り組み等に関し、広く環境コミュニケーションをはかる場や機会の創出を進めます。

- ・ 「環境づくり推進市民会議（仮称）」を、協働のための意思疎通を継続的に行っていく場としても位置づけ、本市の環境について市民と市とが率直に話し合える場づくりに努めます。
- ・ 市の施策や計画について、計画段階からの市民等の参加をはかるとともに、ホームページを活用したパブリックコメントの募集等を検討していきます。
- ・ 市民・事業者・民間団体・行政が集まって意見交換や認識の確認を行う場として、環境をテーマとしたフォーラム、シンポジウム等の開催に

地理情報システム

デジタル化された地図(地形)データと、統計データや位置の持つ属性情報等の位置に関連したデータを、統合的に扱う情報システム。地図データと他のデータを相互に関連づけて解析、表示することで、情報を視覚的に把握することができる。

パブリックコメント

行政が政策の立案等を行う際に、その案を公表し、広く住民・事業者等の意見や情報を求める機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うというもの。

ついて検討します。

- ・ 市民や民間団体等が活動の拠り所や交流する場として活用できるよう、公民館や集会所、学校施設等の活用について検討を行います。
- ・ 鳴門ウチノ海総合公園、新焼却施設整備予定地、地域の集会場や公園等を、環境づくりの活動拠点、ビオトープの創出、環境教育・学習の場、自然とのふれあいの場、情報発信・交流拠点として位置付け、相互のネットワーク化による活用をはかります。
- ・ 環境に関心のある市民、事業者等や、実際に活動を行っている民間団体が一同に集まって情報交換をし、意見を交換する機会（（仮称）環境広場）づくりを検討します。

ビオトープ

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な限られた地域。野生生物の生息可能な自然生態系が機能する空間を意味する概念。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
環境基本計画の進捗状況、市の環境施策等を市民の視点から意見・提案を行う場として、「環境づくり推進市民会議（仮称）」を設置し、継続的な開催をはかります。	環境政策課
NPO等、民間団体、市民団体との連携による環境づくりの実施について検討します。	市民活動推進課 環境政策課
地域ごとに独自に環境への取り組みを進めることができる自治機能を持ったコミュニティづくりの推進、自治振興会や各種市民団体による環境活動の支援に努めます。	環境政策課 市民活動推進課
市のホームページに環境専門のページを立ち上げ、市の環境情報の蓄積と公表を進めます。	秘書広報課 環境政策課
市広報やホームページ等で、環境に関する定期的な情報提供を進めます。	
環境に関心のある市民、事業者等や、実際に活動を行っている民間団体が一同に集まって情報交換をし、意見を交換する機会（（仮称）環境広場）づくりを検討します。	環境政策課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 国や県、市が発信する環境やまちづくりに関する情報の把握に努めます。（市広報、市ホームページ、各種講座等）
- 身近な環境に関心を持ち、観察会や講演会等、さまざまな関係する活動・イベントに参加します。
- 自らの関心や特技を生かし、地域の環境づくり・環境保全の取り組みを進めます。
- 環境活動の支援として実施されている、国・県の補助金や企業助成金等を活用し、取り組みを推進します。

基本方針 2

生存基盤としての自然を守り、活かす

われわれが生存していく基盤であり本市の貴重な財産である自然環境と生物の多様性を保全し、自然と調和したまち、自然と調和した産業を実現することで、将来世代にこの財産を引き継いでいく必要があります。

そのためにも、次の6つの個別目標を掲げ、その実現を目指します。

個別目標 4 豊かな海を守り育てよう

個別目標 5 身近な水環境を再生しよう

個別目標 6 ふるさとの山を守ろう

個別目標 7 農環境を持続的に守り、活用していこう

個別目標 8 野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう

個別目標 9 美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

個別目標 4

豊かな海を守り育てよう

取り組みの方針

「渦潮」は鳴門の象徴であり重要な観光資源です。また、鳴門をかこむ海や島々は美しい景観、豊かな海産資源をもたらし、レクリエーションの場を提供しています。更に、磯や砂浜、島嶼部や浅瀬等、多様な海辺空間があり、そこには豊かな生態系が形成されています。また、海は海流を通じて近隣地域はもとより、遠く離れた国ともつながっている空間としても捉えることができます。

この鳴門の海が、いつまでも青く輝き、恵み豊かな美しい海でありつづけるよう、その空間的・質的な環境の保全と再生を基本に、持続的な利用をはかります。



(1) 海辺の生態系の保全・再生

海辺の自然に触れ、生きものの生息環境を保全し、美しい景観を守るために、海辺の生態系、環境空間の保全・再生をはかります。

- ・ 砂浜や磯、岸壁、浅瀬、干潟等、多様な海辺生態系の保全・再生をはかります。
- ・ 海辺の森や沿岸環境と沿岸海域との連続性の保全と再生に努めます。
- ・ 海辺の生態系に関する調査の実施と情報の蓄積に努めます。
- ・ 公共事業の実施に際しては、「徳島県公共事業環境配慮指針」を元に、環境への影響の回避・低減・代償（ミティゲーション）にもとづく整備を行います。

ミティゲーション

開発の際に自然への影響を回避したり緩和すること。回避・低減・代償の順で検討することが必要。

(2) 漁業資源の保全と漁業の活性化

漁業資源の保全・再生と地域漁業の活性化をはかるとともに、海洋環境の保全や食品としての海産物の安全性を確保する漁業の支援等、持続的な海洋資源の保全と活用に努めます。

地産地消の推進

- ・ 公立小中学校の学校給食への地場水産物の活用を推進します。
- ・ 市内スーパー等での地場水産物の活用の奨励を進めます。

地産地消

地域で生産されたものを、地域で消費すること。食の安全性、低い食料自給率、農林水産業の縮小化傾向、地域の伝統や独自の文化の見直し等の側面から、地場産品を見直し、地域の活性化を図るうという動きが高まっている。

環境にやさしい漁業への取り組み

- ・ 漁業廃棄物の適正な処理を指導していきます。
- ・ 環境保全型養殖の奨励と、その取り組みに関する消費者へのアピールを支援します。

陸域環境の保全

- ・ 海洋生物資源を維持・増大していくため、陸域の環境とのつながりを視野に入れ、一体的な保全・管理に努めます。

(3) 海辺景観の保全・再生

- ・ 鳴門の海はいわし山以南を除くほとんどが瀬戸内海国立公園内に位置することから、「瀬戸内海環境保全特別措置法」「瀬戸内海環境保全基本計画」に基づく景観保全を、国や県との連携をはかりながら進めます。
- ・ 沿岸域における漂着ごみや投棄ごみの清掃活動や、関連地域（瀬戸内海隣接自治体・各種関連団体等）との連携をはかることによって、ごみのない美しい海岸づくりを進めます。

(4) 海辺に親しめる場の保全

- ・ 海辺における親水性の保全・再生をはかり、市民等が海辺に親しめる環境の確保に努めます。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
公共下水道の整備を重点的に推進するとともに、合併浄化槽の設置を推進し、河川水質の改善、ひいては海域の水質改善をはかります。	都市計画課 環境政策課
本市が会員である“瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会”の「リフレッシュ瀬戸内事業」による清掃事業の継続的实施と、実施地域の拡大を進めます。	土木課 衛生センター 環境政策課
「徳島県OURコーストアダプト事業」「徳島県OURポートアダプト事業」の周知等、県管理海岸・港湾の地域住民の協力による美化を進めます。	

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 海辺の観察会や清掃活動に参加します。
- 海水浴や釣り、バーベキュー等、海辺で遊ぶ時は必ずごみを持ち帰り、来たときよりきれいにして帰る等、海で遊ぶマナーを守ります。
- どんな魚介類や海藻が採れるのが港で聞いてみる等、身近な海に関心を持ちます。
- 鳴門市で取れた海産物を積極的に食べます。
- 海辺は野生の生きものにとっての大切な生息環境であることに配慮し、むやみに立ち入って荒らしたり、生きものを脅かしたりしないようにします。

個別目標5

身近な水環境を再生しよう

取り組みの方針

山と海、農地、そして暮らしをつなぐ川は、まちの動脈であり、我々の暮らしをそのまま映し出す鏡のような存在です。そして鳴門には、低地をゆるやかに流れる川と山間部から流れ出る渓流等たくさんの川と、農地を潤す農業用水やため池、かつて塩づくりのために整備された二オ（水尾川）等、さまざまな水辺があります。これら水辺の多様性は、人々の暮らしに潤いをもたらすと同時に、生物多様性を保全するうえでも重要な空間となっています。



川や水路の水が汚れ、生きものたちが徐々に姿を消し、川辺や水面にごみが散乱する現状を改善し、我々の暮らしに潤いをもたらす、多くの生きものが暮らす、生きた水辺、澄んだ水を身近な水辺として取り戻していきます。

また、降った雨が地下に浸透したり、川や海に流れ出したり、地面や植物の表面から蒸発したり、湧水としてわき出たりする水循環は、川の流れや海ともつながっているだけでなく、地域の気候にも大きな影響を与えています。地域の水利用や土地利用と吉野川という広域的な流域圏や水道水源も視野に入れつつ、地域の水循環の保全と再生を目指します。

(1) 水辺の生態系の保全・再生

生きものの生息空間としての水辺環境の保全・再生に努めます。

- ・ 多様な生きものの生息空間となっている自然度の高い水辺の保全を推進します。
- ・ 2種類以上の生態系の境界で、全く異なる環境が移行する場所をさす。たとえば陸域と水域の境界、農地と森林の境界等である。水辺のエコトーンや周辺及び近隣の水辺や緑地とのつながりに配慮した一体的な保全に努めます。
- ・ ため池や農業用水路、二オ（水尾川）の生物生息空間としての保全・再生に努めます。
- ・ 川や水路が持つ線としての空間の連続性に配慮し、生きものの移動を阻害する構造物設置の回避や構造の配慮・改善に努めます。
- ・ 周辺自治体や県との連携による、流域全体での水辺生態系保全の推進

エコトーン

2種類以上の生態系の中に存在し、全く異なる環境が移行する中間的な帯状に存在する環境をさす。たとえば陸域と水域の間、農地と森林の間等、両方の環境をつなぎ、双方の影響を和らげ、多くの生きものの生息環境となる。

二オ(水尾川)

製塩を行っていたころ、海から海水を引き込むために作られた水路。

に努めます。

(2) 地域の水循環の保全

地域の地理・地形的な条件をふまえた土地利用、上水や農業用水等の有効利用、多様な水源確保に努めることによって、水循環の保全をはかります。

湧水の保全・活用

- ・ 市内の湧水個所と状況の把握、その保全に努めます。
- ・ 湧水を活用した親水空間づくりを検討します。

地下水の涵養

- ・ 森林の保全や再生等、山間地域における地下水涵養機能・保水機能の保全、再生をはかります。
- ・ 地盤変動量の把握に努めます。
- ・ 駐車場や歩道等、公共施設における雨水浸透施設（透水性舗装、ブロック舗装、浸透マス等）の整備に努めます。
- ・ 宅地敷地内への雨水浸透マスの設置を奨励します。

水の有効活用

- ・ 公共施設における節水型機器の率先導入に努めます。
- ・ 節水の普及啓発に努めます。
- ・ 公共施設における雨水貯留槽設置等、雨水の活用に努めます。
- ・ 公共施設の整備に際し、中水道の導入を検討します。

流域の保全等

- ・ ため池、農地（水田・レンコン田）の保全等、降雨時にも雨が一気に流出しない、流域の保水・遊水機能の保全に努めます。
- ・ 旧吉野川、吉野川の水源から河口域まで、流域の市町村や県との連携による広域的な水循環の保全に努めます。
- ・ 流域の治水情報の把握と市民への周知を進めます。
- ・ 地理的な条件から洪水の危険性が元々高い場所の宅地化の抑制や緑地・農地の保全等、水循環を視野に入れた土地利用に努めます。
- ・ 吉野川水源地域の森林保全支援について検討します。

中水道

排水を再生処理し、又は下水処理水を再利用して、雑用水として供給する施設のこと。

(3) 親水空間の保全・創出

市民が水や水辺の自然に親しむことのできる空間の保全、創出に努めます。

- ・ 子どもたちが水遊びができるような親水空間の再生に努めます。
- ・ ふるさとの川整備事業に伴う新池川の整備においては、親水空間やビオトープの創出について、国及び県に整備を要請していきます。
- ・ 国の事業である「子どもの水辺再発見プロジェクト」への取り組みによる環境教育・環境学習の場としての水辺の活用を進めます。
- ・ 総合的な学習の時間における河川を題材とした活動に対する助成制度の紹介や事例情報の提供等による、水辺空間における環境教育・環境学習の推進に努めます。

「子どもの水辺再発見プロジェクト」
p65 参照

アドプトプログラム
p68 参照

- ・ アドプトプログラムの導入等、市民等ボランティアによる河川・水路等の水辺環境の保全・維持管理活動を奨励、推進していきます。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
公共下水道の整備を重点的に推進するとともに、合併浄化槽の設置を推進し、河川水質の改善、ひいては海域の水質改善をはかります。	都市計画課 環境政策課
「徳島県OURリバーアドプト事業」(アドプトプログラム吉野川)の紹介等、県管理河川の地域住民の協力による美化を進めます。	衛生センター 環境政策課
ふるさとの川モデル事業（国土交通省）における、新池川沿いの水辺等の改修については、水質浄化と生物多様性の確保、市民が身近な自然にふれる場として、河川との連続性のあるビオトープの再生について、国及び県に要望していきます。	土木課 公園整備事務所 耕地課
公共施設における雨水の有効利用を進めるとともに、市民への周知をはかります。	環境政策課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 食器洗いや洗濯時の使用洗剤の原料や使用量に関心を持ち、適正利用による水域の水質保全に配慮します。
- 水辺の自然観察会に参加します。
- 身近な水辺に出かけ、水質や生息する生きもの等を観察してみます。
- 河川敷の清掃等を担うアドプトプログラムに参加します。
- 雨樋の水を地下に浸透させる雨水浸透マスの設置等、雨水浸透に努めます。
- 庭への散水や洗車に使用する水として雨水の貯留・利用、風呂水を洗濯に使用する等、水の有効活用に努めます。



アドプト活動が行われている場所に設置されている看板

個別目標 6

ふるさとの山を守ろう

取り組みの方針

本市の総面積の約6割が山間地域であり、これらの山々は阿讃山脈として愛媛県・香川県ともつながっています。“山”の環境は、生きものの生活空間・移動空間となる緑の回廊として、四季おりおりの変化を見せる山並み景観として、また、本市を流れる多くの川の源流域として、海的环境とも深いかかわりをもっています。急峻な地形や岩がちな土質は林業に適しているとは言えませんが、このことにより樹種多様な森が残されていると考えられます。



土砂採掘による山の崩壊、ゴルフ場の造成等による開発、谷間の残土による埋め立てや、山間域への不法投棄の増大等、多くの環境問題を抱えている鳴門の山を、水源涵養をはじめ、山崩れや土砂流出の防止、自然環境や生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林として、生きものにとっての生息空間として、そして二酸化炭素を吸収する森林として、開発や汚染から守り、さらに失われた環境を取り戻し、ふるさとの山としての保全・再生し、生命（いのち）豊かな山間地域を引き継いでいきます。

(1) 豊かで安全な山づくり

- ・ 愛媛県、香川県から続く阿讃山脈の一部としての大麻山等の山々を、緑の回廊として、県や近隣自治体との連携・協力のもと、保全、再生をはかります。
- ・ 保安林、県立公園、国立公園の森林の保全、再生、活用、適正な維持管理による環境保全を県と協力して進めます。
- ・ 山林の保全と適正管理を指導していきます。
- ・ 残土の谷筋への埋め立てによる野生の生きものや水源等への影響を防止するため、埋立状況の把握を行うとともに、条例等、対策について検討します。
- ・ 山間域の土砂崩れや、溪流に流れ出す土石流等からの安全を確保するため、土砂を支え降雨を湛える森づくりに努めます。

(2) 美しい山づくり

- ・ 山林や林道脇等への不法投棄やポイ捨てについて、廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び市条例（ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自動車の適正な処理に関する条例）にもとづく指導を行います。また、県と連携した取り組み、民間事業者、地域住民との協力による監視活動や通報体制の確立に取り組むとともに、市民等の意識向上にむけた周知、学習・教育を推進します。
- ・ 土砂採掘の実施状況の把握に努めるとともに、採掘後の緑化については、元の山林に近い植生の再生を進めるよう、要請・依頼していきます。

(3) 身近な里地・里山の保全と活用

- ・ 学校に隣接する山林を学校林とし、環境教育・環境学習のフィールドとして整備、児童生徒による維持管理・活用を進めます。また、維持管理活用にはPTAや地域コミュニティも関わっていくことを検討します。
- ・ 社寺後背林、里地・里山林における良好な環境を守るための協力を市民等に呼びかけ、里山ボランティアとしての保全・再生・維持管理・活用を推進します。
- ・ 里山林、学校林、社寺林を身近な自然とのふれあいの場として活用を進めます。
- ・ 市有林の適正な保全・維持管理・活用における、NPO団体・ボランティア団体・地域コミュニティ団体等との協働による取り組みを進めます。

学校林

学校の基本財産形成や教育の場として利用することを目的に学校が保有している林。戦後の国土復興の一環として推進されてきたものですが、今日、青少年の自然体験活動や奉仕活動を受け入れる場としての活用が期待されています。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
ドイツ館を中心に、山麓から山地に至る地域の地形や自然環境の保全と活用を考えたドイツ村公園の整備を推進します。	公園整備事務所
山間域における不法投棄、不法残土堆積を予防するためのパトロールを市民、事業者との連携を得て実施します。	衛生センター 環境政策課
山林地域の保全と適正管理を指導していきます。	農林水産課
残土の谷筋への埋め立てによる野生の生きものや水源等への影響を防止するため、埋立状況の把握を行うとともに、条例等、対策について検討します。	都市計画課 水道部

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 不法投棄や残土埋め立てのパトロールに協力したり、不法投棄や不法埋め立てを見かけたら市に知らせたりします。
- 大麻山、大津富士等、身近な山に登ってみます。
- 身近な山で実施される清掃活動、維持管理活動に参加します。

個別目標7

農環境を持続的に守り、活用していこう

取り組みの方針

市域の6割強が山間地域である本市において、約2割の面積を持つ農地は、市の土地利用において大きな比重を占めています。

レンコン畑やさつまいも畑、水田や果樹園等の農地は、“食”を支える重要な生産の場であり、また心の原風景でもあります。また、人の営みと生物とが共生する場とも言えます。特に近年では、農地が持つ多面的な機能が広く認識されるようになってきており、農作物を生産するだけでなく、環境をも作っている農地の重要性は益々高まっているとともに、その保全や継承を農家だけに頼るのではなく地域全体で支えることの重要性が認識されつつあります。



われわれの命を支える生産の場を、環境と調和し安全を提供する場として、また単なる生産の場ではなく、微気象調整、生物生息、雨水貯留、癒し等、多様な機能を持つ公益的な場として、将来に継承していきます。

(1) 農地の保全

農地の無秩序な開発やそれに伴う景観の阻害を防ぐためにも、農地の計画的な保全をはかります。

- ・ 小規模農地の保全、休耕地（遊休農地）の活用をはかります。
- ・ 農的景観の保全をはかります。
- ・ 遊休農地を水鳥の休息地やビオトープ等、環境空間としての活用を検討します。

(2) 環境保全型農業の推進

資源循環型社会の創造と連携した環境保全型農業の推進をはかります。

- ・ 環境保全型農業の奨励、支援に努めます。
- ・ 堆肥化等、農業生産に伴う有機廃棄物の有効活用を進めます。
- ・ 廃ビニール等、農業用プラスチックの適正処理に努めます。
- ・ 家畜の糞尿の堆肥化、適正管理等（悪臭、水質汚濁防止）に努めます。
- ・ 農薬・肥料の適正使用を進めます。

環境保全型農業

農業生産活動に起因する環境負荷をできるだけ少なくするために、有機性資源を循環利用した土づくりを基本に化学肥料や化学農薬の使用量を低減する等環境に配慮した農業生産を行うこと。

エコファーマー

堆肥等による土づくり、化学肥料削減、農薬削減、の3技術を組み合わせて環境保全型農業(環境にやさしい農業)に取り組み、県に認定された農業者。

- ・ 環境保全型農業を実践する農家を認定する「徳島県エコファーマー制度」への登録を奨励するとともに、その消費者へのPRを支援していきます。

(3) 農業の活性化

- ・ 地域の学校給食や飲食業、旅館やホテル等との連携による地場農産物の活用、鳴門ブランドの普及等、地産地消を推進します。
- ・ 自然環境の保全(生態系保全水田等)や環境保全型農業への取り組みをブランドとした農産物、海産物の付加価値の増大を検討します。
- ・ 農村滞在型、体験型観光の導入を検討します。
- ・ 住民参加による都市と農村の交流の促進について検討します。

(4) 環境と調和した魅力的な農村環境の整備

- ・ 田園環境整備マスタープランの作成と、それに基づく農村における環境保全への取り組みに努めます。
- ・ 田園景観を生かした美しい村づくりの推進をはかります。
- ・ 田んぼの生きもの調査への協力の推進等、水田周辺水域の生態系の現状を把握し、自然と共生する農村環境づくりを地域住民との協働のもとで進めていきます。
- ・ 農地周辺の緑地、水辺の保全・再生(里山林、用水路、二才、ため池等)と、それらの環境を生かした自然観察公園等の整備を検討します。
- ・ 野生鳥獣(サル、イノシシ、鳥等)による農作物被害を防止するため、調査等に基づく適正な状況の把握と山林保全、個体数管理等、総合的・計画的な対策の推進に努めます。

田園環境マスタープラン

農林水産省の農業農村整備事業の基本原則「環境との調和への配慮」を実現し、農地、水路、集落が有機的つながりを有する農村地域において、食糧の安定供給と供に自然と共生する環境を創造してゆくために、地域住民等の参加により作成される計画。

取り組み施策(平成23年度目標)

施策等	所管課
地域の学校給食や飲食業、旅館やホテル等との連携による地場農産物の活用等、地産地消を推進します。	教育総務課 農林水産課
県の「エコファーマー制度」への取り組みを消費者に周知する等、環境保全型農業の取り組みの奨励と支援を進めます。	農林水産課
田んぼの生きもの調査への協力の推進等、水田周辺水域の生態系の現状を把握し、自然と共生する農村環境づくりを地域住民との協働のもとで進めていきます。	農林水産課 生涯学習課 市民活動推進課 環境政策課
県の「農業農村整備の調査計画における環境配慮の具体的進め方(案)」にもとづく農地整備・農業施設整備を進めます。	農林水産課 耕地課
遊休農地の環境空間としての活用方法を検討します。	農林水産課

環境保全の考え方も盛り込んだ「地域水田農業ビジョン」を作成し、取り組みを推進します。	農林水産課 耕地課
野生鳥獣による農作物被害に関する情報収集と蓄積、近隣自治体や県との情報交換、農家への情報提供、市民への周知等を引き続き推進します。	農林水産課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 市内農家の農産物、とくにエコファーマーの農作物を積極的に購入します。
- 身近な田んぼの生きもの調査に参加します。
- 遊休農地も大切な生きものの生息環境であることに配慮し、むやみに除草剤を散布したり除草したりするのはやめます。



徳島県知事認定

エコファーマー（徳島県認定）
のマーク

個別目標 8

野生の生きものの生息環境を守り、共存をはかろう

取り組みの方針

本市が有する山・海・川・里等の多様な環境は、野生の生きものにとっても多様で豊かな生息環境ですが、近年の都市化の進行、住宅団地や高速道路の整備は、生きものの生息環境をせばめ、分断し、繁殖や移動、餌さがしを困難にしています。食べ物を求めて里に出てきたサルやイノシシが農作物に被害を及ぼすことも少なくありません。



自然環境と人の生活の利便性は時に相容れないことがあります。人間の生存基盤であり、将来世代からの借りものであり、貴重な財産である自然環境との共生をはかるために、豊かな自然環境・生物多様性を保全し、再生し、次の世代に引き継いでいくための取り組みを進めていきます。

(1) 自然環境の調査・把握

市内の自然環境についての定期的な調査・把握により、適正な保全・再生・維持管理・活用をはかります。

- ・ 市内の自然環境調査を実施し、その特性や現状把握と状況評価を行います。
- ・ 予防原則、順応的管理（アダプティブ・マネージメント）による自然環境の保全、再生、活用をはかるための仕組みについて検討します。
- ・ 身近な自然環境や生きものについて、市民ボランティアの協力による定期的な調査の実施について検討します。

(2) 地域生態系の保全・再生

野生の生きものの生息空間であり、我々にとっても重要な資源である自然環境の保全・再生を進め、地域の生態系を保全していきます。

重要な自然環境の保全

- ・ 調査によって把握した重要な自然環境の重点的な保全をはかります。
- ・ 国や徳島県のレッドデータブック記載種の生息地、生息環境の保全、再生に努めます。
- ・ 開発や改変を行う場所でレッドデータブック記載種が確認された場合は、専門家のアドバイスを受け、保全を基本に移植・代償環境の創出等

予防原則

環境問題や健康への影響等に関し、因果関係に科学的な不確実性が存在する場合も予防的な行動を積極的に採用する、という政策的立場を表す概念。

順応的管理(アダプティブ・マネージメント)

監視とフィードバックを伴い、繰り返し様子を見ながら少しずつ進める管理手法で、手直してできる管理(adaptable management)とも呼ばれる。

も視野に入れた対策を検討していきます。

緑地・樹林地の保全、再生、創出

- ・ 緑地保全地区等への指定を検討し、市内緑地の保全に努めます。
- ・ 国立公園、県立公園の環境保全の充実について、県や国に要請するとともに取り組みへの連携・協力を行います。
- ・ 市街地における保存樹木、保存樹林、古木、巨木や希少な植物群落等を市文化財（天然記念物）等への指定を進め、保護していきます。
- ・ 市有林の適正な保全・維持管理・活用をはかります。

地域生態系の保全

- ・ 緑化を行う際には、自然環境との調和を考えた郷土種の選定、植栽場所の特性を考えた適正種の選定等、地域生態系との調和ある緑化を行います。
- ・ 本来本市で生息していない生きもの（移入種）を、川や海、森等に放したり、捨てたりすると、地域の生態系の破壊につながる事等、自然環境への悪影響についての周知に努めます。

開発における保全対策

- ・ 開発行為、人工構造物の建設・設置の際には、地域の野生生物への影響の回避・低減・代償に努めるよう、指導を行います。
- ・ 公共事業については、「徳島県公共事業環境配慮指針」を参照し、環境への影響の回避・低減・代償について十分に検討を行った上で実施するとともに、必要に応じて専門家のアドバイスや地域住民の参加についても検討します。
- ・ 道路の整備、拡幅等に際しては、生きものの生息空間の分断を回避するとともに、エコロードやシェルターの整備、産卵・繁殖時期における工事の回避・中断等による影響の最少化に努めます。

エコロード

豊かな自然環境を保全するため、道路の調査、計画から設計、施工、管理まで含め、生態系にきめ細かく配慮した道路のこと。

シェルター

避難所、保護、隠蔽（いんぺい）、遮蔽といった意味があるが、ここでは、道路整備に際する自動車の走行による様々な野生動物への影響を封じ込めるトンネル状の空間を意味する。

（3）ビオトープの保全とビオトープネットワーク

- ・ 県の「とくしまビオトープ・プラン」にもとづくビオトープの保全・再生・創出及びネットワークによる“生きものの撫養街道（山・空・海・川等）”の保全・再生を推進します。
- ・ 代表的な生きものを指標としたビオトープの保全をはかります。
- ・ 阿讃山脈における緑の回廊づくりに努めます。
- ・ 旧吉野川、新池川沿いのビオトープの保全・再生、及び吉野川とのネットワークによる水辺の回廊づくりを検討します。
- ・ 林縁部や沿岸部、河川敷等、特徴的な環境と環境の変化の間をつなぐエコトーン（環境移行帯）の保全をはかります。
- ・ 自然環境の規模や連続性の保全・再生による、ビオトープネットワークの保全・再生をはかります。
- ・ 国、県、隣接市町との連携による広域的なビオトープネットワークに取り組んでいきます。

- ・ コンクリート護岸された河川や用排水路、水尾川（ニオ）において、再整備等の機会をとらえ、多自然型護岸や再自然化によるビオトープの再生を検討します。

（４）自然に触れる場・機会の創出

市街地において不足している身近な場所での自然に触れる空間づくりに努めます。

- ・ 自然観察会の開催、身近な生きもの調査への参加呼びかけ等、自然に触れ、親しみ、学ぶ機会の創出をはかります。
- ・ 自然環境調査にもとづく鳴門の自然観察ガイドブックの作成等、自然に関心を持ち、触れる機会に結びつくような教材提供を検討します。
- ・ 公園や学校、公共施設敷地内への自然観察公園、学校ビオトープ、学校林、田んぼのビオトープ等、自然に触れられる場づくりを推進します。

（５）生きものとの共存・共生

豊かな自然環境を保全するためにも、野生の生きものとの共存の道をさぐるとともに、計画的な対策への取り組みを進めます。

生きものについての理解の推進

- ・ 市域に生息する野生の生きものの生態や行動の特性等について、地域住民への情報提供に努め、理解と状況把握の向上をはかります。
- ・ ペットの適正飼養と生きものの命の大切さについて、周知に努めます。

野生鳥獣による農作物等被害への対策

中山間地の農地における野生鳥獣被害対策をはかります。

- ・ 関連自治体間や地域住民の協力による被害状況の把握を進めます。
- ・ 特定鳥獣保護管理計画（鳥獣保護法）の作成と、計画的な野生生物の保全や個体数管理及びそれと並行した被害対策の実施により、野生鳥獣による農作物被害の軽減を進めます。

移入種対策の推進

- ・ 県の規則（「徳島県内水面漁業調整規則」バス・ブルーギルの移植禁止）にもとづく、バス・ブルーギルの移植、リリース抑制の指導に努めます。
- ・ 公共空間においては、園芸種や外来種による画一的な植栽でなく、多様な郷土種による植栽への移行を進めます。
- ・ 移入種（外来種、園芸種等）による在来生態系への影響について、周知をはかります。

移入種

国外又は国内の他地域から、人為的に持ち込まれた生きものこと。移入種の持込みは、地域生態系のバランスを崩し、時に在来種を絶滅させてしまうこともある。

園芸種

人間が観賞用として改良した動植物のこと。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
自然環境に関する情報の収集と蓄積を進めます。	環境政策課
調査等の情報に基づく自然環境を保全すべき地域の抽出と保全対策の推進をはかります。	環境政策課
地区指定等による緑地の保全と活用に努めます。	都市計画課
市立の各小中高校に学校林あるいは学校ビオトープを指定するとともに、地域との連携による創出・活用を進めます。	学校教育課 市民活動推進課
「徳島県内水面漁業調整規則」に基づく、ブラックバス等の移入種の持ち込み禁止の周知・徹底を、県との連携もはかりながら、進めていきます。	農林水産課 耕地課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 鳴門に本来生息していない生きもの（ペットや遠方で捕獲した生きもの等）は、自然に放さず、最後まで責任を持って飼います。
- 身近な自然環境の調査に参加します。



森の観察会

個別目標 9

美しい景観を守り、環境と調和した観光を育んでいこう

取り組みの方針

美しく多様な自然環境に支えられている鳴門の観光やレクリエーションの持続的な発展をはかり、将来に引き継いでいくためにも、美しい景観とその基盤となる豊かな自然環境の保全・再生をはかるとともに、過度の利用や開発を避け、環境への負荷を抑える観光やレクリエーションの推進に努めます。

地域の環境資源を保全、再生、活用することを基本とし、美しさをテーマのひとつとしたまちづくりを進めます。そして、地域住民の顔や心が見えるまちづくり、鳴門の顔としての観光・レクリエーションのより一層の活性化、魅力のアピールをはかり、「また来たいな」と思われる地域づくりをめざします。



(1) 地域資源を生かした観光の活性化

鳴門の美しい景観、豊かな自然環境、海産物・農産物等の特産品、歴史的建造物や歴史文化に関わる魅力等を保全し、持続可能な活用をはかるための、仕組みづくり、広報PR、人材育成に努めます。

「美しさ」にこだわった地域づくり

- ・ 美しい景観を保全していくための指針づくりを検討します。
- ・ 美しい景観の保全とアピール（ビューポイント設定、なんと 20 景選出等）を検討します。
- ・ おいしい空気、おいしい水、海や川の澄んだ流れ、心和む町並み、ごみがない等、「美しさ」にこだわった地域づくりを推進します。

地域環境資源を活用した観光の推進

- ・ 地域観光資源（歴史文化、体験・景観・施設、人等々）を活用した観光ルートの周知を引き続き進めます。
- ・ エコミュージアムとしての取り組みの検討等、海・山・川・街並み・歴史文化資源・地場産業等の多様な地域資源を結び付け、市全体としてストーリーを持った観光スポットの設定とPRを検討します。
- ・ 魅力的なコースづくり（歩き、自転車、公共交通機関（シャトルバス・渡船））を検討します。

エコミュージアム

もともと地元にあった自然、歴史文化等を、地域にそのまま守り、伝えるというまちづくりの考え方。

- ・ 鳴門の地域資源、魅力を次世代及び来訪者（観光客等）に紹介し、伝えることができる人材の活用、育成に努めます。

田舎を楽しむ観光の推進

- ・ 体験型、長期滞在型で自然環境や田舎暮らし、地場の食べ物（海産物・農産物等）を楽しむグリーンツーリズムやブルーツーリズムへの取り組みを検討します。
- ・ 農業・漁業等、地域産業を生かした体験型、滞在型観光（アグリツーリズム、観光農園、観光漁業等）を奨励・支援します。

グリーンツーリズム

農山漁村で自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

ブルーツーリズム

島や沿海部の漁村に滞在し、魅力的で充実した海辺での生活や体験を通じて、心と体をリフレッシュさせる余暇活動の総称。

アグリツーリズム

アグリ（農業、体験）とツーリズム（旅行）を表す言葉でヨーロッパを中心に長いバカンスをただ保養するだけではなく環境問題や農業問題を共に考え、労働を提供する活動として進展してきた余暇活動。

（２） 歴史文化を保全・活用した地域づくりの推進

四国霊場第一番札所及び第二番札所があり、古くから四国の玄関口・交通の要所として引き継がれてきた鳴門の歴史文化は、自然環境と深い結びつきを持っています。その歴史文化の保全と、将来世代への継承をはかります。

- ・ 文化財の周知や、地域学習教材としての活用に努めます。
- ・ 屋敷林や巨木・古木の保護、保全をはかります。
- ・ 鳴門の歴史文化、環境、産業、風習、言葉、郷土芸能等を登録し、将来に向けて保全・活用をはかるための（仮称）鳴門環境バンク（歴史文化部門）の設置と活用を検討します。
- ・ 社寺林の現状の把握に努めるとともに、保全を支援します。
- ・ 市民にとってのレクリエーションや、観光資源としての歴史文化資源の活用をはかります。



阿波井神社の船だんじり

(3) 環境にやさしい観光の推進

環境に負荷をかけない観光のあり方を模索するとともに、環境をひとつの目玉とした観光への取り組みをはかります。

- ・ ごみを出さないまち鳴門の取り組みを観光のひとつのアピール点として位置づけ、環境にやさしい農産物・海産物の取り扱い、飲料用リターナブル容器の使用等を検討します。
- ・ 「祭り」に環境の視点を加え、環境に負荷を与えない祭りの実施について検討します。

(4) 環境にやさしいレクリエーションの推進

自然環境を生かしたレクリエーションを持続的に楽しんでいくためにも、環境に負荷を与えないようなレクリエーションのあり方をめざします。

- ・ 海や川、山等では、ごみを捨てない、自然を壊さない等、環境マナーを守るよう、周知を徹底していきます。
- ・ ブラックバスやブルーギル等、移入種をため池や川等に放さない、釣ったら持ちかえる等、移入種対策に取り組んでいきます。
- ・ 海浜の生きものを保全するため、砂浜への自動車の乗り入れ禁止や、特に重要なエリアについては、人の立ち入りを制限することも検討します。
- ・ 海鳥や魚を傷つけ、海洋を汚染する釣りごみをなくすための取り組みとして、釣り糸・針の投げ捨て禁止、餌の過剰投入等の抑制等に関する周知に努めます。

ブラックバス

移入種(p84 参照)の一種で北米原産のサンフィッシュ科の魚のうちバスのグループを総称した呼び名。日本で最も多いのはオオクチバス。同じ科に属するブルーギルとともに、導入後日本全国に広がり在来種に影響を与えている。

取り組み施策(平成23年度目標)

施策等	所管課
市内のビューポイントの抽出やルート設定と、PRを進めるとともに、その保全を進めます。	商工観光課
自然環境の保全を基本理念としつつ、市内の自然資源を活かした体験型・滞在型観光の活性化をはかります。	商工観光課
観光に関わる排ガス発生、廃棄物発生、エネルギー消費を抑制する方向で取り組みを検討し、進めていきます。	商工観光課 衛生センター 環境政策課

市民・事業者・民間団体の取り組み(例)

- エコミュージアム等、地域の良さを伝えるボランティア活動に参加します。
- 自然環境の中で遊ぶ時には、環境を汚さないようマナーを守ります。

基本方針 3

環境と人にやさしい暮らし方、 持続可能なまちづくりを進める

大量生産、大量消費、大量廃棄の物質中心にまわってきたこれまでの生活から、お金では買えない心の豊かさや時間のゆとり、安全・安心を重視する暮らし方が求められてきています。そうした暮らし方は、環境にも人にもやさしいまちづくり、環境に配慮した持続可能なまちづくりによって実現されるものと考え、次の6つの個別目標を掲げます。

個別目標 10 ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかる

個別目標 11 快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

個別目標 12 エネルギーを大切にしよう

個別目標 13 きれいで安全な環境を守ろう

個別目標 14 化学物質による環境汚染を防止しよう

個別目標 15 地域から地球環境保全に取り組もう

個別目標 10

ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう

取り組みの方針

ごみの排出は、資源としての物質の消費、廃棄に伴う処理・処分、有害物質の排出等、さまざまな負荷を環境に与えることとなります。我々は、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会が生みだした現在のライフスタイルを見直し、転換していかなければなりません。ごみの発生抑制・減量・リサイクルを推進することにより、ものを大切に、環境に与える負荷が小さく、ものが循環する社会づくりをめざしていきます。



(1) 持続可能なライフスタイル・社会構造づくりの推進

生活や事業活動に伴うさまざまな物品の製造・販売・購入において、環境への負荷が少ない選択を進め、ライフスタイル・社会構造の見直し等を進めていきます。

- ・ エコロジカルフットプリント、フード・マイレージ等の環境指標を活用した日常生活と環境問題との係わりについての周知をはかり、市全体の環境意識やライフスタイルの転換を呼びかけていきます。
- ・ 市民・事業者への環境配慮商品やエコショップ等の情報の周知を進め、グリーンコンシューマーの育成、グリーン購入を推進します。
- ・ 県のエコショップ認定制度を周知、奨励していきます。
- ・ 環境配慮型製品の製造、販売を奨励していきます。
- ・ ライフサイクルアセスメント(LCA)や環境配慮設計(DfE)等、事業所・企業における環境配慮への取り組み、産業のグリーン化を奨励していきます。
- ・ ごみ減量・リサイクルの拠点となるようなモデル商店街の指定について検討します。
- ・ ごみ出しマナーの徹底について、周知に努めるとともに、地域コミュニティにおける自主的な取り組みを支援します。
- ・ 市のごみ情報誌である「市民とごみ特集号」を定期発行し、市民への周知を推進していきます。

エコロジカルフットプリント

p94 参照

フード・マイレージ

p94 参照

グリーンコンシューマー

便利、安価という従来の価値ではなく、環境や健康への影響を第一の判断基準として商品を選び購入する消費者のこと。

エコショップ

資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売等、環境にやさしい活動を行っている県内の小売店、事業所等を認定する県の制度。

ライフサイクルアセスメント(LCA)

商品の製造・流通・消費・廃棄にいたる過程を通じて、その商品が環境に及ぼす負荷を定量的に分析・評価する手法。

環境配慮設計

(DfE: Design for Environment)

製品の設計から製造、使用から廃棄に至る全ライフサイクルにおける環境への影響を考慮した設計、デザインのこと。

グリーン購入

商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入すること。

リターナブルびん

一升びん、ビールびん等繰り返し使用されるガラスびん。回収された後、洗浄され、中味を詰めて再び商品として販売される。ビールびんは平均で20回以上、一升びんは6~7回程度、再使用される。

- ・ 市の備品等購入に際し、再生品等の環境配慮製品の購入（グリーン購入）に努めます。
- ・ 廃棄物に係る法改正、新法制定や条例制定等の新たな動向に関するの情報提供を行います。

(2) 廃棄物発生量の抑制等の推進

4 R (Refuse・Reduce・Reuse・Recycle) の取り組みを進めることにより、資源の消費を抑えるとともに、廃棄物の発生量の抑制による処理・処分に伴う環境への負荷（排ガス・処分場による影響等）の低減に努めます。

発生の抑制 (Refuse)

ごみを作らないための買い物への取り組みを進めます。

- ・ 買い物袋（マイバッグ）の持参による買い物を奨励していきます。
- ・ 過剰包装を断る等、包装ごみの減量を奨励していきます。

発生の抑制 (Reduce)

ごみの排出量削減のための取り組みを進めます。

- ・ 分別排出の徹底とマナーの向上をはかります。
- ・ 生ごみ処理機の購入等の補助を引き続き推進し、生ごみの減量をはかります。
- ・ 廃棄物減量等推進員による各地区ステーションでの分別、減量、ごみ出しマナーの指導を引き続き推進していきます。
- ・ ごみ量やごみ質を把握し地域減量目標を設定する“ごみ減量モデル地区”の設定・拡大による、地域住民によるごみの資源化・減量の取り組みを推進します。
- ・ バラ売り・計り売り等による生ごみ減量の取り組みを奨励していきます。

再利用の推進 (Reuse)

- ・ リターナルびん等、再使用可能製品の普及と、事業所との連携による導入を推進します。
- ・ 消費者協会やボランティア団体等と連携し、公共施設の掲示板、市ホームページ等を活用した再利用のための情報交換の場づくりを進めていきます。
- ・ 地域住民の理解と協力を求めながら住民参加型のリサイクルプラザの整備を行います。
- ・ 空き店舗を活用したリサイクルショップの設置を検討します。
- ・ フリーマーケットの開催を奨励・支援します。

再資源化の推進 (Recycle)

資源として再生が可能なものについては、再資源化による有効利用を進めるとともに、資源化された製品の積極的な活用をはかります。

- ・ 地域コミュニティや市民団体等による資源物の集団回収の支援・推進をはかります。

容器包装リサイクル法
(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)

一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物(びん、缶、ペットボトル、飲料用紙パック、段ボール、その他プラスチック製容器包装等)を減らすため1995年に制定された。

家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機を対象にしたリサイクルと廃棄物の原料を促進するための法律で2001年に制定。メーカー、小売業者、市町村、消費者それぞれの役割が規定されている。

パソコンリサイクル法(資源有効利用促進法)

2003年制定。各パソコンメーカーは不要となったパソコンの回収とリサイクルが義務付けられ、消費者にもその費用の負担が求められることとなった。

鳴門市廃棄物減量等推進員

市から委嘱されて、ゴミの分別やゴミ出しマナーの指導、管理の悪いステーションの指導、リサイクル活動の推進、不法投棄に関する報告等の仕事にあたる人で、各町内会や自治会から推薦されている。

マニユフェスト

産業廃棄物管理票のこと。産業廃棄物を誰が排出から処分までに適切かつ確実に行うかを明確化するために制定された伝票制度。

クリーンセンター

新しく建設予定の市の焼却場。

リサイクルネット徳島

廃棄物等を排出する事業者の情報と利用を希望する事業者の情報を県が収集し、ホームページで情報提供することにより、事業者間の循環資源の交換を促進し、循環型社会の形成を推進するシステム。

- ・ リサイクル用品の販売・購入を推奨します。
- ・ 落ち葉、剪定枝等については、公園等を利用したコンポスト容器の設置と地域コミュニティの維持管理による堆肥化を進めます。
- ・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、パソコンリサイクル法の周知を進めるとともに、それぞれの制度にもとづく分別、リサイクルの推進をはかります。
- ・ 建設リサイクル法にもとづく建設廃材のリサイクルを公共事業で率先的に取り組むとともに、事業者への周知に努めます。

(3) 廃棄物の適正処理の推進

ごみの処理・処分方法や、処理・処分施設の管理運用においては、環境への負荷を小さくするための取り組みを推進するとともに、安全確保のための適正な管理・実施を推進します。

廃棄物処理・処分の適正管理

- ・ 自治会組織や“鳴門市廃棄物減量等推進員”と連携し、完全ステーション化等、効率的な収集体制づくりを進めます。
- ・ 県外搬出により処理される廃棄物の適正かつ安全な処理について、マニユフェストの確認や現地の定期的な確認により管理を行います。
- ・ ごみ焼却施設の適正な維持管理・運用を行うとともに、ダイオキシン類等の定期測定による安全確認に努めます。また、排ガス高度処理施設の整備等、周辺環境対策を行います。
- ・ 環境配慮、住民参加によるクリーンセンターの整備を進めます。
- ・ クリーンセンターの建設に際し、適切な規模・方式の設定、地域住民参加による整備を行うとともに、リサイクルプラザや敷地を生かした生物生息空間(ビオトープ)の創出、自然学習路の設定等、環境教育・環境学習の拠点施設としての位置付けを進めます。

し尿処理対策の推進

- ・ 流域下水道の整備状況にあわせた、し尿処理体制を整備していきます。
- ・ し尿処理水や汚泥の適正処理、し尿処理施設の適切な維持管理に努めます。
- ・ 浄化槽の整備(設置時の補助等)を推進するとともに、事業者への清掃維持管理に関する指導等を行います。

産業廃棄物の適正処理の推進

- ・ 廃掃法(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)をはじめとする関連法にもとづく適正な処理・処分・再資源化がはかれるよう、必要に応じた指導等を行っていきます。
- ・ リサイクルネット徳島(徳島県循環資源交換情報システム)の周知による事業者間の循環資源交換の推進に努めます。

(4) 不法投棄対策の推進

山林や河川敷、空き地等への不法投棄やポイ捨てをなくしていくための取り組みを進めます。

- ・ 廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）及び市条例（鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自動車の適正な処理に関する条例）にもとづく指導を行います。また、県と連携した取り組みを推進します。
- ・ 地域不法投棄対策協議会の設置を行い、不法投棄、ポイ捨てに関する民間企業や住民の協力によるパトロール体制づくりを進めるとともに、不法投棄防止看板の設置支援等を行います。
- ・ 各地域で行われている不法投棄対策への取り組みの支援を行います。
- ・ 民間事業者や地域住民と連携し、不法投棄情報の収集や現地パトロール等、監視体制を強化します。
- ・ 市民団体や警察機関等の関係機関も入った不法投棄防止ネットワークの構築をはかるとともに、不法投棄について市民等に広く周知を行うことによって、不法投棄を許さない市民運動を高めていきます。
- ・ 小さい頃からの環境教育・学習として、学校におけるごみ学習を推進していきます。

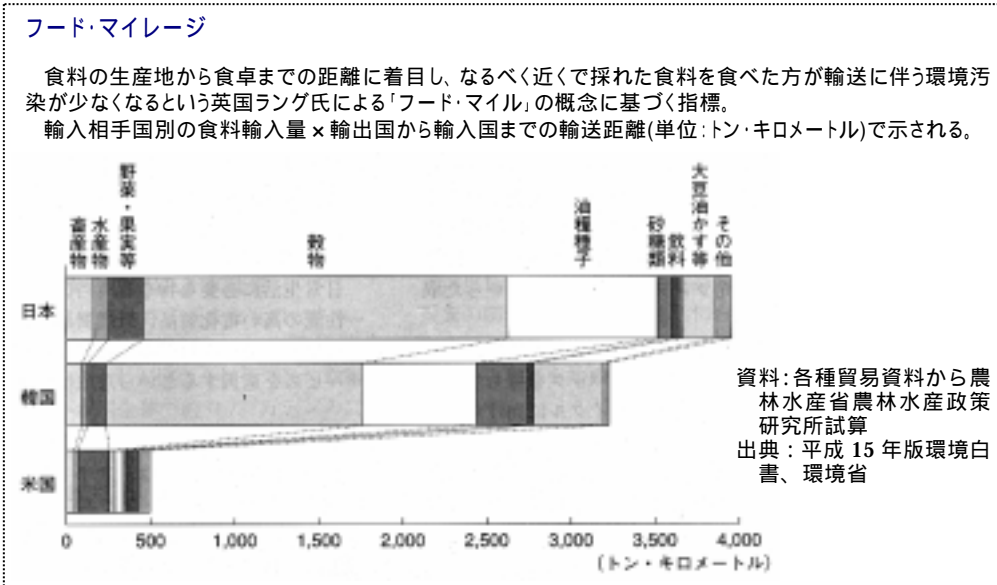
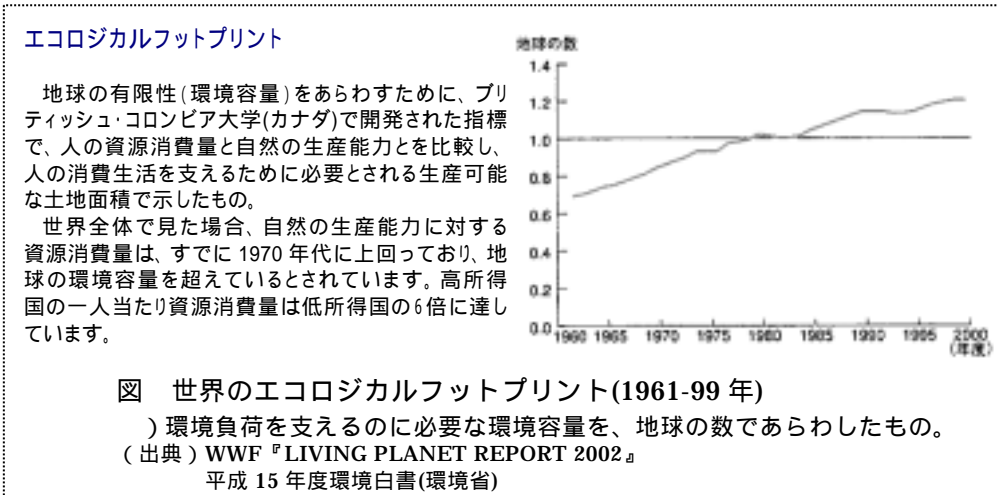
取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
クリーンセンターの建設に際しては、適切な規模・方式の設定、地域住民参加を得て進めるとともに、リサイクルプラザの整備、生物生息空間（ビオトープ）の保全・再生と自然体験の場の指定等、環境教育・環境学習の拠点施設としての位置付けを進めます。	クリーンセンター建設推進局
生ごみ減量3ヵ年計画（生ごみ50%減量：平成13年度比）の達成を進めるとともに、新しい減量計画を策定します。	環境政策課
ごみ処理基本計画（平成15年11月）にもとづく廃棄物の減量・資源化を推進します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出抑制率を平成14年度18.0%に対し、平成22年度において20%とする。 ・ 総ごみ発生量に対する再生利用量を平成14年度21.6%に対し、平成22年度において30%以上とする。 ・ 総ごみ発生量に対する最終処分量を平成14年度19.1%に対し、平成22年度において3%以下にする。 	クリーンセンター建設推進局 環境政策課 衛生センター
エコショップ（県制度）のPRを進め、登録店舗数の増加を目指します。	環境政策課
フリーマーケットの開催を奨励・支援します。	環境政策課

地域不法投棄対策協議会を設置し、不法投棄、ポイ捨てに関する、民間企業や住民協力によるパトロール体制づくりを進めます。	環境政策課
自治会組織や“ 鳴門市廃棄物減量等推進員 ” と連携し、完全ステーション化等、効率的な収集体制づくりを進めます。	衛生センター 環境政策課
市の率先取り組みとして、庁内におけるグリーン購入を推進します。	財政課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- ものを大切に使います。
- ごみ出しマナーを守ります。
- 有価物の分別排出、資源回収に努めます。
- マイバックの持参に努め、過剰包装は断る等、包装ごみの減量に努めます。
- 自宅や事業所の庭を利用した生ごみや落ち葉等の堆肥化に努めます。
- 環境にやさしい製品の売買に努めます。



個別目標 1 1

快適で潤いのある生活環境づくりを進めよう

取り組みの方針

環境を考える時、まちづくりや暮らし方を切り離して考えることはできません。

鳴門の歴史文化、コミュニティ、人と人のつながり、風土を活かしたまちづくり、暮らし方を改めて考え直し、生活に必要な利便性と、環境への負荷を抑えたまち・暮らし方がバランスがとれた持続可能なまちづくり、市民が季節の変化や潤いを感じ、快適で安全に暮らすことのできる生活環境を目指します。



(1) 市街地の緑化推進

市街地における良好な街並み景観、生活環境のため、緑地保全や敷地緑化に努めます。

- ・ 計画的・総合的な市内の緑の保全、緑化を進めるための、緑の基本計画の策定を検討します。
- ・ 風致公園や保存樹林、市民緑地制度等による既存緑地の保全をはかります。
- ・ 既存の屋敷林、社寺林等の保全や維持管理の支援方策について検討します。
- ・ 身近なオープンスペースとして、市街地における多様な公園整備とその緑化に努めます。
- ・ 公共施設の敷地内あるいは屋上、壁面の緑化を進めます。
- ・ 並木や緑地、公園の植栽は、外来種・園芸種を避け、郷土種である植物種の選定を行うとともに、植物相の単純化を避け、多様な種類の植栽、植栽場所の条件（日当たり、水分条件等）にあった緑化等を進めます。
- ・ 宅地や事業所等の私有地の緑化を奨励します。
- ・ 個人の住宅や民間施設における敷地や屋上、壁面緑化を奨励するとともに、支援策を検討します。
- ・ 地区計画の策定や緑地協定の締結を支援するとともに、ブロック塀の生け垣への変更を奨励します。

微気象
比較的限られた地域の
気象のこと。

(2) 微気象の保全(風、熱、水の循環)

エネルギーの大量消費や、地面の被覆、高層建築物や大規模建築物の建設等により、通常行われているはずの地域の水循環、熱循環、風の流れ等が阻害されることによっておきる地域の微気象の改変を抑制し、快適な気象環境を保全するための取り組みを進めます。

- ・ 緑地の保全と創出(緑化)をはかります。
- ・ ため池の埋め立てや水路の暗渠化等を避け、水辺の保全をはかります。
- ・ 市域における風の道を調査・把握し、適正な土地利用、建築時の配慮(高層抑制、建物配置の配慮等)等に努めます。
- ・ 水循環の阻害を抑制するため、歩道や駐車場の保水性舗装、透水性舗装による整備や、公共施設や公共用地における地面の被覆の回避に努めます。

(3) 魅力ある街並みづくり

鳴門らしさ、更には地域の歴史風土の特徴を活かした、潤いある魅力的な街並み、景観づくり、静かで穏やかな中にもにぎわいと活力ある地域づくりを推進します。

景観の保全・創出

- ・ 鳴門の風土、歴史文化、自然環境を活かした景観づくりのための指針の作成を検討します。
- ・ 電線類の地中化、景観に配慮した配線経路の工夫に努めます。
- ・ 地区計画の策定等、地域の景観づくりへの取り組みを支援します。
- ・ 歴史的建物等、歴史文化資源の保全・再生に努めます。
- ・ ドイツ村公園の整備に際しては、ドイツの魅力を取り入れながらも、鳴門の風土を生かした景観づくりに努めます。
- ・ 撫養街道や二才川、農山漁村の景観等、歴史文化、地域特性を活かした街並みづくりを進めます。
- ・ 歴史文化、景観、自然環境、人物、習慣、生きもの等、鳴門にとって大切な財産と考えられる資源を登録し、環境づくりやまちづくりの中での積極的な活用をはかる仕組み、(仮称)鳴門環境バンクの設立を検討します。

まちの美化推進

- ・ 「鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自動車の適正な処理に関する条例」にもとづくまちの美化を進めます。
- ・ アドプトプログラム等、市民・事業者・民間団体等の参加による環境保全・美化活動の推進をはかります。

にぎわいのあるまちづくり

- ・ 商店街の再生をはかり、地域商業の活性化に努めます。
- ・ 観光客の街中への誘致に努めます。

- ・ 地域に伝わる風習や伝統行事等の保全、伝承に努めるとともに、地域住民による取り組みを支援します。
- ・ 「まほろばの里」「うずしおロマンチック海道」等、自然や歴史文化資源を活かした地域住民による地域おこしへの取り組みを支援します。

(4) 憩いの場の創出

住民が憩い、交流を持てる身近で潤いのある空間づくりを進めます。

- ・ 身近なオープンスペースである都市公園やポケットパーク等、住民が季節を感じ、気軽に憩える多様な空間の創出を進めます。
- ・ 公園整備における地域住民の参加をはかり、住民が愛着をもって地域の交流拠点として活用できる空間づくりを進めます。
- ・ 地域の地形や自然、環境特性を活かした多様で個性ある公園整備を進めます。
- ・ ドイツ村公園の整備では、地域の地形、生態系、景観を配慮するとともに、市民が気軽に憩い、活用しやすい場づくりを進めます。
- ・ 鳴門ウチノ海総合公園を子どもの体験活動、体験学習の拠点として、活用を進めます。
- ・ 既存の焼却施設の跡地利用について、関係諸団体との調整のもと、公共性・必要性の高い利用のあり方を検討します。

バリアフリー

もともとは建築用語で建物内の段差等、物理的な障壁を取り除くと言う意味。最近では、私たちの周りに存在する物理的な障壁から、高齢者、障害者等の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリア等も含め、すべての人にとって日常生活の中で存在するあらゆる障壁を除去するという広い意味で使われている。

(5) 安心・快適な道づくり

車中心の道ではなく、歩行者や自転車等が安心して通行できる道づくりを進めます。また、単なる移動路ではなく、季節を感じ、住民同士の交流がもてる空間としての整備に努めます。

- ・ 歩車分離、並木の整備、バリアフリーへの配慮等、歩行者にとって安心して歩ける道づくりに努めます。
- ・ 生活道路の整備においては、コミュニティ道路の整備等、通過交通量や通行車スピードの抑制、多様な郷土種による並木の植栽等、歩行者が快適に歩ける道路の整備に努めます。
- ・ 自転車レーン、駐輪場の整備等、自転車利用を促進するとともに、歩道・歩行者専用道路の整備、ネットワーク化に努めます。
- ・ 違法駐車・駐輪、道路占有の取り締まりについて、関係機関との連携・協力による取り組みを検討します。
- ・ 撫養街道において、木陰のある休憩空間や農産物直売コーナーを設けたり、既存の歴史文化資源や眺望スポットを結びつける等、一般市民はもとよりお遍路さんや観光客が歩きたくなり、地域も活性化する活気ある道づくりを検討します。

コミュニティ道路

人と車が共存できるように設計された道路。自動車が自然に減速するような段差やカーブ等を取り入れた歩行者優先の道路。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
景観、生活環境等の面からの土地利用の具体的な方針、ゾーニングの設定にもとづく環境づくりを進めるための仕組み作りについて検討します。	政策調整課 都市計画課 管理課
都市公園等の整備を進めます。	公園整備事務所
県のアドプト支援事業の一つである「徳島県OURパークアドプト事業」の周知等、公園の美化を進めます。	衛生センター 環境政策課
県のアドプト支援事業の一つである「徳島県OURロードアドプト事業」、国（四国地方整備局）のボランティア・サポートプログラム「あいロード」の周知等、道路の美化を進めます。	
「鳴門のまつり」「はまぼうまつり」「コスモスまつり」「まほろばの里」「うずしおロマンチック海道」等、自然や歴史文化資源を活かした地域住民による地域おこしへの取り組みを支援します。	市民活動推進課 商工観光課 生涯学習課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 騒音・振動・悪臭等、生活や事業を営むうえでの環境マナーを守ります。
- 空き缶・包装ごみや吸い殻等、ごみのポイ捨てはしません。
- 自宅や事業所の敷地内だけでなく、公共の場所の美化に努めます。
- 地域の美化活動、アドプト事業に参加します。
- 市や地域で実施される鳴門の伝承行事や歴史文化に関わるイベントに積極的に参加します。
- 家の庭に木や草花を植える等、緑化に取り組みます。植える植物種は、郷土種を選ぶよう努めます。



海辺の清掃
(島田島)

個別目標 1 2

エネルギーを大切にしよう

取り組みの方針

私たちの暮らしや事業活動は、大量のエネルギーを消費して成り立っていますが、現在の主なエネルギー源である化石燃料は有限であり、いつ枯渇するともれません。その他のエネルギー生産方法（原子力発電、水力発電）もまた、放射線汚染や広大な森や溪流環境の消失という大きなリスクや代償を伴うものであり、自然エネルギー等の新エネルギーもエネルギー生産時には二酸化炭素を排出しませんが、その施設整備には大量のエネルギーを使用しています。

我々は、エネルギーを大量に使用するライフスタイル、事業活動、都市構造等からの転換をはかるとともに、エネルギーが貴重な資源であることを再認識していく必要があります。

（１）省エネルギーの推進（エネルギー消費量の低減）

エネルギーの消費量を抑えるための取り組みを推進します。

- ・ 市の率先行動計画である「鳴門市地球温暖化対策実行計画」にもとづく取り組みの推進をはかります。
- ・ 省エネルギー型ライフスタイルについての周知をはかります。
- ・ 市内事業所への省エネルギーへの協力を呼びかけていきます。
- ・ エネルギー効率のよい家電、機器の購入を奨励していきます。

（２）自然エネルギー活用の推進

風土を生かした暮らしのあり方を見直すとともに、太陽光、太陽熱、風力、潮力等の自然エネルギーの活用を検討します。

- ・ 敷地内緑化や採光、通風等を考慮した家づくり、施設整備等、パッシブソーラーの周知、奨励と公共施設における導入に努めます。
- ・ 太陽光発電、風力発電等、自然エネルギーの活用を奨励し、情報の提供に努めます。
- ・ 太陽熱給湯システム、太陽光発電システムの導入に際する補助制度の紹介等、その普及の推進に努めます。
- ・ 公共施設における自然エネルギー活用設備の導入を推進します。
- ・ バイオマスエネルギーの活用、潮力発電等、地域の特性を生かしたエネルギー源の確保について検討していきます。

鳴門市地球温暖化対策実行計画
p62 参照

パッシブソーラー
太陽光発電等、機械を使って積極的に太陽エネルギーを利用するアクティブソーラーに対して、機械力を使わず窓を大きくしたり、効果的な蓄熱材を用いる等、受動的に太陽エネルギーを利用すること。

バイオマスエネルギー
バイオマスエネルギーは、太陽エネルギーが植物により変換され生物体内に蓄えられた有機物を利用するエネルギーであり、薪や木炭、家畜の糞等もバイオマスエネルギーである。
化石資源とは異なり、バランスに気をつけて大切に使えば、なくならない再生可能エネルギーであり、近年では、直接燃焼、熱分解・部分酸化によるガス化、微生物を利用した発酵によるメタン、エタノール化、さらに直接液化する方法等がある。

(3) エネルギーの有効活用

限りあるエネルギーを有効に活用するための技術やシステムの導入に努めます。

コージェネレーション

熱併給発電システムのこと。単一のエネルギーから電気と熱を同時に共有することによってエネルギーの有効利用をはかるシステム。

- ・ コージェネレーションや燃料電池の活用による効率的なエネルギー利用システムの導入を推奨するとともに、公共施設における導入を検討します。
- ・ クリーンセンターの整備に際しては、ごみ焼却熱の活用を検討します。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
省エネルギー型ライフスタイルに関する周知を進めます。	環境政策課

個別目標 15（p97～99 参照）

地球温暖化対策実行計画に基づく市の率先取り組みを推進します。	財政課 全庁
--------------------------------	-----------

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- エアコンの冷暖房設定温度の適正化（冷房は 28℃、暖房は 20℃ 等）、風や太陽光を取り込む住宅づくり、ひさしやヨシズ、植栽等による日よけの工夫等、自然の力を活用する工夫を行い、生活や事業を営む上での省エネルギーに努めます。
- 家電製品の購入に際しては、省エネルギー型商品を選びます。
- 太陽熱温水器、太陽光発電等、自然エネルギーの導入を検討します。

個別目標 1 3

きれいで安全な環境を守ろう

取り組みの方針

われわれの日常生活や事業活動は、必ず廃水や排気ガス、廃熱等を伴います。また、騒音・振動・悪臭等生活マナーに関わる地域コミュニティの問題や、地震や洪水等の災害に対する不安等も抱えています。

こうした問題を将来世代に持ち越さないように、水や空気を汚さない暮らし方、まちの仕組みのあり方を考え、おいしい空気、おいしい水、快適な生活環境を将来世代にも伝えていくとともに、地域の問題は地域で解決する地域力を育てていきます。

さらに、災害に対して強いまちづくり、地域づくりを進めることで、環境面における不安を少なくするよう努めます。



(1) 水域環境の改善

下水道の整備推進等により水域への汚濁負荷の流入を抑制するとともに、水域の浄化機能を保全・再生する等、海域や河川、農業用水路、二才等における水質の改善をはかります。

排水負荷の低減

- ・ 生活排水対策として、公共下水道の整備を重点的に推進し、水域の水質改善をはかります。
- ・ 生活排水対策として、合併浄化槽の設置について、補助等の支援策をはかります。
- ・ 生活雑排水の負荷を減らすため、家庭雑排水の適切な処理についての指導及び普及啓発を推進します。
- ・ 定期的に公共用水域（河川・水路）の水質調査を行い、水質状況の把握を行います。
- ・ 排水を出す工場・事業場に対して、水質汚濁防止法等の法令に基づき、必要に応じた立ち入り調査や指導を行います。
- ・ 浄化槽の機能を正常に維持し、その放流水の適正な水質を確保するため、保健所、専門清掃業者と連携し、浄化槽管理者の義務履行の指導を行います。
- ・ 水域への負荷流出を抑制するため、排水路、道路側溝等の清掃を行い

ます。

- ・ 農業集落排水、漁業集落排水の整備を検討します。

水質浄化

- ・ 水質を浄化する機能を持つ、水辺のヨシ原や浅瀬、河川の流れの多様性（早瀬・平瀬等）等の保全、河川改修事業等を通じた再生をはかります。
- ・ 浄化機能を持つ干潟や浅瀬等の海辺環境、藻場等の植生の状況把握と保全に努めます。
- ・ 海辺の構造物の設置に際しては、海流の妨げとならないよう配慮します。

流域自治体連携による取り組みの推進

本市に飲料水や農業用水をもたらす旧吉野川流域、吉野川流域の自治体との連携による河川の水質改善を推進します。

（２）大気環境の保全

工場や街中や道路沿いにおける緑化を推進し、植物による大気浄化に努めます。

大気環境の監視・指導等

- ・ 市域において県が実施している大気汚染調査結果を把握し、市民に周知します。
- ・ 発生源となる工場・事業場の監視・指導に努めます。

自動車の排ガス対策

- ・ 低公害車導入を奨励するとともに、公用車における導入に努めます。
- ・ 循環バスの運行等、引き続き公共交通機関の充実をはかります。
- ・ エコドライブの普及（アイドリングストップ、ノーカーデー等）に努めます。
- ・ パークアンドライド制度の導入等、公共交通機関と車の効率的なネットワークをはかり、通過交通や渋滞による排気ガスの排出抑制に努めます。
- ・ 自転車利用のための取り組み（駐輪場の確保、自転車レーンの整備等）を推進します。

大気浄化能力の確保

- ・ 山間部の森林の保全・再生をはかります。
- ・ 道路沿いへの植樹帯の整備と緑化を推進します。
- ・ 敷地内緑化（公共施設、公共用地、事業所敷地等）を推進します。
- ・ 住宅地、市街地内の公園の緑化、社寺林・屋敷林の保全に努めます。

パークアンドライド

自宅に近い公共交通機関の駅やバス停までは車で、駅からは公共交通機関を利用することで、都市部の渋滞の解消や排ガスによる環境汚染を減少させようというシステム。

(3) 生活公害対策の推進

騒音・振動・悪臭等の生活公害、建築物による日照阻害・電波障害等、日常生活の快適性を損ねるさまざまな要因の防止・対策に努めます。

騒音・振動対策

- ・ 騒音規制法、振動規制法に基づき県が実施する本市内の騒音・振動調査結果を把握するとともに、公表に努めます。
- ・ 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の類型指定地域において、環境基準の達成に努めます。
- ・ 騒音規制法、振動規制法及び県公害防止条例に基づき、特定工場・事業場及び特定建設作業について、県との連携により監視・指導に努めます。
- ・ 地域コミュニティにおける生活マナーの普及啓発に努めます。
- ・ 自動車交通による騒音・振動を低減するため、舗装の工夫、街路樹や緩衝帯の整備、生活道路における通過交通や通行速度の抑制等、道路環境の改善に努めます。

悪臭対策

- ・ 悪臭防止法に基づき、規制地域内における工場・事業場の事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制するとともに、必要に応じて指導を行います。

日照阻害・電波障害等対策等

- ・ 建物による日照阻害、電波障害等の防止、対策に努めます。

光害対策

- ・ 農作物や生物等、光によって成長・繁殖に影響を受ける可能性があるため、農地や繁殖場所における適正な照明の選択や過剰な光源・光量等の規制・指導に努めます。
- ・ 街並みや自然景観、生活環境を阻害する恐れのある照明やネオンサイン等の制限について検討します。

苦情処理

- ・ 大気、水質、騒音、悪臭、空き地管理等に関する苦情について、柔軟かつ状況に応じた処理に努めます。
- ・ 環境マナーに関する周知を推進し、生活公害に関する苦情が出ない地域づくりを進めます。
- ・ 生活公害を地域で解決できる地域コミュニティの醸成をはかります。

(4) 災害に強いまちづくりの推進

災害によって被害を受けにくい土地利用、被災時の被害を小さくする施設整備や地域づくりを推進します。

- ・ 防火水槽の整備、雨水貯留槽の設置等、被災時の水源確保を公共施設において推進するとともに、民間施設・宅地においても推奨していきます。
- ・ 被災時の避難場所としての公園整備を進めるとともに、学校と公園の一体的な整備等による大規模オープンスペースの確保に努めます。
- ・ 公園の緑化や避難路の並木植栽、生け垣の整備等、火災発生時の延焼防止や避難時の安全確保を視野に入れたまち中の緑化に努めます。
- ・ 各地区の自治振興会活動の活性化、地域づくりを支える人材育成等、地域コミュニティの充実による被災時の地域力の向上に努めます。
- ・ 宅地開発や施設整備においては、県公表の浸水想定区域図(洪水ハザードマップ)の浸水該当地域や地形・地質から想定される危険箇所等、もともと被災しやすい場所を回避するよう十分検討を行うとともに、災害可能性に係る情報の市民提供に努めます。
- ・ 河川流域の土地利用や森づくり等、河川の増水速度や被害を緩和するための取り組みに努めます。

取り組み施策(平成23年度目標)

施策等	所管課
公共下水道の整備を重点的に推進するとともに、合併浄化槽の設置を推進し、新池川をはじめとする市内河川の水質改善、ひいては海域の水質改善をはかります。	都市計画課 環境政策課
大気汚染に係る環境基準の継続的な達成と、測定結果の公表を行います。	環境政策課
県が実施する「ノーカーデー」推進事業と連携し、自家用車利用頻度の低減について周知をはかるとともに、市職員の率先的な「ノーカーデー」参加協力を推進します。	環境政策課 人事課
市内全域における騒音・振動に係る環境基準の達成を継続的にはかります。	環境政策課
吉野川浸水想定区域図(国土交通省徳島工事事務所)にもとづく、洪水ハザードマップの市域図を作成し、市民に周知します。	土木課 都市計画課

個別目標 15 (p97~99 参照)

地球温暖化対策実行計画に基づく市の率先取り組みを推進します。

財政課
全庁

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 日常生活を送る中で、台所や洗面所から排水負荷をできるだけ出さないように努めます。
- 通勤・通学、買い物やレジャーに行く時等は、公共交通や自転車、徒歩や相乗り等、車の利用を控えるように努めます。
- 低公害車、低燃費車の購入を検討します。
- 長時間のアイドリングや急発進、過積載を避け、適正速度で走行する等、排ガスを抑制する運転に心がけます。
- 地域の防災訓練に参加します。
- 日常における近所づきあいを大切に、いざという時に助け合える地域コミュニティづくりに参加します。



個別目標 1 4

化学物質による環境汚染を防止しよう

取り組みの方針

化学物質は、私たちの生活を豊かにしていますが、土や水・空気等の環境を介して人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことが知られるようになってきました。化学物質による影響は目に見えないことが大きな特徴でもあり、恐ろしさでもあります。

従って、人や自然環境への悪影響の未然防止を第一に推進するとともに、定期的な調査の実施による市内状況の把握や、国や県の最新情報や調査データの把握等、化学物質に関する正しい知識の周知をはかっていく必要があります。

(1) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境汚染の未然防止と監視に努めます。

ダイオキシン類等の発生抑制対策

- ・ 「徳島県ダイオキシン類対策推進指針」にもとづく規制、指導を実施します。
- ・ 焼却場の建設においては、ダイオキシン類等、有害化学物質が発生しない施設整備を推進します。
- ・ 有害化学物質に関する情報の収集と市民への提供、講座の開催等、有害物質に関する理解をはかるための取り組みを進めます。
- ・ ダイオキシン類等の発生抑制をはかるため、工場・事業場に対する指導等（発生源対策）を行います。
- ・ 野外焼却等の禁止について、周知に努めます。
- ・ 環境ホルモン、発ガン性物質、シックハウス症候群の原因と考えられている化学物質を、公共施設で使用しないようにします。

地下水汚染の防止

- ・ 県が実施している地下水の水質調査結果を把握・監視し、環境基準の達成をはかるとともに、測定結果を公表します。
- ・ 地下水汚染を未然に防止するため、工場・事業場に対する指導等（発生源対策）を行います。
- ・ 廃棄物や残土の適正処理に関する規制、指導に努めます。

土壌汚染の防止

- ・ 県との連携により、土壌中のダイオキシン類の状況の把握・監視に努めます。
- ・ 廃棄物や残土の適正処理に関する情報の周知・指導を行います。
- ・ 肥料、農薬の適正量使用の指導等、環境保全型農業を奨励し、農地からの有害物質の流出、浸出を抑制します。

シックハウス症候群

住宅建材が発散するホルムアルデヒド等の化学物質によって体調を崩す病気。1990年代後半から増加、2000年以降に急増した。

- ・ 土壤汚染を未然に防止するため、工場・事業場に対する指導等（発生源対策）を行います。
- ・ 規制されていない化学物質等に関しても、事業所等による自主的な管理・防止対策を指導します。
- ・ 土壤汚染が確認された場合には、汚染状況の適切な把握を行うとともに、汚染者負担の原則に基づく処理対策の推進、浄化・回復に努めます。

（２）リスクコミュニケーションの充実

化学物質による環境汚染に関して安全で安心な社会を実現するため、市民、事業者、行政が化学物質に関する情報を共有し、対話と協力のもと、環境リスク低減のための取り組むリスクコミュニケーションの充実を進めます。

- ・ 環境ホルモンや発ガン性物質、シックハウス症候群の原因と考えられている化学物質等も含めた有害化学物質に関する情報の収集・把握と、市民・事業者への周知に努めます。
- ・ P R T R（化学物質排出移動量届出制度）の活用による化学物質の使用実態の把握に努めます。
- ・ 化学物質に対する正しい理解がはかられるよう、市民・市職員等を対象とした講座を開催します。

リスクコミュニケーション
化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通をはかること。

PRTR
「化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)」に基づき2001年より実施されている制度で、化学物質の排出、廃棄、管理についての報告等が求められている。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
県が実施している地下水の水質調査結果を把握・監視し、環境基準の達成をはかるとともに、測定結果を公表します。	環境政策課
有害化学物質に関する情報の収集と市民への提供、講座の開催等、有害物質に関する理解をはかるための取り組みを進めます。	環境政策課 生涯学習課
県との連携による有害化学物質の使用実態の把握と、工場・事業場の監視・指導に努めます。	環境政策課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 有害化学物質を正しく理解し、生活の中の化学物質の適正利用に努めます。
- ダイオキシンや環境ホルモン等の発生源となる製品の使用を避けます。
- 害虫駆除や除草にも、できるだけ薬品を使用しないようにし、使用する場合は必要最低限、適正量の使用に努めます。
- 家庭での簡易焼却炉や野焼きによるごみの焼却を行わないようにします。
- 農薬や化学薬品類の適正な保管、処理・処分を行います。
- 住宅の建築に使用する建材や、塗料・接着剤等に人体や環境に影響をおよぼす物質が含まれていないものの使用に努めます。
- 川や池等、水辺での除草剤や農薬の使用は十分に配慮します。

個別目標 1 5

地域から地球環境保全に取り組もう

取り組みの方針

国に国境はあっても、環境に境はありません。海や空は世界中とつながっており、人間をはじめ生きものはそれぞれの生活の中で移動を繰り返しています。また、世界人口が2050年には93億人に達すると予測される^(*)中、今後世界的な水危機が発生する心配もあります。大量の食糧を輸入し、その生産に必要な水資源を大量に消費している日本は、世界の水危機にも大きな影響力と責任を負っていると言えます。



そしてまた、地球環境問題は、もはや一部の国や人が取り組めば解決するものではありません。我々一人ひとりが地球環境を視野にいれつつ、地域の日常生活の中で着実に行動していくことが、地球環境を守るための取り組みにつながるとともに、地球規模での視点を持つことは、外から鳴門の環境を見直すことにもつながります。

地域の環境づくりに取り組みながら、より広域的な環境づくり、地球規模での環境問題にも関心を持ち、世界の中の鳴門を意識し、地球市民としての取り組みを進めていきます。

(*)国際連合(United Nations)による推計資料(World Population Prospects 2000年版)

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化の主な原因物質である二酸化炭素の排出抑制に努めます。

- ・ 市の率先行動として「地球温暖化対策実行計画」を推進します。
- ・ 「(仮称)地球温暖化対策実行計画 - 市民・事業者版 - 」の作成を検討します。
- ・ 環境家計簿の作成や広報等での周知等、市民の日常生活における二酸化炭素排出抑制への取り組みの推進をはかります。

(2) オゾン層の保護対策の推進

有害な紫外線を遮断するオゾン層を保全するため、オゾン層を破壊する物質であるフロン¹の排出抑制に取り組んでいきます。

- ・ 家電リサイクル法、及びフロン回収破壊法にもとづくフロンガスの適正利用について周知します。
- ・ フロン発生の元となる空調機器の冷媒や建築物等の断熱材の脱フロン化を指導するとともに、公共施設における取り組みを推進します。

フロン回収破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)

オゾン層の保護と地球温暖化防止対策をはかるため、平成13年6月に制定・公布された。業務用冷凍・冷蔵危機や家庭用も含めたエアコン等が対象。

(3) 酸性雨対策の推進

酸性雨の原因である工場や自動車等からの排気ガスの排出抑制等、大気汚染対策を推進し、大気環境の保全に努めます。(個別目標 13 (2) 参照)

(4) 海外資源の保全と地域資源の有効活用

森林資源、野生動物、海洋資源、水資源等、海外の自然資源の保全に努めます。また、我々が日常生活の中で大量の輸送エネルギーを使って消費している食材や建材利用のあり方を考え、地球環境への負荷を低減するという視点からも、地域資源の有効活用に努めます。

- ・ フードマイレージ、ウッドマイルズ、各種生産物の水消費原単位等、分かりやすい指標を用い、身近な食材や建材が手元に届くまでの環境負荷の大きさや、県内産木材や市内・県内・近隣の食材利用の大切さについての周知を広報やホームページ等を通じて行います。
- ・ 公共事業における県産資源の活用、再利用可能資材の活用に努めます。
- ・ 学校給食等での、地場農産物の積極活用等、地産地消を支援・奨励します。

フードマイレージ
p94 参照

ウッドマイルズ
木材が産地から消費者の手に届くまでの「距離」と木材の量をかけた数値で、木材の輸送過程における負荷をあらわす指標。

(5) 地球環境を視野に入れた取り組みの推進

鳴門という地域で暮らしながら、常に地球規模の環境問題を視野に入れ、理解と関心を深めていけるよう努めます。

地球規模での環境問題への取り組み

上記に挙げた項目以外のさまざまな側面においても、地球環境の保全や再生を考慮した取り組みを進めるため、日本、アジア、地球等、広域的な視野での環境問題への理解と関心を高めていきます。

- ・ 地球環境に関わる取り組み事例や、国際的な動向・出来事等について、重要な情報の収集・把握と、情報提供に努めます。
- ・ フェアトレード等、地域で関われる地球環境保全の考え方等について、紹介に努めます。

姉妹都市との情報交換等

環境先進国であるドイツの姉妹都市リュネブルク市と、環境についての情報交換等をはかり、環境面においても相互理解を深めるとともに、外国の環境や環境問題に関する取り組み状況を知ることにより、地球を視野に環境を考えていきます。

- ・ 姉妹都市であるリュネブルク市やドイツ各地で行われている環境に関する先進的な取り組みを、さまざまな機会（ドイツ文化講座や市ホームページ、環境新聞等）を通じて、市民等に紹介していきます。

フェアトレード
交易的に弱い立場にある国の人達にただ資金的援助をするのではなく、適正な価格で商品取引を継続することで、持続的な生活向上を支えることを目指す交易。第三世界の「人」と「環境」を考える交易。
消費者にとっては、買い物を通してできる身近な国際協力のかたちでもある。

取り組み施策（平成23年度目標）

施策等	所管課
地球温暖化対策実行計画の推進をはかります。	財政課 全庁
ドイツからの交流員による環境に関する講演会の開催等、ドイツで行われている環境に関する先進的な取り組み情報の収集とその紹介（市ホームページ等）を行います。	ドイツ館 秘書広報課

市民・事業者・民間団体の取り組み（例）

- 普段の衣食住の生活が地球環境におよぼす負荷を認識しながら暮らします。
- 買い物を通じて世界各地の環境の保全と経済的な自立に貢献する取り組みであるフェアトレード等、地域で関われる地球環境保全を考え、取り組みます。
- 家電製品の購入に際するノンフロン製品の検討に努めるとともに、エアコンや車の処分におけるフロン回収に協力します。

第5章 重点実施事業

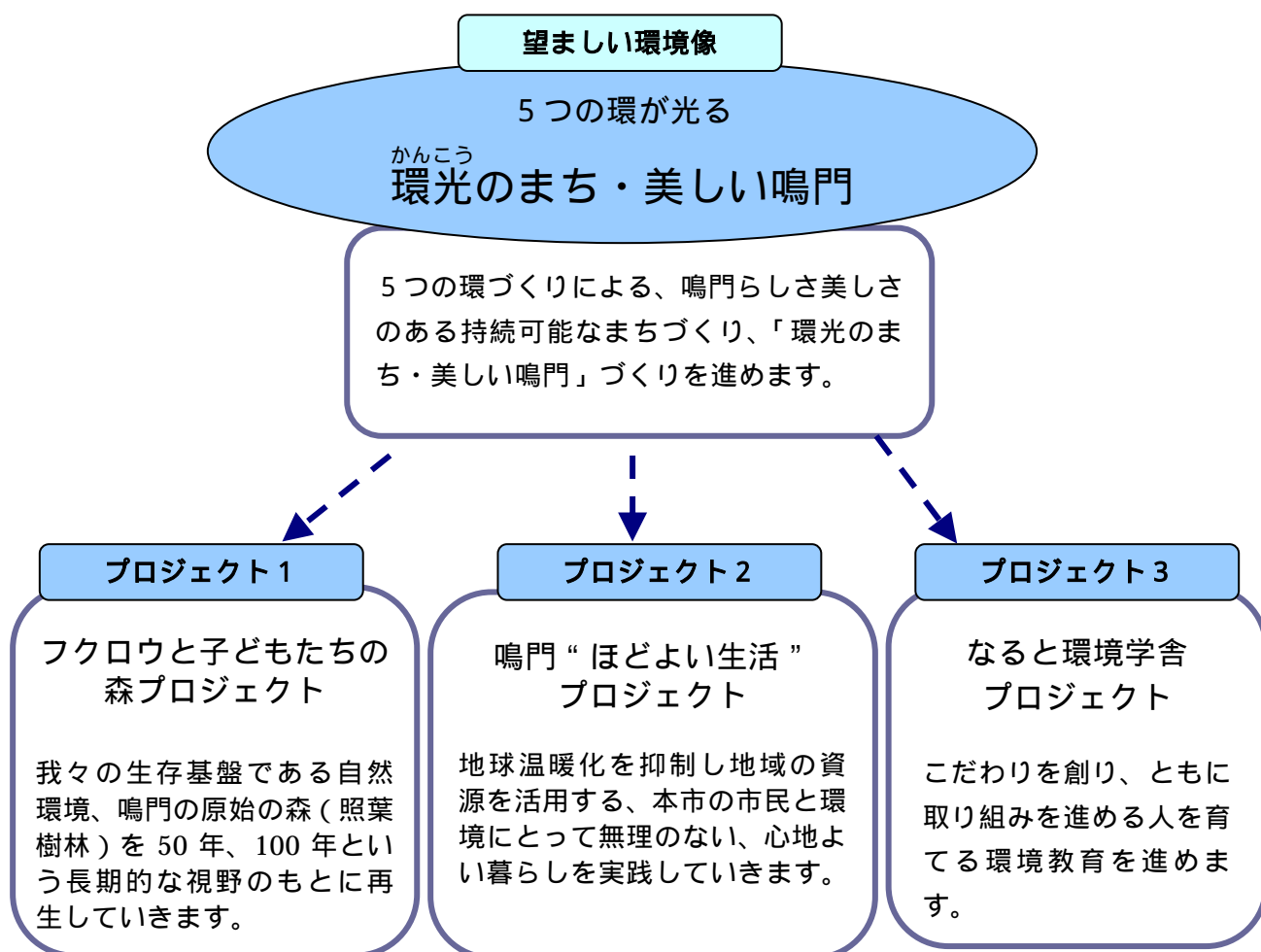


ハマヒルガオ

第5章 重点実施事業

環境問題を解決し、将来世代に良好な環境を引き継いでいくための課題には、今すぐ取り組むべき課題と、長期的な展望を持って取り組むべき課題とがあります。

本計画では、50年先を見通した長期的視点のもと、望ましい環境像である『5つの環が光る 環光のまち・美しい鳴門』の実現にむけて、とくに緊急に取り組んでいく重点実施事業として、平成16年度から平成23年度にかけて、3つのプロジェクトを推進していきます。



プロジェクト1

フクロウと子どもたちの森プロジェクト

浦代の森を「(仮称)フクロウと子どもたちの森」(以下『森』)として鳴門の原始の森の再生をはかるとともに、森及び施設を含む地域一帯を本市の環光及びビオトープネットワークの拠点として位置づけ、自然が生き生きと輝き、子どもたちの笑顔あふれる森づくり、場づくりを進めます。

**1. 「フクロウと子どもたちの森」の保全・再生・活用**

「(仮称)フクロウと子どもたちの森」で、原始の森(本来本市の山を覆っていた照葉樹林)の再生をはかります。

『森』を計画的に保全・再生・創出していくための計画を森の自然環境調査、専門家のアドバイスのもと策定します。

計画にもとづく保全、再生、活用、維持管理等を、市民、民間団体、事業者等との連携のもと進めます。

『森』や市内フィールドを活用した自然体験プログラムの提供を行い、鳴門の自然を伝え、ともに守り、再生し、育てる取り組みを進めます。

本市から「森の再生」「自然の再生」について発信を行うための全国サミットを開催します。

『森』そして本市が、市外から訪れる人にとっても魅力ある『ほんもの体験・面白体験』の場所となる仕掛けづくり、ソフト提供を、鳴門教育大学、観光協会、農林水産業、企業等との連携のもと行います。

2. ビオトープネットワークの推進

浦代の森を、海と源流とを結ぶ森づくり、自然再生のシンボル、ビオトープネットワークの拠点としていきます。

市内の学校におけるビオトープの保全・創出による地域のビオトープ拠点づくりと、活用による環境教育を推進します。

森の再生、ビオトープネットワークの指標として、フクロウ類の鳴き声の市内一斉調査を市民参加によって行います。

3 . 環境教育・学習の拠点「やらいで館」の整備

クリーンセンターの付属施設として、環境教育・学習の拠点となる空間「(仮称)やらいで館」を整備し、市民との協働による運営・活用をはかります。

情報の収集、発信拠点としても整備を行います。

施設を利用して森を案内する市民ボランティアを育成するとともに、市民ボランティアによる体験、季節ごとの自然を感じるツアー、観察会等の提供を行っていきます。

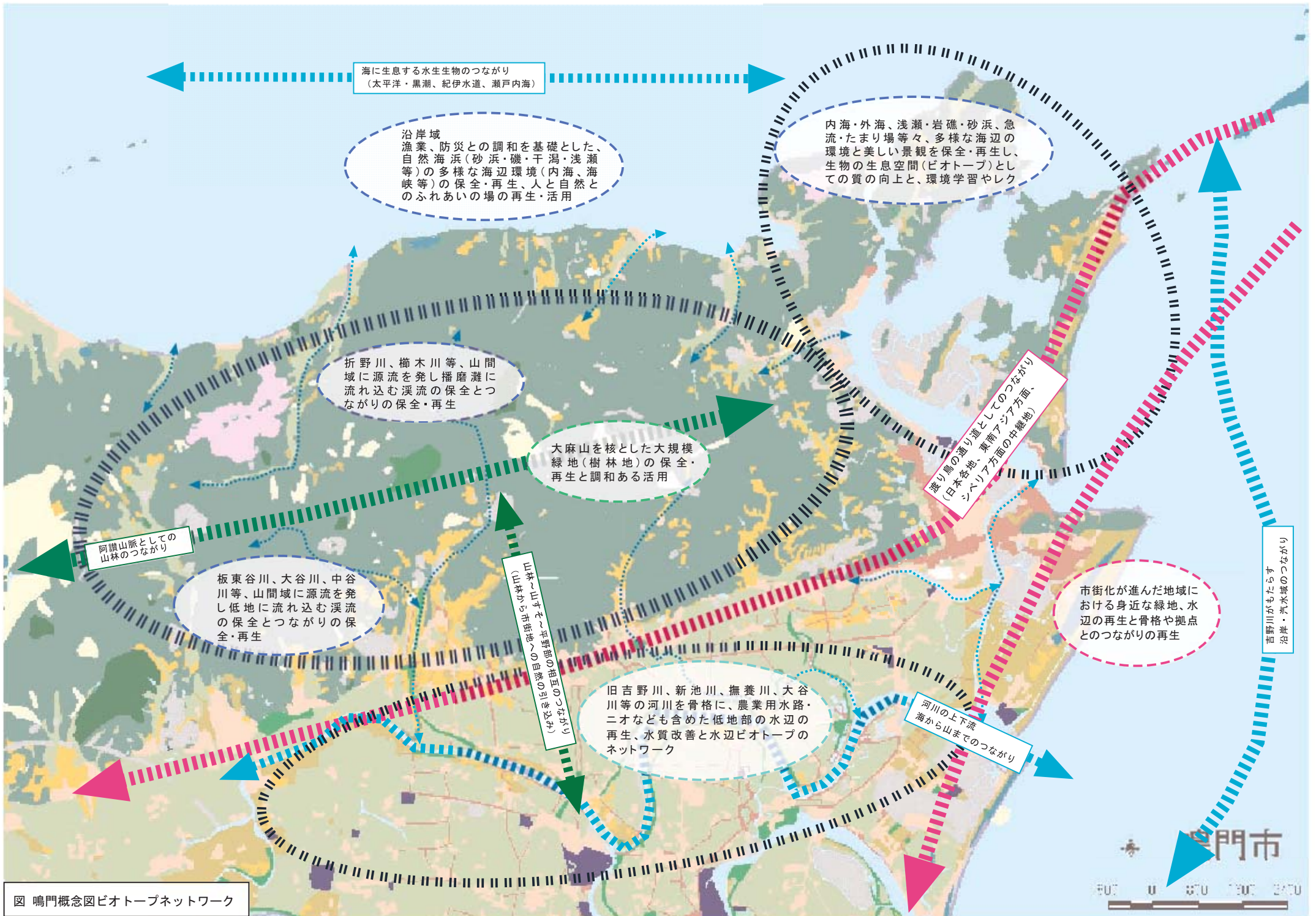


図 鳴門概念図ビオトープネットワーク

鳴門 “ ほどよい生活 ” プロジェクト

“ ほどよい生活 ” とは、ちょうどよい、無理のない、バランスのよい、心地よい、持続可能な生活のことです。そのためには、消費生活の転換をはかり、有限である資源を大切にし、ごみ等の環境負荷を極力出さない生活を実践していくことが必要です。

地球温暖化防止に寄与し、持続可能なまちづくりを進めていくためにも、ものに頼らない心豊かな “ ほどよい生活 ” の実現をめざします。

1 . ほどよい生活のための “ やらいでか ! ” アピール

“ ほどよい生活 ” の実践目標として、地球温暖化現象の原因物質のひとつである二酸化炭素 (CO₂) の削減目標を掲げ、広く市民及び市外に対してアピールし、交流・協創による取り組みを推進していきます。

本市における二酸化炭素総排出量の算定を行います。

8年後に向けた目標値を算出し、実践目標として提示します。

二酸化炭素総排出量の数値を経年的に把握し、広く市民に周知、環境意識の向上や取り組みへの協力の推進をはかります。

2 . 鳴門市民の “ やらいでか ! ” 戦略

“ ほどよい生活 ” を皆で考え、取り組む、市民全員によるさまざまな “ やらいでか ! ” を推進します。

50年前の鳴門の環境を実際に見、体験している方々、50年間の環境の変化を実感として知っている方々に、50年後の次の世代に残し伝えたい鳴門、新しく創りたい鳴門を提案してもらうとともに、次の世代に伝え、実践行動の推進につなげていきます。

将来の鳴門を担う子どもたちから、こんな鳴門にしよう！を環境学習の過程を通じて提案してもらい、提案を実際の施策につなげていきます。実践に際しては、学校と地域とのパートナーシップによる推進をはかります。

8年後の目標実現に寄与することを条件として市民自身の発案によるプロジェクトを募集、優秀な案については実践のための支援を行い、市民のやる気を喚起し、自主的な取り組みを推進します。

「地球温暖化防止行動計画」に基づく市役所の率先行動を推進し、目標等の見直しも含め、取り組み状況を実施報告書で公表します。

プロジェクト3

なると環境学舎プロジェクト

「環光」を実現するための教育・学習に関する取り組みとして、次の4つの施策を推進していきます。

1. 「環光のまち」づくりを進める仕組みづくりの推進

取り組みを進めていくための基本となる考え方を明確にしていくとともに、体制づくりを行います。

環境学舎プロジェクトを推進するための、庁内及び市民参加による推進体制づくりを行います。

市内の環境資源（自然、歴史文化、景観、産業、物産、活動等）の抽出、発掘による『なると環光まちづくり資源マップ(仮)』を作成します。

市内の人材（学識者、活動者、団体、教育関係者、環境関係の資格者・認定者等）の抽出、発掘による（仮称）なると環光バンクの立ち上げと、活用によるプロジェクト推進の仕組みづくりを行います。

環境スクール、環光カレッジの考え方や仕組み等を整理したガイドライン（実施要綱）を作成し、普及のためのハンドブックやパンフレットを作成します。

『なると環光まちづくり資源マップ(仮)』

市内の環境資源（自然、歴史文化、景観、産業、物産、施設、活動等）の情報を地図上におとし、ひと目で本市内の環境資源が把握できるもの。

（仮称）なると環光バンク

市内の環境資源（自然、歴史文化、景観、産業、物産、施設、活動等）を資源として情報登録する仕組みのこと。

2. 子どもが変える！環境に取り組む

「環境スクール」認定制度

「学校が変わる、地域が変わる、子どもが変える！」をテーマに、鳴門の環境づくりに寄与する取り組みを行う学校を『なると環境スクール』として認定する仕組みづくりを通じて、将来の本市を担う子どもたちの環境教育を進め、自然環境やごみ問題について正しく認識し、高い環境意識を持つ人材育成をはかります。

本市内の全ての幼稚園・保育所、小学校、中学校、高校を対象とします。

専門家や地域 NPO、教育関係者（教育委員会・学校長等）担当課による、仕組みや基本的な考え方、カリキュラム案等の検討、明確化によるガイドライン（実施要綱）及びの作成を行います。



『ビオトープ（自然環境）』、『広義のごみ問題（廃棄物、排水、排ガス等）』、『情報発信』の3つを取り組みの柱（環境スクールの取り組みテーマ）とし、環境全般を範囲とします。

3. 「なると環光カレッジ」の開講

“環光”の考え方の市民への普及、取り組みを支える人づくりを行う“なると環光講座”と、鳴門を訪れる人に、さまざまな体験や学びのある“鳴門まるまる体験講座”を提供する、『なると環光カレッジ』を開講します。

市内の人材（学識者、市民団体、事業者、農林水産業従事者、鳴門教育大学、市職員、ドイツ交流員等）との連携をはかり、鳴門ならではの講座提供に努めます。

市内の資源を結びつけるさまざまな体験メニューを提供（体験型、探検型、実践型、ボランティア型等々）する体制づくりを行います。

ひろく鳴門市民を対象として開講するとともに、観光産業に直接関わる人（タクシー運転手、ホテル・旅館や土産物屋関係者、農林漁業従事者等）等に受講を呼びかけます。

4. リューネブルク市との環境交流の推進

世界を視点に入れて環境を考えていくためにも、環境先進国ドイツの姉妹都市リューネブルク市との縁を生かし、環境面からの「交流」と「協創」を進めます。

ドイツ人職員の協力を得て、ドイツでの環境への取り組みを紹介する講座や、学校へ出張授業等を行います。

本市とリューネブルク市の学校同士で、環境を通じた交流を行います。（インターネット、テレビ会議、ビデオ等）

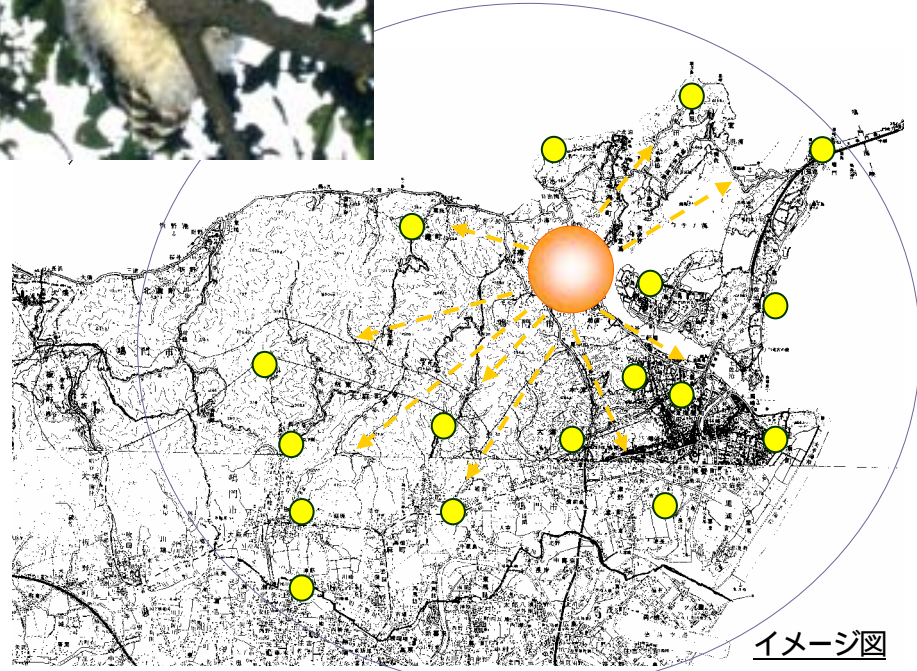
鳴門市民とリューネブルク市民が、相互にそれぞれの環境づくりを知り、伝える環境（環光）大使として、交換派遣を検討します。

5つの環が光る かんこう 『環光のまち・美しい鳴門』にむけて



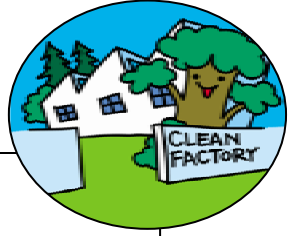
フクロウと子どもたちの森

を核とした原始の森（照葉樹林）の再生と
 ビオトープネットワーク
 ~海から山へ、山から海へのつながり
 ~人の暮らしと自然環境との共生（環）



イメージ図

拠点施設“やらいで館”の整備



- ・ 環境をテーマとした“ほどよい”施設づくり
- ・ 「学び」「体験し」「伝える」拠点
- ・ 人と情報の「交流」する拠点
- ・ あらゆる主体が集まり、連携と協働による活動を展開する「協創」の拠点
- ・ 「情報」の収集、発信の拠点

“ほどよい生活”のための “やらいでか！”

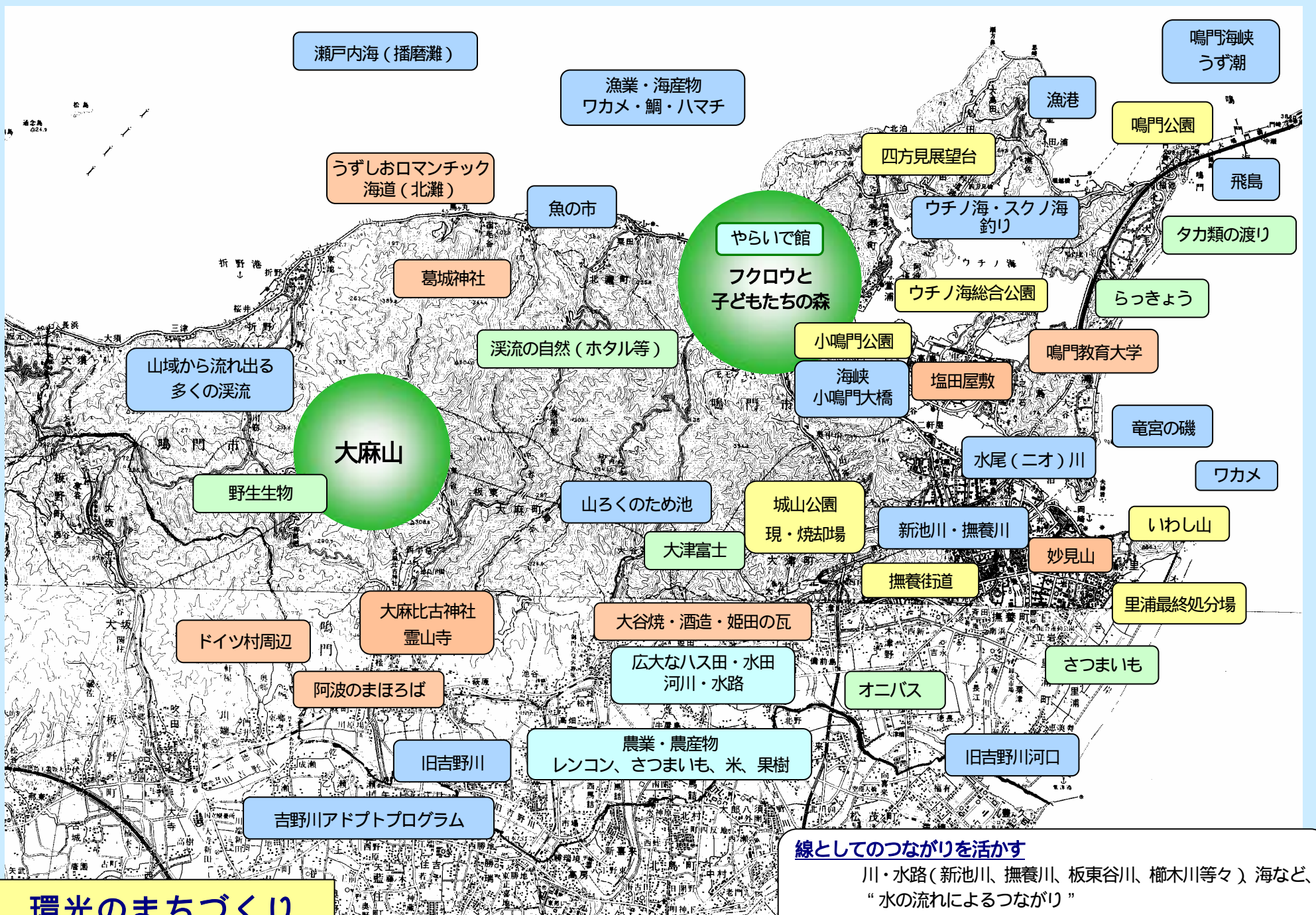
- ・ “やらいでか！”アピール（CO₂層排出量の削減目標）
- ・ 50年前の子どもたちからの“やらいでか！”
- ・ 子どもたちからの“やらいでか！”
- ・ 市民からの“やらいでか！”
- ・ 市役所からの“やらいでか！”宣言

環光カレッジ

環光まちづくりを理解し、伝え、進めて行く人づくりと、外部に対する発信を進めます。

なると版学校ISO 環境学舎（スクール）

学校教育を通じて、将来の環光まちづくりを担う人づくりを進めます。



線としてのつながりを活かす

川・水路（新池川、撫養川、板東谷川、櫛木川等々）海など、
 “水の流れるつながり”
 撫養街道、うずしおロマンチック海道など“道のつながり”

環光のまちづくり

なると環光まちづくり資源マップ（イメージ）

それぞれのキーワードが、環光まちづくりの環境資源の例になります。
 ホームページなどで公表し、キーワードをクリックすると、歴史文化から活動、暮らしまで様々な情報が得られ、環光まちづくりをひと目で把握できるマップです。

平成 23 年度を目標年次とする施策とプロジェクトとの対応

基本方針 1 : まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める

個別目標		施策	主管課	プロジェクト		
				1	2	3
1	環境づくりの枠組み・体制を整備しよう	全庁的な組織として、(仮称)庁内環境会議を設置し、環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を推進していきます。	環境政策課 財政課 全庁			
		景観、自然環境、生活環境等の面からの土地利用の具体的な方針、ゾーニングの設定にもとづく環境づくりを進めるための仕組みづくりについて検討します。	政策調整課 管理課 都市計画課 農林水産課 商工観光課			
		特に自然環境の保全が必要な地域を抽出するとともに、保全に向けた対策を検討していきます。	環境政策課			
		都市計画マスタープランの見直しを行います。	都市計画課			
2	環境教育・環境学習を進めよう	環境学習における地域人材の積極的な活用をはかり、地域と連携した学校教育への取り組みを進めます。	生涯学習課 学校教育課			
		市立の各小中高校全校に学校ビオトープ、学校林の創出あるいは指定を行います。	学校教育課 生涯学習課			
		環境に関わる取り組みにおいて主導的に動ける人材、環境教育・環境学習を総合的にコーディネートできる人材の発掘・育成を進めます。	環境政策課			
		(仮称)鳴門環境バンク(人材部門)について検討を進めます。	環境政策課			
3	参加・協働による環境づくりを進めよう	環境基本計画の進捗状況、市の環境施策等を市民の視点で意見・提案を行う場として、「環境づくり推進市民会議(仮称)」を設置し、継続的な開催をはかります。	環境政策課			
		NPO等、民間団体、市民団体との連携による環境づくりの実施について検討します。	市民活動推進課 環境政策課			
		地域ごとに独自に環境への取り組みを進めることができる自治機能を持ったコミュニティづくりの推進、自治振興会や各種市民団体による環境活動の支援に努めます。	環境政策課 市民活動推進課			
		市のホームページに環境専門のページを立ち上げ、市の環境情報の蓄積と公表を進めます。	秘書広報課 環境政策課			
		市広報やホームページ等で、環境に関する定期的な情報提供を進めます。	秘書広報課 環境政策課			
		環境に関心のある市民、事業者等や、実際に活動を行っている民間団体が一同に集まって情報交換をし、意見を交換する機会((仮称)環境広場)づくりを検討します。	環境政策課			

基本方針 2 : 生存基盤としての自然を守り、活かす

個別目標		施策	主管課	プロジェクト		
				1	2	3
4	豊かな海を守ろう	公共下水道の整備を重点的に推進するとともに、合併浄化槽の設置を推進し、河川水質の改善、ひいては海域の水質改善をはかります。	都市計画課 環境政策課			

4	豊かな育海をよ守うり	本市が会員である“瀬戸内・海的路ネットワーク推進協議会”の「リフレッシュ瀬戸内事業」による清掃事業の継続的実施と、実施地域の拡大を進めます。	土木課 衛生センター 環境政策課			
		「徳島県OURコーストアドプト事業」「徳島県OURポートアドプト事業」の周知等、県管理海岸・港湾の地域住民の協力による美化を進めます。				
5	身近な水環境を再生しよう	公共下水道の整備を重点的に推進するとともに、合併浄化槽の設置を推進し、河川水質の改善、ひいては海域の水質改善をはかります。	都市計画課 環境政策課			
		「徳島県OURリバーアドプト事業」(アドプト・プログラム吉野川)の紹介等、県管理河川の地域住民の協力による美化を進めます。	衛生センター 環境政策課			
		ふるさとの川モデル事業(国土交通省)における、新池川沿いの水辺等の改修については、水質浄化と生物多様性の確保、市民が身近な自然にふれる場として、河川との連続性のあるピオトープの再生について、国及び県に要望していきます。	土木課 都市計画課 耕地課			
		公共施設における雨水の有効利用を進めるとともに、市民への周知をはかります。	環境政策課			
6	ふるさとの山を守	ドイツ館を中心に、山麓から山地に至る地域の地形や自然環境の保全と活用を考えたドイツ村公園の整備を推進します。	公園整備事務所			
		山間域における不法投棄、不法残土堆積を予防するためのパトロールを市民、事業者との連携を得て実施します。	衛生センター 環境政策課			
		山林地域の保全と適正管理を指導していきます。	農林水産課			
		残土による谷筋の埋め立てによる野生の生きものや水源等への影響を防止するため、埋立状況の把握を行うとともに、条例等、対策について検討します。	都市計画課 水道部			
7	農環境を持続的に守り、活用していこう	地域の学校給食や飲食業、旅館やホテル等との連携による地場農産物の活用等、地産地消を推進します。	教育総務課 農林水産課			
		県の「エコファーマー制度」への取り組みを消費者に周知する等、環境保全型農業の取り組みの奨励と支援を進めます。	農林水産課			
		田んぼの生きもの調査への協力の推進等、水田周辺水域の生態系の現状を把握し、自然と共生する農村環境づくりを地域住民との協働のもとで進めていきます。	農林水産課 生涯学習課 市民活動推進課 環境政策課			
		県の「農業農村整備の調査計画における環境配慮の具体的進め方(案)」にもとづく農地整備・農業施設整備を進めます。	農林水産課 耕地課			
		遊休農地の環境空間としての活用方法を検討します。	農林水産課			
		環境保全の考え方も盛り込んだ「地域水田農業ビジョン」を作成し、取り組みを推進します。	農林水産課 耕地課			
8	息野環境を生きもの共守る	自然環境に関する情報の収集と蓄積を進めます。	環境政策課			
		調査等の情報に基づく自然環境を保全すべき地域の抽出と保全対策の推進をはかります。	環境政策課			
		地区指定等による緑地の保全と活用にも努めます。	都市計画課			
		市立の各小中高校に学校林あるいは学校ピオトープを指定するとともに、地域との連携による創出・活用を進めます。	学校教育課 市民活動推進課			

8		「徳島県内水面漁業調整規則」に基づく、ブラックバス等の移入種の持ち込み禁止の周知・徹底を、県との連携もはかりながら、進めていきます。	農林水産課 耕地課			
9	環美を境し育とい景観を和しをいした守り、光	市内のビューポイントの抽出やルート設定と、PRを進めるとともに、その保全を進めます。	商工観光課			
		自然環境の保全を基本理念としつつ、市内の自然資源を活かした体験型・滞在型観光を活性化をはかります。	商工観光課			
		観光に関わる排ガス発生、廃棄物発生、エネルギー消費を抑制する方向で取り組みを検討し、進めていきます。	商工観光課 衛生センター 環境政策課			

基本方針3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める

個別目標	施策	主管課	プロジェクト			
			1	2	3	
10	ごみを出さない生活・事業活動への転換をはかろう	ごみ焼却施設の建設に際しては、適切な規模・方式の設定、地域住民参加を得て進めるとともに、リサイクルプラザの整備、生物生息空間（ビオトープ）を保全・再生し自然体験の場とする「フクロウと子どもたちの森（仮称）」の指定等、環境教育・環境学習の拠点施設としての位置付けを進めます。	クリーンセンター建設推進局			
		生ごみ減量3ヵ年計画（生ごみ50%減量：平成13年度比）の達成を進めるとともに、新しい減量計画を策定します。	環境政策課			
		ごみ処理基本計画（平成15年11月）にもとづく廃棄物の減量・資源化を推進します。	クリーンセンター建設推進局環境政策課 衛生センター			
		<ul style="list-style-type: none"> 排出抑制率を平成14年度18.0%に対し、平成22年度において20%とする。 総ごみ発生量に対する再生利用量を平成14年度21.6%に対し、平成22年度において30%以上とする。 総ごみ発生量に対する最終処分量を平成14年度19.1%に対し、平成22年度において3%以下にする。 				
		エコショップ（県制度）のPRを進め、登録店舗数の増加を目指します。		環境政策課		
		フリーマーケットの開催を奨励・支援します。	環境政策課			
		不法投棄、ポイ捨てに関する、民間企業や住民協力によるパトロール体制づくりを進めます。	環境政策課			
		自治会組織や“鳴門市廃棄物減量等推進員”と連携し、完全ステーション化等、効率的な収集体制づくりを進めます。	衛生センター 環境政策課			
市の率先取り組みとして、庁内におけるグリーン購入を推進します。	財政課					
11	環境適づく潤いある生活	景観、生活環境等の面からの土地利用の具体的な方針、ゾーニングの設定にもとづく環境づくりを進めるための仕組み作りについて検討します。	政策調整課 都市計画課 管理課			
		都市公園等の整備を進めます。（市民一人あたりの整備面積：平成22年度目標 31.10m ² ）	公園整備事務所			
		県のアドプト支援事業の一つである「徳島県OURパークアドプト事業」の周知等、公園の美化を進めます。	衛生センター 環境政策課			

11	快適で潤いある生活環境づくりを進めよう	県のアドプト支援事業の一つである「徳島県OURロードアドプト事業」、国（四国地方整備局）のボランティア・サポートプログラム「あいロード」の周知等、道路の美化を進めます。	衛生センター 環境政策課			
		「鳴門のまつり」「はまぼうまつり」「コスモスまつり」「まほろばの里」「うずしおロマンチック海道」等、自然や歴史文化資源を活かした地域住民による地域おこしへの取り組みを支援します。	市民活動推進課			
12	エネルギーを上手に利用しよう	省エネルギー型ライフスタイルに関する周知を進めます。	環境政策課			
13	きれいで安全な環境を守ろう	公共下水道の整備を重点的に推進するとともに、合併浄化槽の設置を推進し、河川水質の改善、ひいては海域の水質改善をはかります。	都市計画課 環境政策課			
		大気汚染に係る環境基準の継続的な達成と、測定結果の公表を行います。	環境政策課			
		県が実施する「ノーカーデー」推進事業と連携し、自家用車利用頻度の低減について周知をはかるとともに、市職員の率先的な「ノーカーデー」参加協力を推進します。	環境政策課 人事課			
		市内全域における騒音・振動に係る環境基準の達成を継続的にはかります。	環境政策課			
		吉野川浸水想定区域図（国土交通省徳島工事事務所）にもとづく、洪水ハザードマップの市域図を作成し、市民に周知します。	土木課 都市計画課			
14	化学物質による環境汚染を防止しよう	県が実施している地下水の水質調査結果を把握・監視し、環境基準の達成をはかるとともに、測定結果を公表します。	環境政策課			
		有害化学物質に関する情報の収集と市民への提供、講座の開催等、有害物質に関する理解をはかるための取り組みを進めます。	環境政策課 生涯学習課			
		県との連携による有害化学物質の使用実態の把握と、工場・事業場の監視・指導に努めます。	環境政策課			
15	地球環境も大切にしよう	地球温暖化対策実行計画の推進をはかります。	財政課 全庁			
		ドイツからの交流員による環境に関する講演会の開催等、ドイツで行われている環境に関する先進的な取り組み情報の収集とその紹介（市ホームページ等）を行います。	ドイツ館 秘書広報課			

第6章 地域別の取り組み方針

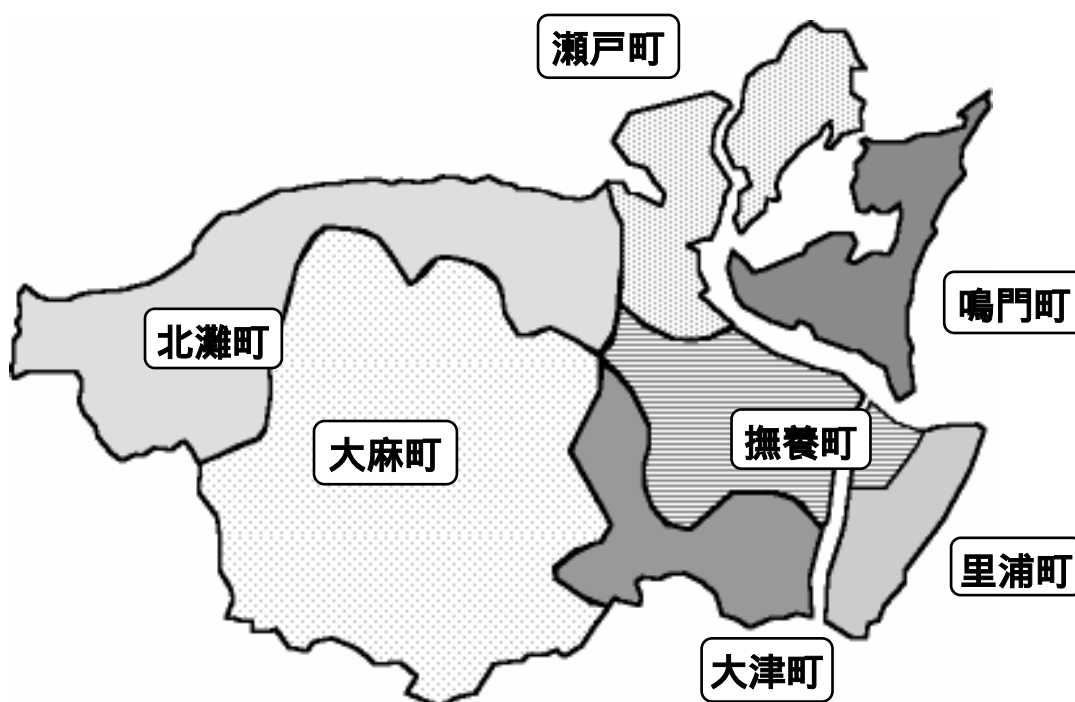


タワヤモリ

第6章 地域別の取り組み方針

本市は、総面積 135.45km² と広大な市域を有し、地域内の環境は非常に多様であることから、市全体としての環境づくりの方針に加えて、地域の特性を生かした環境づくりを進めるため、地域ごとの環境づくりの方針を明確にしていく必要があります。

地域ごとの方針をたてるために、その地形や土地利用、更には都市計画マスタープランや総合計画での地域区分の考え方をもとに、以下の7区分による地域区分を設定しました。



地域区分	概要
撫養町	海辺から川沿いに広がる平地に市街地が広がる、市の中心地域
里浦町	かんしょや大根が栽培される農業地域と、大型事業所が立地する工業地域とが同居する
鳴門町	鳴門公園（渦潮）等の観光地や大学があり、近年開発・整備の進んだ地域
瀬戸町	海辺には工業団地の誘致等、開発が進行しつつある。島嶼部には自然が残る
大津町	農地の広がる川沿いの平地部から山間部にかけての地域
北灘町	市北部の海岸沿いに漁港が点在する地域。山と海に囲まれ平地が少ない
大麻町	大麻山をはじめとする緑深い山間地域と、溪流沿いや旧吉野川沿いの平地に広がる農地とがある地域

図 6-1 地域区分

撫養町

面積：13.49 km²

世帯数：9,733 世帯

人口：24,703 人

世帯あたり人数：2.54 人/世帯

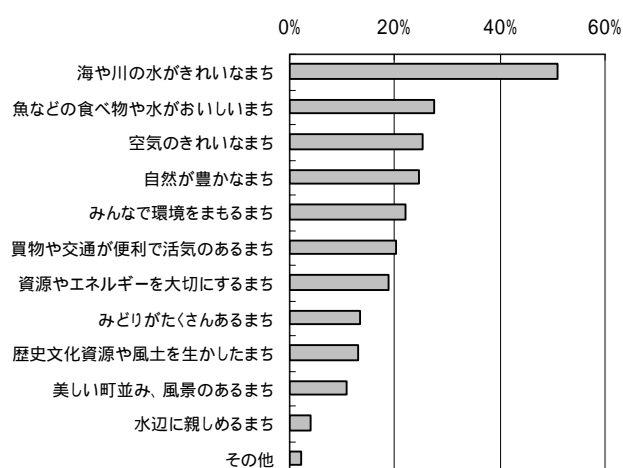
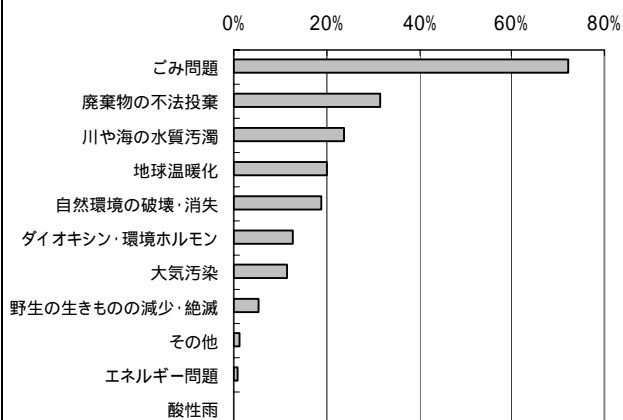
人口密度：1,831 人/km²

65 才以上人口割合：20.8%

環境アンケートの結果(H14.6 実施)

興味・関心のある環境問題は？

50年先の望ましい環境は？



環境の現状

土地利用

- 平地部は市街化が進んでおり、町の総面積の約 50% は市街化区域となっている。JR 鳴門駅前や撫養街道沿い、幹線道路沿いに商業施設、事業所、公共施設等が集まっている。

自然環境

- 丘陵部に瀬戸町・大津町・北灘町・大麻町等につながるまとまった緑地がある他は、市街地の中に島状に妙見山、桑島公園等の緑地がある。撫養川、新池川ともに水質が悪く、コンクリートで整備された護岸は人工的な環境である。黒崎池、斉田大池等のため池には水生植物が繁茂しており、トンボ類や水生生物の貴重な生息空間となっている。

生活環境

- 国道 28 号及び 11 号はもとより、生活道路の通行車両の数も増えている。また、人の目につきにくい場所への廃棄物の不法投棄が増えている。歴史的景観を残す撫養街道は、道幅が狭いにもかかわらず交通量が多く、歩行者が道の端に追いやられている。塩田の名残である二オ（水尾）川は、特に水質汚濁が目立っている。

地域資源

- 撫養街道、妙見山、桑島緑地、斉田大池、黒崎池、二オ川等、人の暮らしと密接に結びついた資源が多く存在する。
- 妙見山公園は市民の憩いの場であり、市内を一望できる展望台となっている。
- 撫養川、新池川では「ふるさとの川」として、“水縁（すいえん）文化の再生～鳴門の水辺と杜（もり）づくり～”をテーマに整備が行われている。
- 木津城跡、岡崎城跡（林崎）等の史跡（市指定文化財）がある。
- 岡崎と黒崎の二箇所に、鳴門町と結ぶ渡船が現在でも運行しており、市民の日常の足として利用されている。

環境の課題

市街地には緑が少なく、水辺等の身近な自然が失われつつある。
撫養川、新池川、ニオ川等の水質が悪く、時と場所によっては悪臭が発生することもある。
四国横断道路・鳴門インターチェンジ周辺の開発による環境の分断、環境負荷の増大が懸念される。
近年の市街化の進行により、環境負荷（排水、廃棄物、排ガス等）が増大している。
JR鳴門駅から商店街にかけての商業地区は郊外の大型量販店進出に伴い衰退傾向にある。
国道11号沿線を中心に採石場が多く、自然環境と景観を損ねている。
撫養街道沿線は、昔ながらの集落景観や貴重な歴史文化資源を有しているが、道幅が狭いにもかかわらず交通量が多く、歩行者の安全面で問題がある。
人目につきにくい場所への不法投棄が目立つ。

望ましい環境像

水辺と街道によって心と緑をつなげる、 歴史文化が薫るまち

山裾に寄り添う緩やかな坂道と曲線の続く長い街道に歴史への郷愁を感じる撫養街道。その撫養街道と、新池川や撫養川を地域の大きな資源ととらえ、歴史文化を街道と水辺（撫養川・新池川・ニオ川）という線でつなげるとともに、その線を活かして山間部の緑を市街地の中に導くことにより、潤いのある水と緑のまちづくりを目指します。また、撫養街道を中心に歴史文化的な景観を活かした町並みづくりをはかります。

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの方針

【基本方針1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】

- ・ 撫養街道の景観再生の検討
- ・ 商店街の空き店舗を利用した環境ボランティアの活動拠点や環境情報交換の場の確保

【基本方針2：生存基盤としての自然を守り、活かす】

- ・ 市街地の緑化の推進
- ・ 公共施設用地等を活かしたビオトープの創出
- ・ 街道や水辺空間を生かした在来種による緑のネットワーク、ビオトープネットワーク化の推進
- ・ 水辺のヨシ原や浅瀬、ワンド、河川の流れの多様性の保全
- ・ 新池川、撫養川やニオ川における自然の再生、ため池等との連続性の確保
- ・ ふるさとの川整備事業における親水空間やビオトープの創出に関する国及び県への要請
- ・ 環境教育・環境学習の場としての水辺の活用
- ・ 市民ボランティア等による公共空間（水辺、道路、公園等）の環境管理の推進

【基本方針3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】

- ・ 公共下水道の整備促進、合併浄化槽の設置奨励と家庭からの排水負荷低減に関する普及啓発の推進
- ・ 空き店舗を活用したリサイクルショップ設置の検討
- ・ 公園空間を活用した緑のリサイクル（落ち葉、剪定枝等の堆肥化とその場での活用）の推進
- ・ 市内循環バスの継続実施等、公共交通機関の充実
- ・ 撫養街道の部分的な歩行者・自転車道路化の検討
- ・ 災害時の避難場所と避難時の安全性を考慮した地域づくりの推進
- ・ 撫養街道における安心して歩ける道づくりの検討
- ・ 不法投棄対策の推進

人口及び世帯数は平成15年3月31日現在



撫養川(撫養大橋より)
水辺には近づきにくい所が多い



江岩水尾川(大桑島)
石積み護岸にニオ川の雰囲気が残る



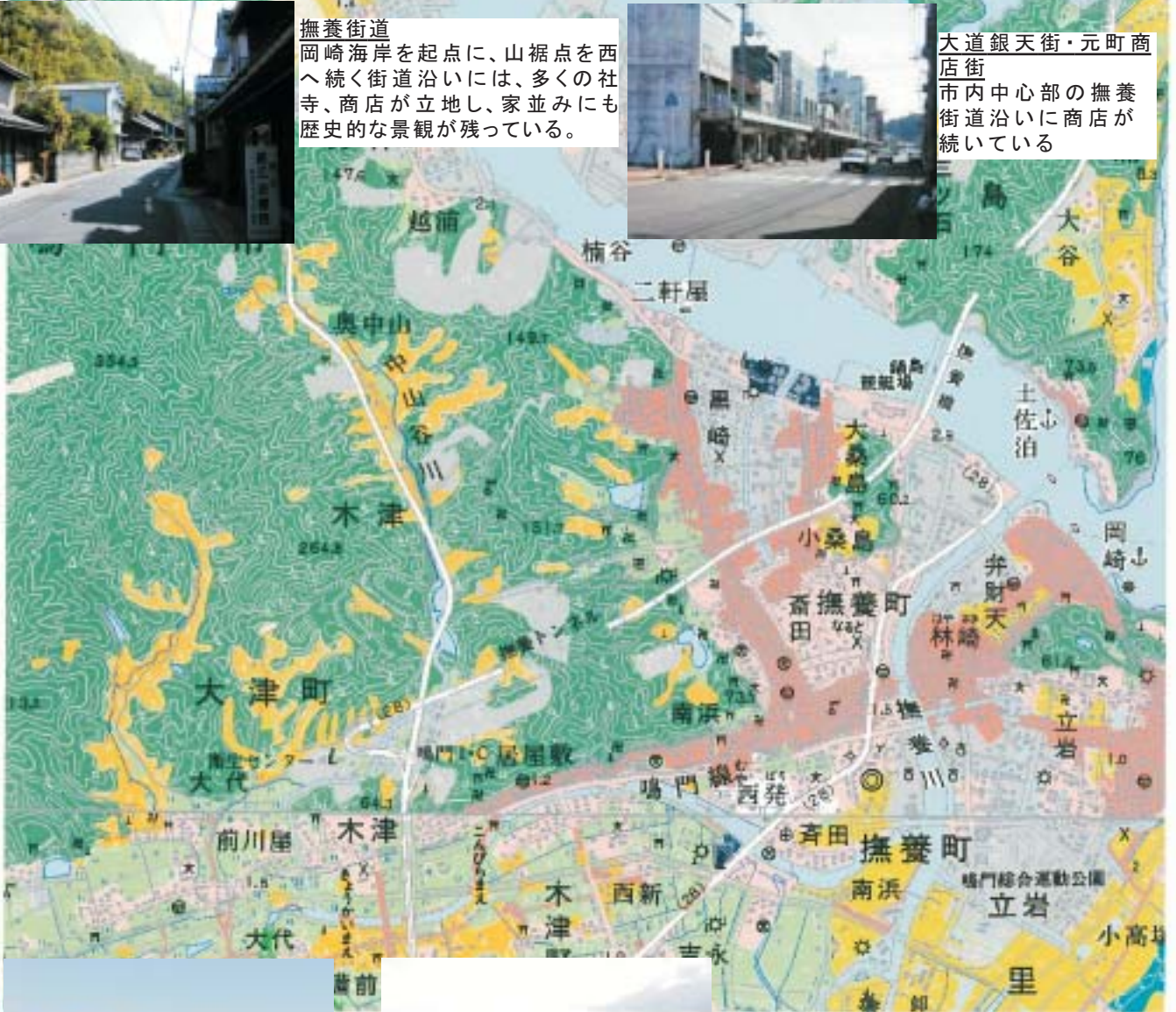
岡崎方面(撫養大橋より)
海辺にも市街地が広がっている



撫養街道
岡崎海岸を起点に、山裾点を西へ続く街道沿いには、多くの社寺、商店が立地し、家並みにも歴史的な景観が残っている。



大道銀天街・元町商店街
市内中心部の撫養街道沿いに商店が続いている



新池川
鳴門市を東流する主要な河川のひとつ



撫養町展望(妙見山より)
低地部では市街化が進んでいる

【凡例】

- ゴルフ場
- 果樹園
- 海岸植生
- 海浜
- 開放水域
- 乾性草地
- 工場
- 市街地
- 湿性草地
- 人工林
- 水田・ハス田
- 造成地
- 竹林
- 低地常緑広葉樹林
- 低地低木林
- 低地落葉広葉樹林(里山林)
- 畑・牧草地
- 緑の多い住宅地

撫養町

500 0 500 1000 1500 m



里浦町

面積：6.58 km²

世帯数：1,472 世帯

人口：4,452 人

世帯あたり人数：3.0 人/世帯

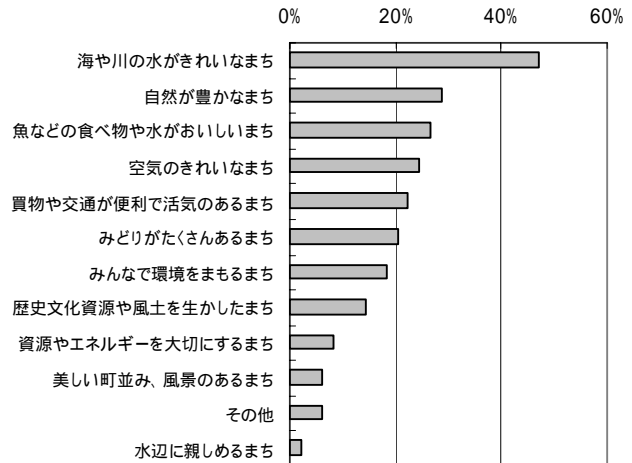
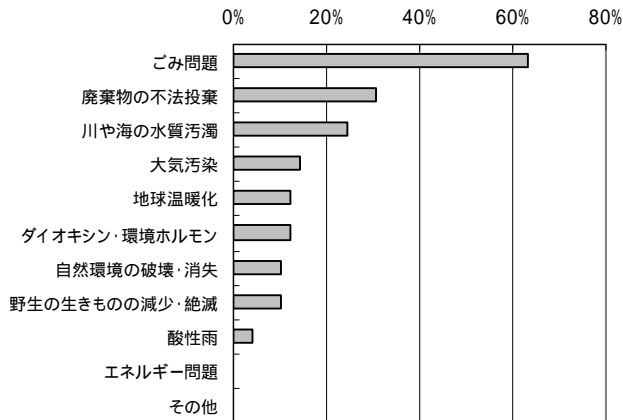
人口密度：677 人/km²

65 才以上人口割合：22.3%

環境アンケートの結果(H14.6 実施)

興味・関心のある環境問題は？

50年先の望ましい環境は？



環境の現状

土地利用

道路沿いの集落以外はほとんど農地利用となっている。農地と集落は南北に細長い樹林によって区分されており、防風の役割を果たしているとともに、地域の貴重な緑地となっている。農地では、かんしよと大根の二毛作が行われている。

地域南端、旧吉野川河口に粟津漁港がある。里浦最終処分場跡地では、跡地利用を検討している。

自然環境

地域の北端、国立公園指定区域でもある“いわし山”には海岸植生が見られるが、いわし山に続く緑は付近になく、孤立した状況となっている。地域の東側に続く砂浜は、高い防波堤で分断されており、景観的、空間的に分断されてしまっている。いわし山周辺の岩礁海岸は自然海岸が少なくなっている中、貴重な空間となっている。大手海岸等の砂浜にも海岸特有の生物が生息している。

旧吉野川河口では、かつて一定規模の干潟があった。現在は干潟の規模はかなり縮小しているが、トビハゼ等、干潟の指標となる生物が生息している。

生活環境

集落内の道（粟津港撫養線）はバス路線でもあり、車両通行が多い。

地域資源

- ・岡崎海岸は海浜公園として市民の憩いの場となっているが、砂の流出が著しく、砂の補充等による砂浜の維持をはかっている。
- ・粟津港から大手海岸、岡崎海岸と海辺沿いにサイクリングロード（鳴門徳島自転車道）がある。
- ・清少納言の墓と言われている“あま塚”や、大名行列“ねり”で知られる十二神社等歴史的資源がある。
- ・かつての防風林である松並木が残っている。
- ・地域南部には旧吉野川河口に面して粟津漁港があり、干潮時には砂州が顔を出す。
- ・地区西部は、撫養町から続くかつての塩田地区であり、二オ川がその名残をとどめている。

環境の課題

交通量の増加に伴う歩行者が安心して快適に歩くことができる道や地域住民の交流の場づくりが必要となってきた。
 社会的な背景として、持続可能な農業、環境調和型農業への取り組みが求められている。
 ニオ川（水尾川）等、身近な水辺の水質改善や自然再生による潤いのある水辺空間づくり。
 地域のランドマークでもある松並木の保全。

望ましい環境像

農の風景を守り、 身近に季節を感じるまち

夏はかんしょ、冬は大根の畑が広がる里浦地区においては、農地や農地と集落を区分している樹林地を保全するとともに、水路における自然再生をはかり、身近に季節を感じる環境づくりを目指します。また、道路や住宅地の再整備に際しては、町並み景観に配慮しつつ、安心して歩ける歩行者優先の道づくりを推進します。

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの方針

【基本方針1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】

- ・魅力ある町並み景観づくりの検討
- ・地域コミュニティの充実

【基本方針2：生存基盤としての自然を守り、活かす】

- ・農地の保全
- ・環境と調和した農業の推進
- ・集落と農地間の防風林の保全と再生
- ・農業用水路における自然再生の検討
- ・埋立処分場跡地を活用した地域住民憩いの場、自然再生実験の場としての自然公園づくりの検討
- ・旧吉野川河口部の干潟再生の検討
- ・いわし山とそれに続く岩礁の保全
- ・大手海岸の砂浜の保全

【基本方針3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】

- ・公共下水道の整備促進、合併浄化槽の設置奨励と家庭からの排水負荷低減に関する普及啓発の推進
- ・住宅地の緑化の推進
- ・水路の水質改善の推進
- ・レクリエーション施設としてのサイクリング道と岡崎公園の整備・活用の検討

人口及び世帯数は平成 15 年 3 月 31 日現在

岡崎海岸
公園として整備されている



岩礁(いわし山北側)
国立公園指定区域になっている



いわし山地先の海中の様子
(亜潮間帯カジメ等)



里浦(いわし山をのぞむ)
夏はかんしょ、冬は大根が作られている



四枚水尾川
奥に撫養川に続く水門が見える
に水門が見える(撫養川)



大手海岸
砂浜沿いには高い堤防が整備されている



粟津漁港



街並み
粟津港撫養線沿いに集落が続く

里浦町

400 0 400 800 1200 m

【凡例】

- ゴルフ場
- 果樹園
- 海岸植生
- 海浜
- 開放水域
- 乾性草地
- 工場
- 市街地
- 湿性草地
- 人工林
- 水田・ハス田
- 造成地
- 竹林
- 低地常緑広葉樹林
- 低地低木林
- 低地落葉広葉樹林(里山林)
- 畑・牧草地
- 緑の多い住宅地

鳴門町

面積：9.62 km²

世帯数：2,495 世帯

人口：6,058 人

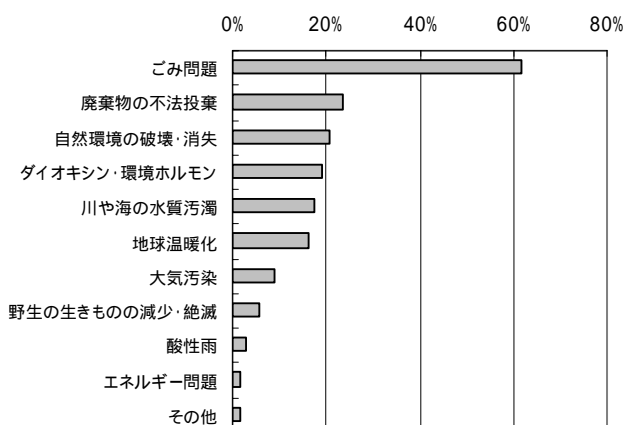
世帯あたり人数：2.4 人/世帯

人口密度：630 人/km²

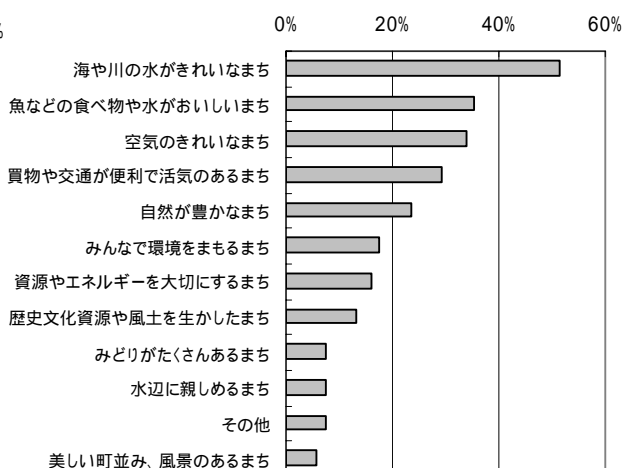
65 才以上人口割合：20.8%

環境アンケートの結果(H14.6 実施)

興味・関心のある環境問題は？



50年先の望ましい環境は？



環境の現状

土地利用

- ・ 地区内は丘陵部と低地部とが明確に分かれていることもあり、宅地は千鳥ヶ浜・大毛海岸沿いと高島地区、土佐泊等に比較的まとまって立地している。西地区の平地は市街化区域に設定されており、特に高島地区は、塩田跡地の再開発で新たに住宅地が整備されており、今後とも人口が増えることが推測されるが、現状では未利用地も目立つ。
- ・ 土佐泊浦は観光関連の施設が多く、特に鳴門公園から鳴門北ICにかけて集中している。海岸沿いでは畑も多く、ラッキョウが特産となっている。

自然環境

- ・ 千鳥ヶ浜、大毛海岸等、東側の海岸線に続く砂浜、鳴門公園や竜宮の磯、夫婦岩等の岩礁地帯、小鳴門海峡、ウチノ海、スクノ海等の内湾等、変化に富む海辺環境がある。また、大毛山、三ツ石山、長崎山等の丘陵部は比較的まとまった樹林となっている。国指定の文化財である名勝鳴門、県指定文化財（天然記念物）である飛島のイブキ群落がある。
- ・ 鳴門海峡はタカ類の渡りのルートとして知られており、鳴門公園では毎年秋にタカの渡りの調査も行われている。
- ・ ウチノ海、スクノ海、海峡、外海等々、多様な海域環境がある。ウチノ海やスクノ海等にはアマモ場が発達しており、魚の繁殖や生育にとって貴重な環境となっている。

生活環境

- ・ 大毛海岸沿い等の東部地区、鳴門教育大学や鳴門ウチノ海総合公園がありかつて塩田が広がっていた西部地区、小鳴門海峡沿いの土佐泊浦地区等、地区ごとの特色がはっきりしている。本四道路周辺下、高島地区等で不法投棄が多く問題となっている。
- ・ 観光施設の立地が進んでおり、道路渋滞や駐車場の確保が課題となっている（鳴門公園）。
- ・ 高島地区一帯における宅地化、道路の整備等が進んでおり、環境が大きく変化している。

地域資源

- ・ 鳴門公園、渦の道、大塚国際美術館は、市内でもっとも多くの観光客の訪れる場所となっている。
- ・ 鳴門教育大学が立地する。

- ・瀬戸町から小鳴門大橋をわたる際に前面に広がる海辺の眺望は景観の美しいところでもある。
- ・国指定文化財である福永家住宅ほか、土佐泊城跡、紀貫之の遺跡（土佐泊浦）等、市指定文化財がある。
- ・大毛海岸一帯は、海水浴やサーフィン等、海浜レクリエーションの拠点となっている。
- ・平成 15 年にオープンした鳴門ウチノ海総合公園（県立）は、新たな市民のレクリエーションと憩いの場、活動の拠点となっている。
- ・高島と土佐泊の二カ所に、撫養町と連絡する渡船が現在でも運行しており、市民の日常の足として利用されている。

環境の課題

高島地区の新しい地域づくりが進んでおり、年々環境が変化している。海辺環境の保全（自然海岸の保全、漂着ごみ対策等）が求められている。観光産業と環境の調和に関する意識の向上と取り組みが必要と考えられる。神戸淡路鳴門自動車道の開通による沿線自然環境への影響が懸念される。自然海岸の減少、海辺への廃棄物の漂着による野生生物への影響が懸念される。丘陵部の土砂採掘による自然環境や景観の悪化が懸念される。

望ましい環境像

美しい自然景観を守り活かす、 環境と観光が調和するまち

小鳴門大橋を越えると目の前に広がる鳴門町とウチノ海、瀬戸町に至る島々等の美しい景観、そして渦潮。鳴門地区は海を背景とした景観と自然環境に恵まれた地区です。豊かな自然環境に支えられた観光の持続的な活性化をはかるためにも、自然環境を積極的に保全するとともに、観光事業における環境負荷の低減に努めます。

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの方針

【基本方針1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】

- ・あたらしいまちづくりにおける鳴門らしさの検討
- ・鳴門教育大学の学生への環境づくりへの参加呼びかけの推進

【基本方針2：生存基盤としての自然を守り、活かす】

- ・海辺の生態系の保全
- ・生きもののサンクチュアリとしてのスクノ海保全の検討
- ・沿岸域における漂着ごみや投棄ごみ清掃活動の市民参加による推進
- ・大毛山等の山の自然環境の保全、再生
- ・二才川における自然再生の検討
- ・環境調和型観光として、環境への負荷の少ない事業の検討
- ・釣りや養殖における環境への負荷の低減によるウチノ海の保全
- ・農業の活性化のための農作物のブランド化の検討
- ・事業者や住民と連携した環境負荷の少ない観光産業のあり方の検討と実践

【基本方針3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】

- ・鳴門公園への車両乗り入れ規制の提案等、国立公園地域内における自然環境保全方策の検討、推進
- ・不法投棄対策の推進
- ・下水道の整備促進、合併浄化槽の設置奨励と家庭からの排水負荷低減に関する普及啓発の推進
- ・鳴門ウチノ海総合公園等を拠点とした、環境学習・環境活動の推進

人口及び世帯数は平成 15 年 3 月 31 日現在



ウチノ海
(海中)
アマモ場



名勝・鳴門
渦潮は全国的な名所であり、鳴門公園には多くの観光客が訪れる



スクノ海
冬鳥の休息の場ともなっている



千鳥ヶ浜
鳴門町東側には砂浜が続いている



鳴門教育大学
周辺には学生寮なども立地する



竜宮の磯
多様な海辺の生物が見られ、自然観察会もよく行われる



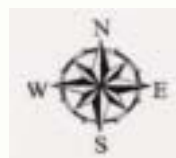
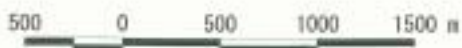
福永家住宅(塩田公園)
製塩が盛んであった頃を伝える
国指定文化財



ウチノ海総合公園
市民の憩いとレクリエーションの場となっている

- ゴルフ場
- 果樹園
- 海岸植生
- 海浜
- 開放水域
- 乾性草地
- 工場
- 市街地
- 湿性草地
- 人工林
- 水田・ハス田
- 造成地
- 竹林
- 低地常緑広葉樹林
- 低地低木林
- 低地落葉広葉樹林(里山林)
- 畑・牧草地
- 緑の多い住宅地

鳴門町



瀬戸町

面積：14.24 km²

世帯数：2,110 世帯

人口：5,572 人

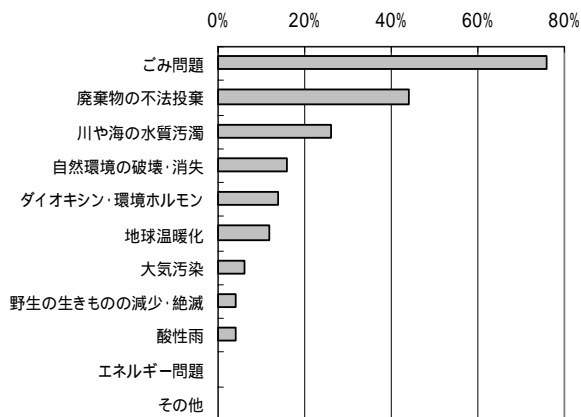
世帯あたり人数：2.6 人/世帯

人口密度：391 人/km²

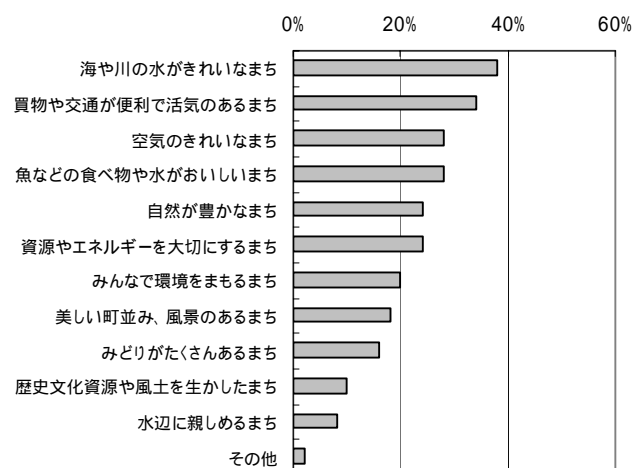
65 才以上人口割合：26.8%

環境アンケートの結果(H14.6 実施)

興味・関心のある環境問題は？



50年先の望ましい環境は？



環境の現状

土地利用

- 海沿いの地域に漁港が分散して分布している。丘陵部も多く、住宅や集落は主に海辺の平地や川沿い等に作られている。
- 地域南部は工業団地用地の確保と誘致が進められている。日出湾ではマリンスポーツの拠点としての海浜リゾート整備計画がある。

自然環境

- 日出や大島田等の地域には、樹林、農地、ため池、塩性湿地等の環境があり、生きものにとっての重要な環境がある。特に大島田では、田んぼと休耕地（ヨシ原）がモザイク状に分布しており、良好な環境となっている。
- 島田島の山林は照葉樹林が多く、また河川や水路では吉野川流域では見られない水生生物も確認されている。
- 日出地域は、湿地や海岸性の微妙な環境が豊かで多様な生物の生息・生育を可能にしているが、わずかな改変により失われる可能性が高いと考えられる。日出湾奥は、元々は干潟の出現する場所であったが、埋め立てによって消失した。

生活環境

- 海沿いには、漁港が点在し、漁港を中心に集落が広がっている。集落を縫うように走る道は細いが、漁村らしい風情のある町並みとなっている。

地域資源

- 鳴門スカイラインからは、ウチノ海やそれを取り巻く山並みの眺望が美しく、遠く鳴門町や撫養町方面も見渡せる。特に四方見展望台からの眺望は美しく、訪れる人が絶えない。
- 堂浦地区を中心に、観光用屋形釣り漁業が盛んに行われている。ウチノ海に浮かぶ屋形は、景観の一部となっている。
- 黒く浮き出る島々の後ろに沈む夕日等、多様で美しい海辺の景観が特徴となっている。

環境の課題

海辺に漂着ごみが多く景観を害している。
 谷間等、人目につきにくい場所への不法投棄が増えている。
 市内でも景勝の地である四方見展望台が市民にもあまり知られていない。
 海辺の開発が四方見展望台からの眺望を損ねている。

望ましい環境像

青く澄んだ海と空を 近くに感じるまち

スカイライン及び四方見展望台からのウチノ海や海峡の景観は、豊かな自然環境と人の営みとの調和が生み出した景観でもあります。この美しい景観を保全するとともに、海や空への負荷を抑え、潤いのある漁港環境の実現を目指します。

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの方針

【基本方針1:まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】

- ・ 景観を阻害しないまち並み景観指針の検討
- ・ 海辺の景観を阻害している土砂採石場における自然再生の検討
- ・ 地域コミュニティの充実

【基本方針2:生存基盤としての自然を守り、活かす】

- ・ 市街地後背の丘陵樹林地の保全
- ・ 日出地域、大島田地域の農業と調和した自然環境の保全と環境保全型農業の支援
- ・ 農地の保全
- ・ 眺望の良いスカイラインを軸とした景勝地としてのPRの推進

【基本方針3:環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】

- ・ 不法投棄対策の推進
- ・ 海辺の漂着ごみの清掃の実施
- ・ クリーンセンター（新焼却場）等を拠点とした、環境学習・環境活動の推進
- ・ 海辺と港の景観を活かした、潤いあるまちづくりの推進

人口及び世帯数は平成15年3月31日現在



北泊(漁港)
海辺まで傾斜地が迫っている



田んぼ(大島田)
田と休耕田がモザイク状になっている



自然海岸(室)
美しい海岸も残っている。漂着ごみが多く、住民による清掃活動が行われている。



ウチノ海(四方見展望台より)
景勝地であり、釣りや養殖が盛ん



日出港
湾奥にはハマボウの自生地がある



小鳴門公園
高台にあり、小鳴門海峡の見晴らしの良い公園

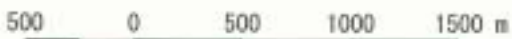


明神付近の家並み
斜面地に形成された住宅地

【凡例】

- ゴルフ場
- 果樹園
- 海岸植生
- 海浜
- 開放水域
- 乾性草地
- 工場
- 市街地
- 湿性草地
- 人工林
- 水田・ハス田
- 造成地
- 竹林
- 低地常緑広葉樹林
- 低地低木林
- 低地落葉広葉樹林(里山林)
- 畑・牧草地
- 緑の多い住宅地

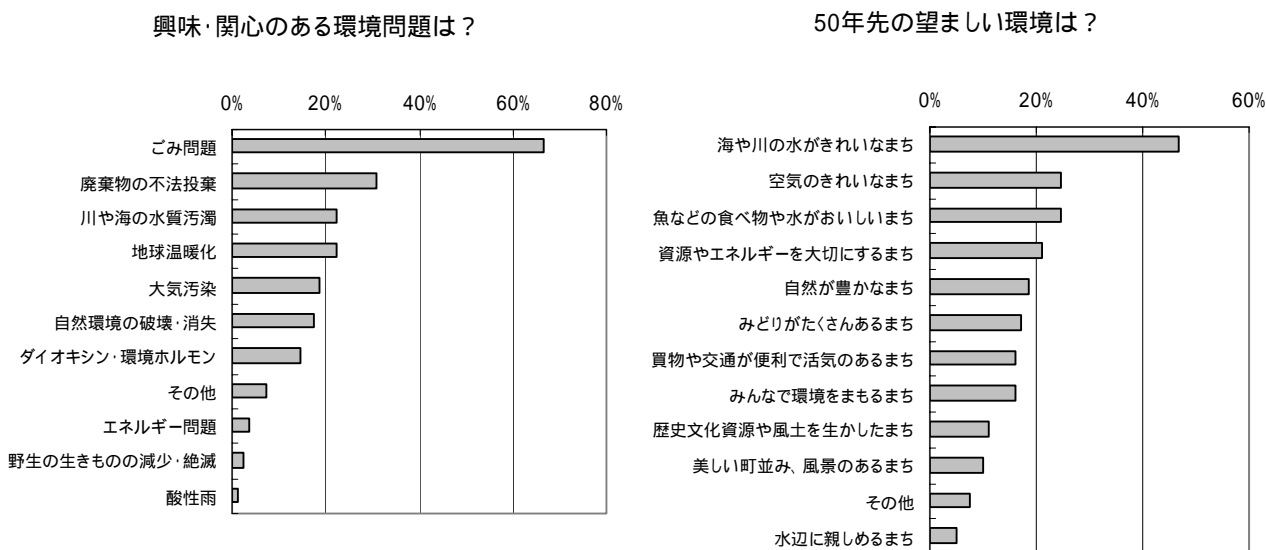
瀬戸町



大津町

面積：12.69 km ²	世帯数：2,982 世帯
人口：8,764 人	世帯あたり人数：2.9 人/世帯
人口密度：691 人/km ²	65 才以上人口割合：19.0%

環境アンケートの結果(H14.6 実施)



環境の現状

土地利用

- ・低地部を蛇行して流れる大谷川沿いには、かんしょ、日本梨、レンコン等の畑が一面に広がり、生産性の高い農業地域となっている。
- ・国道 11 号線及び 28 号線沿いに商業・サービス施設や住宅等、その交通の利便性の高さから新たな土地開発が進みつつある。

自然環境

- ・低地部を流れる大谷川は、昔ながらの大きく蛇行した流れを残している。
- ・農業用水路の多くは護岸のコンクリート化や水質の汚濁、ごみ投棄が目立つが、コンクリート化した水路の一部では今でもわずかではあるがオニバスの自生が見られる。
- ・農業用水路の一部は、昔ながらの土水路が残されており、小さいながらも多様な生きものの生息がみられる空間となっている。
- ・農地が広がっているために目立たないが、緑地は非常に少ない。
- ・地区北部の山間部からは大代谷川が流れ出ており、源流部にはため池も見られる。
- ・地域南部は、旧吉野川が流れ出ており、ところどころにアシ原が形成されて小魚の生息空間となっている。干潮時には干潟が現れる。

生活環境

- ・地域のほぼ中央を東西に渡って広幅員の農道が走っている。
- ・地域内を河川や農業用水路が縦横にめぐっており、身近に水辺がある環境となっている。
- ・南北方向には、国道沿いに路線バスが通っている。

地域資源

- ・県指定文化財である史跡、大代古墳がある。四国横断道の路線上にあり、大代古墳を保全するため、古墳部分はトンネル化された。
- ・山麓部には、薬師堂、勝福寺、諏訪神社、加久美神社、八坂神社等、多くの社寺が分布している。

環境の課題

四国横断道路により、樹林地が分断された。
旧吉野川河口部の干潟面積が縮小している。
土砂採掘による山の自然環境の消失が進んでいる。
身近な水辺の自然環境や生活環境上の潤いが失われる傾向にある。

望ましい環境像

農と水が暮らしの中に生きるまち

大谷川、新池川、そして旧吉野川と、一部の山間部を除けば河川に囲まれており、水と暮らしが身近にある地域と言えます。身近な水辺環境を見直し農業用水路や河川の自然を保全・再生するとともに、そうした水辺環境を生かした暮らしの場づくり、身近な環境学習・教育の拠点づくりにより、農業や水が暮らしの中に溶け込んだ地域づくりを目指します。

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの方針

【基本方針1:まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】

- ・ 水辺を軸とした地域づくりの検討
- ・ 地域コミュニティの充実

【基本方針2:生存基盤としての自然を守り、活かす】

- ・ 身近に多く存在している水辺環境（水質、生態系）の保全・再生
- ・ 農地の保全と環境調和型農業の奨励
- ・ 道路整備における樹林地の連続性の確保
- ・ 開発計画におけるミティゲーションの検討
- ・ 旧吉野川河口部の干潟再生の検討

【基本方針3:環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】

- ・ 生活排水負荷の低減
- ・ 河川への不法投棄対策の推進

人口及び世帯数は平成 15 年 3 月 31 日現在



農業用水路
生き物が多くみられる昔ながらの水路



ナシ畑と水路
4月には辺り一面白いきれいな花が咲く



水路(矢倉)
オニバスが自生する水路



旧吉野川(天津橋)
岸边には所々アシ原がある



レンコン田
大谷川沿いに広がっているレンコン田



大谷川下流
農地の間を大きく蛇行しながら流れている

【凡例】

	ゴルフ場
	果樹園
	海岸植生
	海浜
	開放水域
	乾性草地
	工場
	市街地
	湿性草地
	人工林
	水田・ハス田
	造成地
	竹林
	低地常緑広葉樹林
	低地低木林
	低地落葉広葉樹林(里山林)
	畑・牧草地
	緑の多い住宅地

大津町



500 0 500 1000 1500 m

北灘町

面積：30.66 km²

世帯数：930 世帯

人口：2,739 人

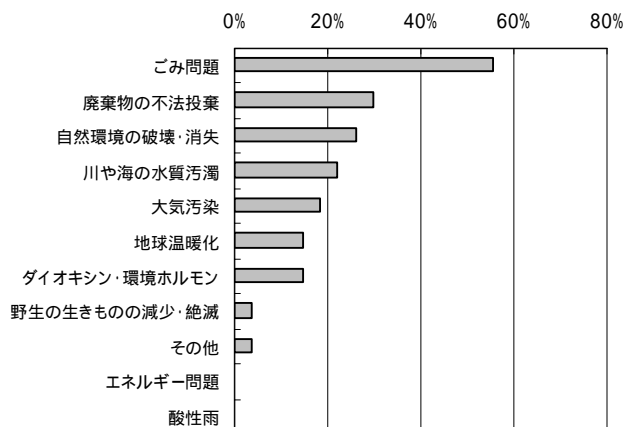
世帯あたり人数：2.9 人/世帯

人口密度：89 人/km²

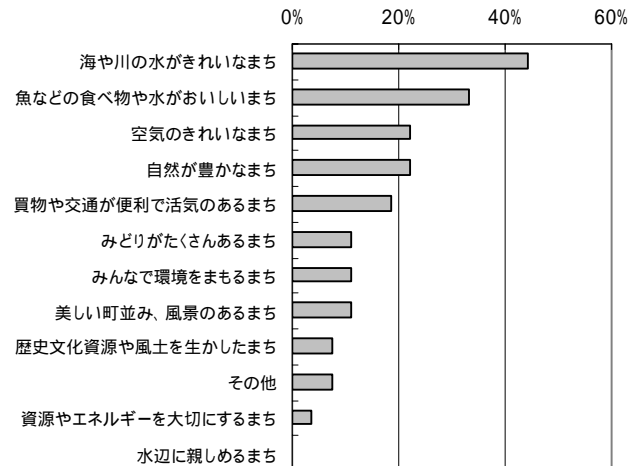
65 才以上人口割合：30.0%

環境アンケートの結果(H14.6 実施)

興味・関心のある環境問題は？



50年先の望ましい環境は？



環境の現状

土地利用

- 山が海辺まで迫っており、地区の面積のほとんどが樹林地となっている。集落や農地は瀬戸内海に流れ込む川沿いに細長く分布している。
- 事業所や商業施設等は、主に海辺の国道11号線沿いに立地している。
- 河川沿いに農地が開けているが、河川や地下水にも潮の影響があり、用水の確保は容易ではなかった。

自然環境

- 川沿いに分布し山に囲まれた静かな地区であったが、近年は野生のイノシシやサルによる農作物への被害が著しくなっている。
- 川は日常的には水量は少ないが、海が近いこともあって満潮時等は水の流出先がなく川があふれていた。現在では川の多くはコンクリート護岸となり、水辺へは近づきにくくなっている。
- 櫛木川・折野川等のホタル生息地では、地域住民による保全活動等も行われている。折野川は通常は下流部で流水が見られず、砂礫地となっており、潮の満ち引きによる海水の流入に依存する植物の生育が見られるが、帰化植物の繁茂が進んでおり、漂着ごみも多い。
- 葛城神社（粟田）周辺の暖地性植物群落、鬼骨寺（折野）のイブキ等は市指定の文化財であるが、暖地性植物群落の面積は限られている。折野川河口部は、通常は流水が見られない等、地域特有の環境となっている。
- 大須、暮浦から大坂越にかけての地域が瀬戸内海国立公園地域に指定されているほか、大麻山に至る折野地区一帯は大麻山県立自然公園に属している。

生活環境

- 幹線道路が海辺を走り集落内に入ってこないことから、安全で静かな生活環境が保たれている。
- 冬季季節風による高波の影響が大きく、海岸線や港の護岸、防波堤等の整備が進められている。
- 海辺には漂着ごみが目立ち、景観や環境を阻害している。

地域資源

- ・ 眼の神様としても知られる葛城神社の祭事「ねり」は市指定の文化財である。
- ・ 海沿いの景観や旧国道の跡地を活用した“うずしおロマンチック海道”として、観光資源の活用への取り組みが進められている。

環境の課題

近年、野生のサル、イノシシによる農作物の被害が増大している。
大規模ゴルフ場の整備等による山間地域の生物生息環境が分断されている。
道路や堤防の整備による海と山、海と人のつながりが分断されている。
海辺の漂着ごみが非常に多く、景観を損ねるとともに、野生の生き物にも悪影響があると推測される。

望ましい環境像

山と海を育み、 ゆっくり豊かに流れる時間のあるまち

播磨灘に面し、背後に阿讃山脈を背負い、山と海が日常生活の中にとけ込んでいる地域です。美しい海岸線と山林を保全し、環境と調和した活力あふれる漁業の町として地域づくりを進めるとともに、野生の生きものとの共存を模索するための取り組みをはかります。また、車の通行に妨げられることのない、静かで安全な集落環境の保全に努めます。

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの方針

【基本方針1:まち全体を考えよう】

- ・ 都市計画区域外である北灘町における土地利用・自然環境保全方針の検討
- ・ 地域コミュニティの充実

【基本方針2:生存基盤としての自然を守り、活かそう】

- ・ 阿讃山脈から続く緑の回廊の保全・再生
- ・ 食害対策としての野生動物の個体数管理の検討
- ・ 野生の生きものの生態等についての普及啓発

【基本方針3:環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進めよう】

- ・ 不法投棄対策の推進
- ・ 地区で行っている民俗芸能等のイベントの情報発信の推進

人口及び世帯数は平成 15 年 3 月 31 日現在



海辺(折野)
海岸沿いに国道 11 号線が走り、旧道を活かした「うずしおロマンティック海道」整備が進んでいる



漁業
沿岸域では養殖も行われている



葛城神社
市文化財の暖地性植物群落がある

折野川河口
礫浜が続いている。

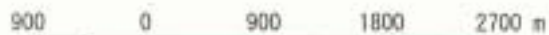


【凡例】

- ゴルフ場
- 果樹園
- 海岸植生
- 海浜
- 開放水域
- 乾性草地
- 工場
- 市街地
- 湿性草地
- 人工林
- 水田・ハス田
- 造成地
- 竹林
- 低地常緑広葉樹林
- 低地低木林
- 低地落葉広葉樹林 (里山林)
- 畑・牧草地
- 緑の多い住宅地



北灘町



サルが大根をかじった跡(大須)
近年サル、イノシシによる食害が増えている



棚田(折野川沿い)
谷筋に田んぼが広がっている



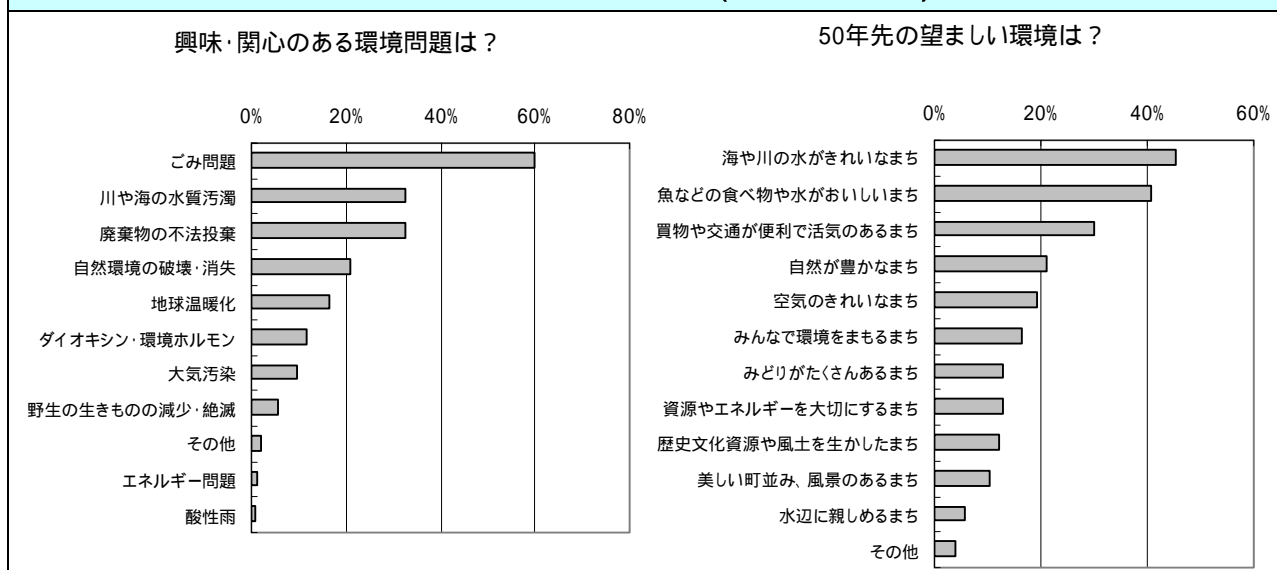
粟田
川沿いに細長く集落と農地が続く



楯木川
夏にはホタルがみられる

大麻町	面積：48.17 km ²	世帯数：4,607 世帯
	人口：13,038 人	世帯あたり人数：2.8 人/世帯
	人口密度：271 人/km ²	65 才以上人口割合：25.0%

環境アンケートの結果(H14.6 実施)



環境の現状

土地利用

- ・低地には農地（主にハス田、水田）が広がり、撫養街道沿いに古くからの集落や商店、事業所、社寺が立地している。
- ・川沿いの傾斜地は果樹園（柑橘類、柿）として活用されている。ドイツ館を中心とした地域づくりが徐々に進められている。

自然環境

- ・市の自然環境のシンボルである大麻山を中心に豊かな自然環境としての樹林地がある。
- ・谷筋の埋立てや不法投棄等で環境が悪化しつつある。
- ・山のふもと近くには多くのため池が見られ、姫田の中池のオニバスは市指定の文化財である。
- ・旧吉野川、板東谷川、大谷川、樋殿谷川、そしてレンコン田、水田、農業用水路等、水辺環境が多様で、水辺の生きものも多い。
- ・大麻山は県立自然公園地域にも指定されている自然環境豊かな地域であり、登山道の整備や利用に際しては、生態系への影響を配慮していく必要がある。大麻比古神社には市文化財の楠の巨木をはじめ、巨樹が多く見られる。
- ・大谷川上流部のゲンジボタル発生地は、市文化財に指定されており、地域住民による保全のための活動も行われている。
- ・板東谷川と旧吉野川の合流点のワンドは、流水域にあって止水環境を提供しており、生物にとって貴重な空間となっている。

生活環境

- ・撫養街道沿いに立地している旧集落と傾斜地を切り開いて整備した大規模住宅団地があり、異なった生活環境を呈している。
- ・四国横断道が建設されたことで、地域の景観が大きく変わった。

地域資源

- ・四国八十八ヶ所の一番札所である霊山寺と二番札所の極楽寺が撫養街道沿いにある。
- ・登り窯等も残る歴史ある大谷焼は、鳴門の特産としても名を知られている。また、焼き物の原料である粘土を使用した瓦（姫田瓦）の生産等も行われている。
- ・大麻比古神社、宇志比古神社、森崎の貝塚（大谷）、池谷宝幢寺古墳、天河別神社古墳、大谷の藩

窯跡等の歴史的な文化財がある

- ・板東俘虜収容所がかつてあったことから、日本ではじめてベートーヴェンの「第九交響曲」が演奏された地としても知られ、俘虜収容所の歴史を伝えるドイツ館、ドイツ兵俘虜達がハイキングしたと言われる山道、めがね橋、バラッケ（収容施設）を移築した小屋等々、ドイツにまつわる歴史文化資源も多く、これらの資源を活かした地域づくりが進められている。
- ・桧地区には大規模住宅団地“リュウネの森”がある。
- ・鳴門インターチェンジに近く、ドイツ館や霊山寺等の観光資源も多いことから、今後益々交通量が増加することが想定される。
- ・“阿波まほろば～こころ交響の郷～”として、霊山寺、極楽寺、ドイツ館、賀川豊彦記念館、大麻比古神社等、板東谷一帯の地域において、地元住民による歴史に視点をあてた地域おこしへの取り組みが行われている。
- ・猿の墓、獺師の墓等の、いにしえよりの言い伝えの残る民話の山があり、地域住民によって地域資源としての活用がはかられている。
- ・土曜市やフォーラムの開催等、地域住民主体による地域活性化への取り組みが行われている。

環境の課題

四国横断道路の建設により生活環境、自然環境が分断されている。
旧吉野川と板東谷川合流点付近に残されている良好な自然環境の保全と、水質の改善。
谷の埋め立て、残土埋め立て、工事に伴う土砂の流出等による板東谷川、中谷川流域の自然環境の劣化・消失による野生生物への影響、水質汚濁等が懸念される。
谷筋や河川敷等への不法投棄が目立つ。
山麓地域の開発、水路の改修等による湿性環境の減少が進んでいる。

望ましい環境像

豊かな自然環境と農の風景の中に 異国情緒を感じるまち

大麻山は地域の景観的なシンボルであり、多くの河川が流れ出す源でもあります。また、低地部は多くの河川が蛇行し、入り組んで流れ、その間にレンコンやかんしょの畑、田んぼ等が広がっています。

大麻山と旧吉野川に育まれた豊かな自然環境を保全するとともに、地域の地形や気候を生かした環境と調和した農業の推進に努めます。

また、ドイツ館や大谷焼のある地域を中心とした、日本の歴史文化と融合した流行に流されない地域づくりを進め、撫養街道等、他地区ともネットワークしていきます。

望ましい環境像の実現に向けた取り組みの方針

【基本方針1：まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める】

- ・自然環境と、ドイツ館やめがね橋等の歴史文化施設との調和ある景観づくり

【基本方針2：生存基盤としての自然を守り、活かす】

- ・山の環境の保全
- ・農地の保全と環境調和型農業の推進
- ・板東谷川や中谷川、旧吉野川等、河川及び流域の自然環境の保全
- ・地域の自然環境を活かしたドイツ館周辺整備の推進
- ・大麻山登山道を自然観察路としての保全、適正な維持管理、環境学習の場としての活用
- ・大谷焼や民話の山等、地域の自然環境を生かして伝わる歴史文化の保全と周知

【基本方針3：環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める】

- ・合併浄化槽の整備等、生活排水負荷軽減の推進
- ・畜産汚物、汚泥等の不法投棄対策の推進
- ・姉妹都市との環境づくりについての情報交換の推進

人口及び世帯数は平成 15 年 3 月 31 日現在



リューネの森
新しく整備された住宅団地



ドイツ館
地域づくりのシンボリック的存在でもある



ドイツ橋



大谷川上流
ゲンジボタルが生息する



ハス田(松村)
一面のハス田は市民の原風景でもある



霊山寺
四国八十八ヶ所の一番札所



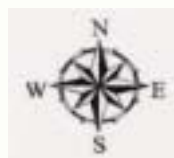
大麻山をのぞむ(松)
水田が広がり社寺林も見られる



旧吉野川(板東谷川合流部)
ワンド状になっている

大麻町

900 0 900 1800 2700 m



【凡例】

- ゴルフ場
- 果樹園
- 海岸植生
- 海浜
- 開放水域
- 乾性草地
- 工場
- 市街地
- 湿性草地
- 人工林
- 水田・ハス田
- 造成地
- 竹林
- 低地常緑広葉樹林
- 低地低木林
- 低地落葉広葉樹林 (里山林)
- 畑・牧草地
- 緑の多い住宅地

第7章 計画推進の考え方



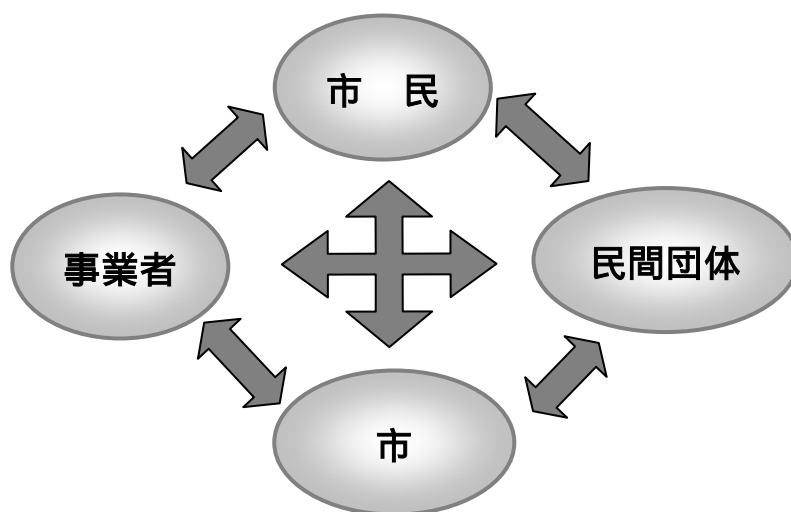
コチドリの卵

第7章 計画推進の考え方

1 計画推進における各主体の役割とパートナーシップ

(1) 鳴門市の環境を支える主な主体

本市の環境の恩恵を受けたり、影響のあるすべての人が、環境づくりを担う主体であると考えられます。そうしたすべての主体を大まかに「市民」、「市」、「事業者」、「民間団体」の4つに分けて考えることとします。



目指すべき環境像や取り組み目標を実現するためには、例え一つひとつは小さな取り組みであっても、多くの人々が着実に取り組みを進めていくことが重要です。

また同時に、環境づくりに関わるあらゆる主体が、それぞれの役割を認識し自立した取り組みを進めつつ、それぞれの取り組みの目的を共有し、お互いの役割や立場の尊重・信頼にもとづくパートナーシップ（協働・連携・協力）をはかっていくことが必要です。

(2) 取り組みの考え方

環境への取り組みを進める上で、「知る・考える」「行動する」「伝える・共有する」の3つを取り組みのキーワードとします。

- 「知る・考える」 …なぜ、環境問題が問題なのか、自らの生活・事業活動等とどうかかわりがあるのか、何ができて何をすべきなのか等について、知り・考える。
- 「行動する」 …それぞれの立場で取り組みを進める。
- 「伝える・共有する」…知ったこと・考えたこと、行動したこと等を広く伝え、考えや思い、行動を多くの人と共有する。

(3) 各主体の役割

「市民」「市」「事業者」「民間団体」のそれぞれの主体が、それぞれの役割を認識し、互いに尊重・協働しながら、「知る・考える」、「行動する」、「伝える・共有する」ための取り組みを進めていきます。

各主体の役割と取り組みを進める上での考え方について、以下に示します。

なお、ここに示すのは、あくまでも基本的な考え方です。環境づくり、環境への取り組みは“こうでなくてはいけない”という絶対則はなく、また、我々が生きていく以上、全く環境に負荷をかけないことはありません。それぞれの主体が、それぞれできること、すべきことを考え、自らのバランスのもとで小さくても取り組みを継続していくことが大切です。

市民：本市で暮らし、働き、学ぶ人、及び本市を訪れる観光客も含め、あらゆる鳴門市にかかわる個人

本市には、市外・県外から多くの観光客が訪れる観光地があり、観光客が本市の環境に与える影響は少なくないと考えられます。したがって、通常市民として考えられる市内在住、在勤、在学の者に加えて、本市の環境づくりを担う市民の一員として位置付け、協力を呼びかけて行きます。

【市民の役割】

■ 知る・考える

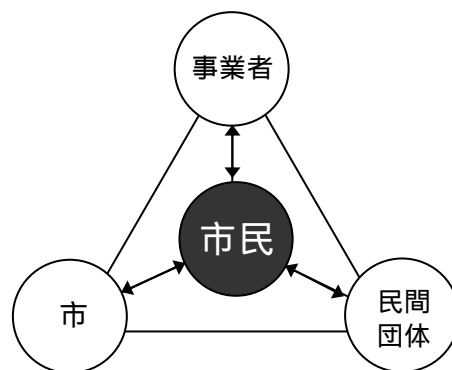
- ・ マスコミ、行政、民間団体等が公開・提供する情報に関心を持ちます。
- ・ 環境問題を自らの問題として自覚し、日常の暮らしのあり方（ライフスタイル）を見直します。

■ 行動する

- ・ 日常生活の中で持続可能な暮らし方を実践します。
- ・ 市や民間団体等が実施する講演会、自然観察会、環境管理等、さまざまな活動やイベント等に参加・協力します。

■ 伝える・共有する

- ・ 自らが知ったこと、考えたこと、行動したことを家族や友達等と話したり、考えを伝えることを通じて、共有に努めます。



市：市役所及び関係機関の職員

本市の環境づくりを総合的かつ計画的に進めるため、各部局・各課間の連携をはかりつつ、率先的な取り組みに努めます。

【市の役割】

■ 知る・考える

- ・ 環境に関する情報を収集し、他自治体とも情報交換に努めます。

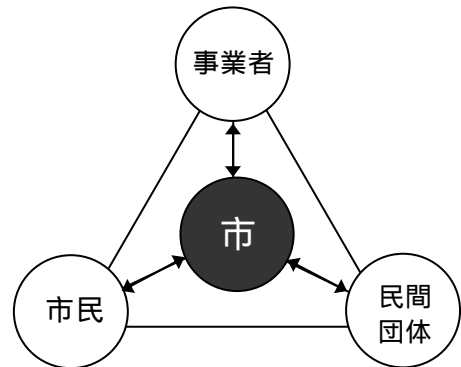
■ 行動する

- ・ 当該計画を基本として、本市の環境づくりを先見の明を持って進めていきます。
- ・ 国や県との連携・協力により広域的な環境の中での取り組みに努めます。

- ・ 一事業者として、公共事業や事務作業等における率先的な取り組みを進めます。

■ 伝える・共有する

- ・ 収集した環境情報を市民、事業者、民間団体に伝え、共有に努めます。



事業者：市内に事業所を持つ事業所及びその従業員

本市内には、多くの事業所があります。事業所に勤める職員は、必ずしも本市内で暮らしているとは限りませんが、土地利用や製造・販売等々の事業活動を通じて、本市の環境と密接な関係にあります。

【事業者の役割】

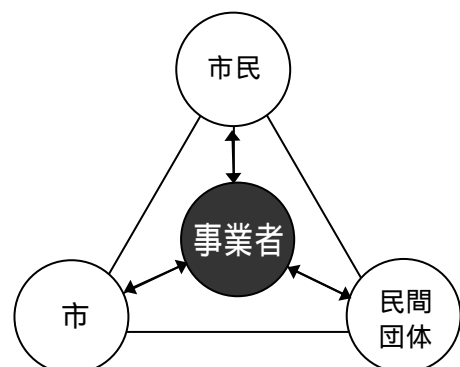
■ 知る・考える

- ・ 市の環境の現状や市の施策に関心を持ち、認識を深めます。
- ・ 自らの事業活動が環境に与える影響、負荷について把握・認識します。

- ・ 環境影響を少なくするための技術開発や仕組みの工夫に努めます。

■ 行動する

- ・ 環境への負荷を抑えた事業活動に努めます。



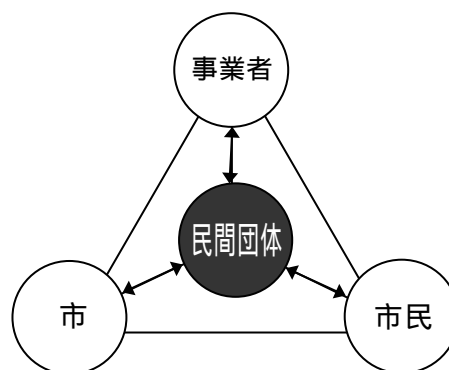
- ・ 市や市民、民間団体の取り組みを理解するとともに、参加・協力を努めます。
- ・ 自らが主体となって取り組みを展開する等、地域の環境づくりへの貢献に努めます。
- 伝える・共有する
 - ・ 事業者としての環境への取り組みの紹介や情報の公表に努めます。

民間団体：地域の関連団体（自治振興会、婦人会等々）や本市内を活動の場とする環境づくりを目的とするNPO、市民グループ等

市内には、多くの団体、グループがあります。環境に関わる活動を行っている、いないに関わらず、環境への負荷を抑え、環境づくりに貢献する活動を進めます。

【民間団体の役割】

- 知る・考える
 - ・ 地域の自然環境の情報等、活動に関わる情報の収集に努めます。
 - ・ 行政の取り組みについて関心を持ち、必要に応じて提言等も行います。
- 行動する
 - ・ 地域の環境保全活動に積極的に取り組みます。
 - ・ 環境負荷の少ない活動に努めます。
 - ・ 市の施策への参加・協力を努めます。
 - ・ 市と市民との間をつなぐ役割をになうための取り組みを行います。
- 伝える・共有する
 - ・ 収集した情報については、市や市民、事業者等にも伝え、共有をはかります。

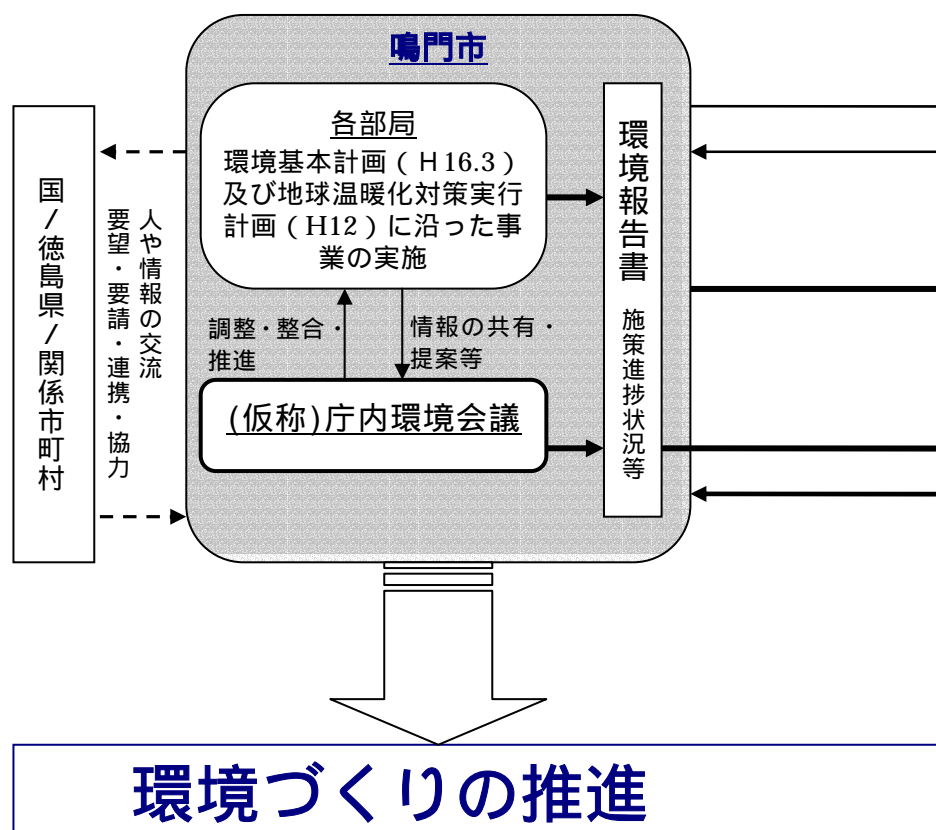


(4) 広域的な連携の推進

環境問題の解決や環境づくりの推進に不可欠な広域的な視点からの取り組み、境界のない環境づくりを効果的に推進していくため、国や県、近隣の地方自治体、吉野川流域の地方自治体等、環境の特性を考えた広域的な連携による取り組みを推進していきます。

- ・ 国、県との連携・協力による取り組みを推進します。
- ・ 阿讃山脈、吉野川流域等、環境構造の特性に応じた関係自治体との連携をはかり、自然環境のまとまりや生態系・水脈等のつながり等に配慮した取り組みの推進に努めます。
- ・ 四国4県における連携した取り組みの推進をはかります。
- ・ 瀬戸内海沿岸自治体による連携をはかり、瀬戸内海及びその沿岸の環境づくりを推進していきます。

図 7-1 計画推進のための体制

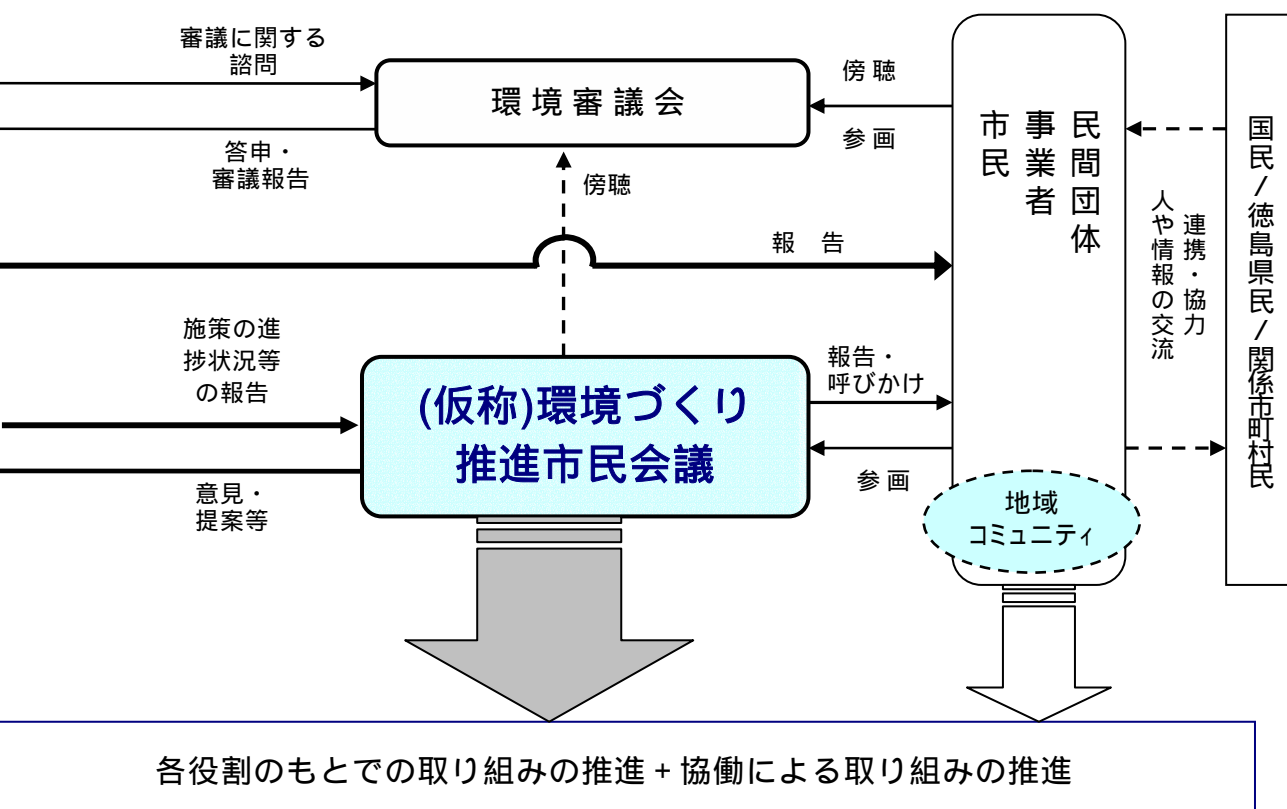


2 計画推進のための体制

計画の推進にあたっては、市、市民、事業者及び民間団体それぞれが、それぞれの役割を認識し、協働（パートナーシップ）による取り組みの推進をはかっていくため、以下のような体制づくりを進めます。

取り組みの実行をはかる市、市民、事業者、民間団体等の各主体が、それぞれ自立し、対等な立場のもとでパートナーシップ（協働）による取り組みを推進していくことによって、本計画の実効性を高めるとともに、持続的・効果的な推進をはかります。

また、各組織の設置については、計画検討過程における検討組織の発展的な活用等、持続可能な組織づくりにも配慮します。



環境審議会

本市における環境施策の取り組みの実施状況を把握し、計画の推進のための方向性について、専門的な観点から審議する場として設置します。

審議委員は、学識経験者、公共的団体、関係団体（事業所・市民団体）及び公募市民によって構成されます。（「鳴門市環境審議会設置条例」）

（仮称）環境づくり推進市民会議

市民、民間団体等が参画し、環境基本計画の進捗状況や、取り組み施策について、市民の立場から検討する組織として、「（仮称）環境づくり推進市民会議」を設置し、継続的な市民参加と充実をはかります。

（仮称）庁内環境会議

市の施策として、また一事業所としての率先行動によって環境基本計画を推進していくための組織として、「（仮称）庁内環境会議」を設置します。

「（仮称）庁内環境会議」は、「鳴門市環境基本計画」及び「鳴門市地球温暖化対策実行計画」に基づいた取り組みの進行管理について、部課間での調整・整合をはかるとともに、連携した取り組みの推進をはかります。



なると環境市民会議

3 計画推進のための仕組み

取り組みを“持続可能”とし、計画の実効性を高めるため、また計画を円滑かつ効果的に進めるため、計画を進行管理する仕組みが必要です。

本計画に基づく施策の進捗状況や、目標の達成状況を定期的に把握・評価し、施策や目標、更には必要に応じて計画内容の見直しを行うことによって、継続的に取り組みが推進される仕組みづくりを行います。

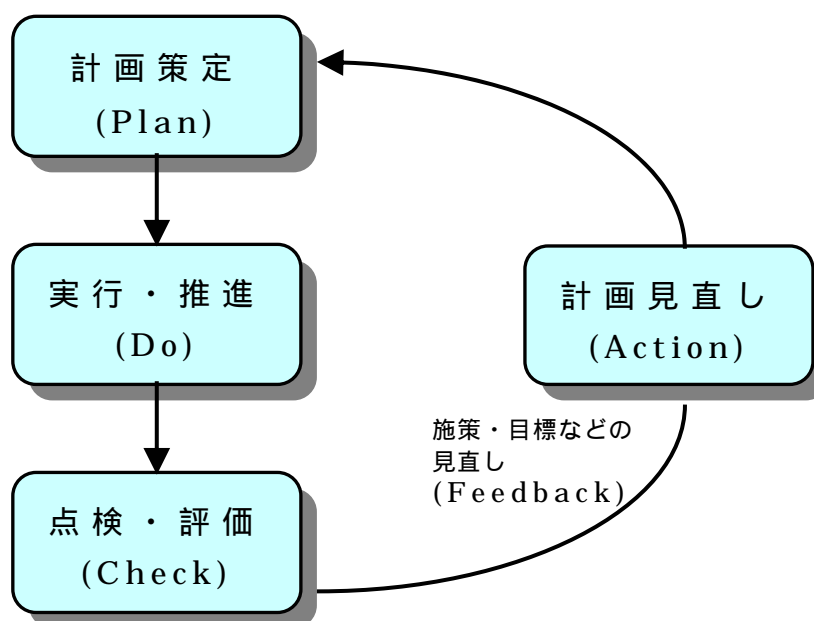


図7-2 計画推進管理のためのPDCAサイクル

環境管理（マネジメント）システムによる計画の進行管理

- ・ 市の施策として「環境基本計画」及び「地球温暖化対策実行計画」を推進していく仕組みとして、環境管理システム(PDCAサイクル)の導入をはかります。
- ・ 庁内の横断的な組織である「(仮称)庁内環境会議」を設置し、施策の実施状況を定期的に調査・把握しながら、全庁的かつ横断的な取り組みの推進をはかります。また、進捗状況の公表を行います。
- ・ 計画や取り組みの進捗状況について把握、評価に努めます。

財政措置

環境基本計画を実践・推進していくために必要な、財政的な措置をはかります。また、市民・事業者・民間団体による取り組みに関して、適正な支援制度や助成制度の導入を検討していきます。

環境報告書の作成

本市の環境の現状、及び環境基本計画に基づく取り組みの進捗状況について、鳴門市環境報告書としてとりまとめを行っていきます。

情報提供の推進

環境の現状や計画に関わる取り組みの進捗状況、さらには環境の取り組みを進めていく上でのさまざまな情報の提供を行っていくため、市広報の有効活用をはじめ、市ホームページでの環境情報の提供、「なると環境新聞」の発行等による環境情報システムづくりについて検討を行います。

参 考 資 料



オニバス

1 鳴門市環境基本条例

平成十三年三月二十七日

条例第二十五号

目次

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等(第七条 第九条)

第三章 環境の保全及び創造に関する施策等(第十条 第二十五条)

第四章 地球環境の保全の推進等(第二十六条)

第五章 鳴門市環境審議会(第二十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、酸性雨の発生、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生活環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保されるように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球の環境と深くかかわっていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における自主的な取組により積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第四条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の自然的、社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、広域的な取組を必要とする場合には、国及び他の地方公共団体その他関係機関(以下「国等」という。)と協力して行うように努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保存するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、地域社会の一員として、本市の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第六条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第二章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第七条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり次に掲げる基本指針に基づき、各種の施策相互の有機的な提携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が本市の自然的、社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、本市の歴史的、文化的特性を生かした快適環境が保全及び創造されること。

(環境基本計画)

第八条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、鳴門市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民の意見を反映するように努めるとともに、あらかじめ、鳴門市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境報告書)

第九条 市長は、市民に対し、環境の状況並びに市の環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況等を明らかにするための報告書を定期的に作成し、公表しなければならない。

第三章 環境の保全及び創造に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について十分配慮しなければならない。

(規制等の措置)

第十一条 市は、公害を防止するために、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

(誘導の措置)

第十二条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを誘導することにより、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(施設の整備等の推進)

第十三条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(良好な水環境の保全等)

第十四条 市は、市民生活に潤いと安らぎを与え、様々な水生生物をはぐむ清流や水辺の環境を保全及び創造するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林及び緑地の保全等)

第十五条 市は、人と自然が触れ合い、みどりに親しむ恵み豊かな市域の形成を図るため、森林及び緑地の保全、緑化の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(良好な景観の形成等)

第十六条 市は、地域の環境の特性に配慮した良好な景観の形成及び歴史的、文化的遺産の保全と活用を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(田園環境の保全等)

第十七条 市は、農業生産と生活環境とが調和した豊かな田園環境を保全及び創造するため、農地の有効利用、農村の生活環境の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(美しい海及びなぎさの保全)

第十八条 市は、市民の憩いの場であり、漁業及び観光・産業等において重要な役割を果たしている美しい海及びなぎさを保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の促進等)

第十九条 市は、環境美化の促進及び美観の保護等を図るため、ごみの投棄及び散乱の防止並びに自転車等の放置の防止等について、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第二十条 市は、環境への負荷の低減を図るため、民間団体等による資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効な利用及び廃棄物の減量に努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第二十一条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、その活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第二十二条 市は、民間団体等が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、指導、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十三条 市は、第二十一条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、適切な情報を提供するように努めるものとする。

(調査等)

第二十四条 市は、環境の保全及び創造に関する施策のために必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(施策の調整等)

第二十五条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するに当たっては、これを調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

第四章 地球環境の保全の推進等

第二十六条 市は、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるとともに、国等と連携し、地球環境の保全に関する情報の収集及び提供、人材の育成により、地球環境の保全に関する地域からの国際協力の推進に努めるものとする。

第五章 鳴門市環境審議会

第二十七条 市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査審議するため、鳴門市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員十人以内で組織する。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

4 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

一 学識経験を有する者

二 市民

三 関係行政機関の職員

四 その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は二年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

7 委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

2 計画策定の経緯

(1) 環境審議会の経緯

【平成 14 年度】

	開催日	審議内容
第 1 回	4 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳴門市環境基本計画の策定について ・ 平成 14 年度の進め方について ・ 市民参加について ・ アンケートの実施について
第 2 回	7 月 27 日	第 1 回 環境ワークショップ（市内視察と市の環境課題についてのグループワーク）のグループのとりまとめ等を委員が担った。
第 3 回	8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ワークショップ実施報告 ・ 自然環境調査実施概要 ・ 市民環境アンケート中間報告 ・ 鳴門市の環境の現状と課題 ・ 今後の進め方 ・ （仮称）「鳴門市ポイ捨て防止等環境美化の促進及び放置自動車の適正な処理に関する条例及び同条例施行規則」（案）について
第 4 回	10 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート集計結果について ・ 第 2 回環境ワークショップについて ・ 計画の枠組みについて ・ 市民会議について
第 5 回	12 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回環境ワークショップについて ・ なると環境新聞の発行について ・ なると環境市民会議について ・ ホームページでの情報公開について ・ 計画のたたき台について
第 6 回	3 月 19 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ なると環境市民会議の実施について ・ 庁内策定会議等の実施について ・ なると環境新聞（学校版）の発行及び配布について ・ 自然環境基礎調査（中間報告）について ・ 計画のたたき台について

【平成 15 年度】

	開催日	審議内容
第 1 回	5 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ なると環境市民会議の実施について ・ 庁内会議の実施について ・ なると環境新聞の発行について ・ 環境シンポジウムの開催について ・ 計画内容について
第 2 回	7 月 23 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ なると環境市民会議の実施について ・ 庁内会議の実施について ・ 環境シンポジウムの開催について ・ 計画内容について
第 3 回	11 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境シンポジウムの開催について ・ 鳴門市環境基本計画（素案案）について
第 4 回	11 月 29 日	なると環境シンポジウム 2003 への参加
第 5 回	平成 16 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳴門市環境基本計画（案）について ・ 答申（案）について

	2月26日	
--	-------	--

(2) なると環境市民会議の経緯

	開催日	審議内容
第1回	平成15年2月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱式 ・ 環境基本計画、計画策定の経緯と今後の予定について ・ 自己紹介 ・ 委員長、副委員長の選任 ・ ポイ捨て条例について
第2回	平成15年3月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳴門市の環境問題に関する自由意見交換
第3回	平成15年4月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議の進め方について ・ 課題テーマごとの意見交換（ごみ問題、自然環境、まちづくり、環境教育・市民活動の4テーマ）
第4回	平成15年5月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ テーマ・グループごとの報告と意見交換（ごみ問題、まちづくり、環境教育・市民活動、自然環境）
第5回	平成15年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民会議意見の取りまとめについて ・ 鳴門市環境基本計画（素案）についての説明・報告 ・ 今後の市民参加について



(3) 計画策定に係るイベント等の経緯

開催日	開催内容	備考
平成14年6～7月	環境アンケートの実施	一般 702人（回収率約35%）、小中学校・鳴門教育大学計700人
平成14年7月27日	環境ワークショップ	参加者数：37名
平成14年11月23日	環境ワークショップ	参加者数：32名
平成15年11月29日	なると環境シンポジウム2003	参加者数：110名

3 答申

平成16年3月5日

鳴門市長 亀井俊明 殿

鳴門市環境審議会
会長 村田勝夫

鳴門市環境基本計画案について（答申）

本審議会は、平成13年7月に「鳴門市環境基本計画」について諮問を受けてより、約2年半にわたり14回の審議会を開催し、基本計画案の検討を重ねてまいりました。検討にあたっては、鳴門市の現況の把握と課題の抽出を行うとともに、市民からの意見も採り入れ、50年先の将来世代を視野に入れた計画となるよう、十分な調査審議を行いました。

その結果、環境基本条例が目指す3つの基本理念の実現にむけた、また市民等全ての主体の参加による環境づくりができる基本計画（案）を別紙のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

なお、本審議会は、市長がこの答申を尊重した環境基本計画を策定し、望ましい環境像の実現にむけ、継続的に施策を推進できるよう努めることを望むものです。

4 名簿

(1) 鳴門市環境審議会委員名簿

氏名	所属	備考
井形 晃	徳島県シルバー大学校 講師	
石本 寛子	徳島保健所 所長	
川村 俊子	未来の子どもを守る会 代表	
木下 覺	徳島県植物研究会 会長	
金 貞均	鳴門教育大学 学校教育学部助教授	
杉本 省二	(株)大塚製薬工場 環境管理課長	
野崎 博文	鳴門市環境衛生組合連合会 会長	副会長
村田 勝夫	鳴門教育大学 学校教育学部教授	会長
村本 宜彦	ナイトライド・セミコンダクター(株)代表取締役	
米本 富美代	徳島県学校薬剤師会 鳴門支部長	

(五十音順)

(2) なんと環境市民会議委員名簿

氏名	所属	備考
秋岡 芳郎	黒崎地区自治振興会	
赤穂 博之	リユ-アル鳴門 21 代表	
天野 大	徳島共生塾	
泉 祐自	鳴門東地区自治振興会	
磯部 慎二	-	
上田 宏	斎田地区自治振興会	
上町 泰次郎	木津神地区自治振興会	
川井 ふみ子	徳島共生塾	
久米 宏次郎	板東地区自治振興会	
佐藤 由紀	リサイクル山田	
佐野 文稔	徳島共生塾	
芝 洋征	EMホ [®] ネットワーク徳島	
島 順次	中央地区自治振興会	
島田 イサオ	徳島共生塾 / 森林ホ [®] ランティア / 省エネホ [®] -センター	
杉内 多恵子	-	
田淵 養	板東地区自治振興会環境部会	
中野 久太郎	瀬戸地区自治振興会	

長山 隆彦	鳴門西地区自治振興会	
林 一重	里浦地区自治振興会	
播磨 繁夫	川東地区自治振興会	
三浦 啓親	板東地区自治振興会企画部会 / 徳島共生塾	委員長
宮崎 敏明	堀江地区自治振興会	
村元 信江	花街道・地域づくりネットワーク / 徳島共生塾	
山田 準一	板東ホランティアグループ	
大和 勉	-	
吉田 宏子	鳴門教育大学	副委員長
吉成 幸雄	大津地区自治振興会	
脇谷 功	桑島地区自治振興会	
渡邊 高彬	北灘地区自治振興会	

(五十音順)

(3) 鳴門市環境基本計画策定事業に係る課長会委員名簿

所 属	氏 名
総務部	総務課長 喜多 哲
総務部	財政課長 富田 崇夫
企画調整部	政策調整課長 三木 義文
市民福祉部	市民課長 寺沢 久子
市民福祉部	市民活動推進課長 鉄野 美穂
市民福祉部	児童福祉課長 三宅 敏勝
環境衛生部	環境政策課長 富士 秋広
環境衛生部	衛生センター管理課長 山内 秀治
経済部	商工観光課長 市橋 正成
経済部	農林水産課長 斎藤 俊雄
経済部	耕地課長 廣川 多門
建設部	管理課長 満村 幸久
建設部	土木課長 後藤 敏彦
建設部	都市計画課長 森北 伸年
競艇部	管理課長 大島 茂幸
水道部	業務課長 浜川 博満
運輸部	運輸課長 矢金 満
消防本部	警防課長 島田 正幸
教育委員会	教育総務課長 矢野 満夫
教育委員会	学校教育課長 喜多 良雄
教育委員会	生涯学習課長 松前 敏夫
農業委員会事務局	事務局長 岡部 晃資

なると環境プラン 2004

- 鳴門市環境基本計画 -

発行 鳴門市
環境衛生部 環境政策課
〒772-0004 鳴門市撫養町木津 200
電話：088-684-1141
E-mail：kankyo@city.naruto.lg.jp

発行日 平成 16 年(2004 年) 3 月

編集 (財)日本生態系協会
〒171-0021 東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
電話：03-5951-0244

()「やらいでか!」:「やらないでいられるか!」が縮まったと言われ、最近は少なくなったが鳴門市域でも使われていた言葉。環境問題は、地球市民全員の問題であり、しかも待ったなしの危機的な状況にあります。「やらいでか!」の言葉には、そんな危機的状況にある今「やらないでどうする!」という気合いと「みんなで一緒に取り組もうよ!」という呼びかけの意味を込めています。